

茅ヶ崎市政策評価の外部評価結果への対応方針

平成26年11月

茅ヶ崎市政策評価の外部評価結果への対応方針 目次

政策評価の外部評価結果への対応方針の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

政策評価の外部評価結果への対応方針の反映先分類図・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

政策評価の外部評価結果への対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

政策目標	政策目標主管部局名	頁
1 次世代の成長を喜び合えるまち	こども育成部	5
2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち	教育推進部	11
3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち	教育総務部	19
4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち	文化生涯学習部	23
5 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち	保健福祉部	29
6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち	市立病院	39
7 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	環境部	45
8 安全で安心して暮らせるまち	市民安全部	55
9 生命や財産が守られるまち	消防本部・消防署	61
10 魅力にあふれ住み続けたいまち	都市部	67
11 だれもが快適に過ごせるまち	建設部	73
12 快適な水環境が守られるまち	下水道河川部	79
13 地域の魅力と活力のある産業のまち	経済部	83
14 農地の適正で有効な利用を図る	農業委員会事務局	89
15 社会の変化に対応できる行政経営	企画部	93
16 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営	総務部	101
17 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営	財務部	109
18 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る	会計課	115
19 住民の意思を行政に反映させる	選挙管理委員会 事務局	119
20 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する	監査事務局	123

政策評価の外部評価結果への対応方針の見方

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

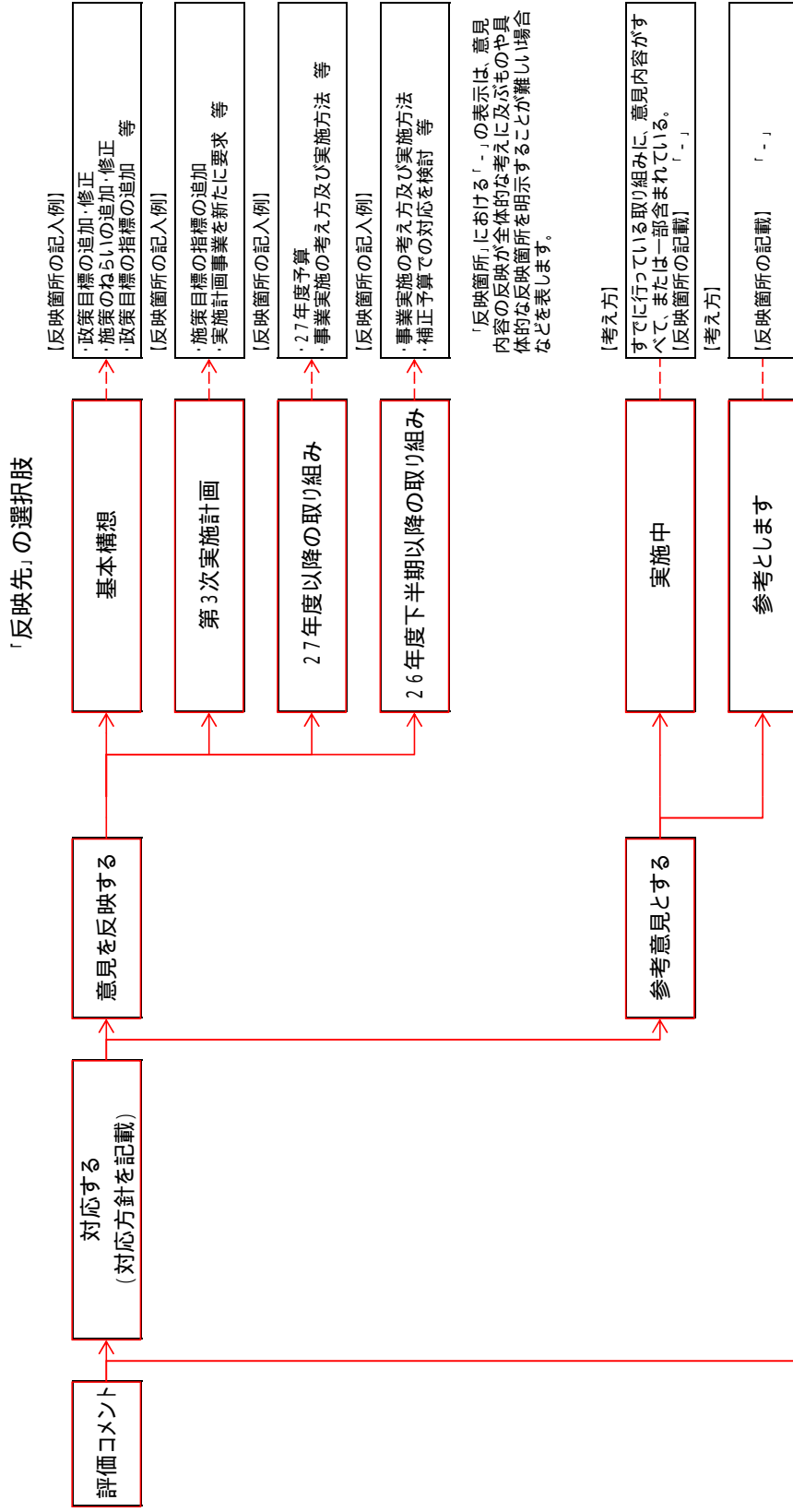
主管部局名	選挙管理委員会事務局	主管部局の名称を表しています。	
政策目標	19 住民の意思を行政に反映させる	主管部局の目標(政策目標)を表示しています。	
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	住民の意思を行政に反映させる(選挙管理委員会事務局)		
		政策目標の達成に向けた施策(各課)の目標を表示しています。	
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント		
	<p>選挙管理委員会の業務の第一は、公正・公平であり、その原点は見失わないように、今後も効率的・効果的に選挙が執行できるように努力して欲しい。</p> <p>基本的には市民の政治意識(民意)の問題である。</p> <p>若年中年層の投票率向上が一番の課題と思う。明るい選挙推進協議会の存在をもっと上手くアピールし、若手のエンジニアの登用を行って行く必要性を感じる。</p> <p>戦略としては中・高・大学での教</p> <p>市民の日常生活と議員による政治</p> <p>市民は日々幸せなのか。何か問題</p> <p>住民の意思を行政に反映させると</p> <p>か、事務局は補佐する所と考えるが</p> <p>低いのは、市民が投票に対して何か</p> <p>課題となっているのが、調査して周知する等の対策が必要である。</p> <p>住民投票についてはその条例が検討されており、選挙管理委員会事務局で行うことになると思うが、その対応については検討が必要である。</p>	総合計画審議会委員及び行政改革推進委員会委員からの政策目標達成に向けた総合的な視点による評価コメントを表示しています。	
	これまでの取り組みと成果について		
	(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況	<p>基本的な業務は十分に達成していると考えられるが、啓発等の成果は投票率には現れておらず、啓発事業の効果等がどの程度、出ているかは、確認できない。</p> <p>期日前投票所の増設は当日選挙に行けない人々に投票の場を広く提供するという意味で、目標達成の効果は大きいと思う。しかし、問題の本質は、全体の投票率(期日前+当日)であり、期日前投票は投票率のダウンを止める効果はあるが、全体の投票率をアップさせることには直結しないと思う。</p> <p>小和田公民館での期日前投票所増設評価できる。</p> <p>来年の地方統一選挙に向け、市役所の必要性が考えられる。</p> <p>明るい選挙推進協議会や文教大生など効果の指標がないので判断しづら</p>	総合計画審議会委員及び行政改革推進委員会委員からのこれまでの取り組みや成果の視点による評価コメントを表示しています。
	(2) 戦略的な政策展開の状況	<p>期日前投票所を設けることは、投票の利便性を上げられる点で効果があると考えられる一方で、選挙のない期間も専任職員体制をもっていることは、どれだけの成果をあげられているかは、疑問である。</p> <p>投票日当日の会場増設は有効な政策ではあると思うが、近い所に行くということに止まり、投票数が分散されるだけだと思う。市としては経費のムダ遣いになるかもしれない。</p> <p>課題認識は、あっていると思う。期日前投票所の増設及び投票所の整備という意味での見直しが必要である。明るい選挙推進協議会は、あまり知られていないので、もう少しいろいろの部分でのアピールをしつつ、会員の募集及び新たな啓発活動の検討が必要と考える。</p>	
課題認識と解決への方策について	<p>期日前投票所は設置する方向で検討中である。少なくとも現行の指標は</p> <p>専任職員による事務体制について</p> <p>「明るい選挙推進協議会」は老人の方にお願いしないのか。市民ボランティアの良いチャンスと思えるが。</p> <p>こちらも認識は正しいと考える。</p> <p>が必要である。明るい選挙推進協議会でのアピールをしつつ、会員の募集及び新たな啓発活動の検討が必要と考える。</p>	総合計画審議会委員及び行政改革推進委員会委員からの課題認識と解決に向けた視点による評価コメントを表示しています。	

政策評価の外部評価結果への対応方針の見方

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント		対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>選挙管理委員会の業務の第一は、公正・公平であり、その原点は見失わないように、今後も効率的・効果的に選挙が執行できるように努力して欲しい。</p>	<p>各種選挙を公正かつ適正に管理執行するために常に体制を整えておくとともに、選挙経費や啓発経費についても業務の改善を図りながら効率的に執行します。</p>	<p>実施中</p>	-	
<p>若う。早く視野に動も</p>	<p>茅ヶ崎とは、若いが、状況を周知検討し</p>	<p>左記のコメントに対する市の考え方や取り組み状況などを示しています。</p>	<p>対応方針の反映先とその反映箇所を表示しています。</p> <p>反映先の分類については、別紙「政策評価の外部評価結果への対応方針の反映先の分類図」を参照</p>	
<p>戦略的 思う</p>	<p>大切と 若い を担う すので しなが</p>			
<p>市 投票</p>	<p>できれば 投票 点、候 ると考 事業も んでい</p>			
<p>住 標は きか 役割 率が なっ 必要</p>	<p>政策目 あるべ 本当の 、投票 課題と 対策が</p>			
<p>総合計画審議会委員及び行政改革推進委員会委員によるコメントを表示しています。</p> <p>委員コメントが単なる現状確認などの場合、対応方針を記載していない場合もあります。</p>	<p>選挙管理委員会選挙に関する選挙にまた、あの上、反など、この投票率については、選挙の種類や年齢層別により違いがありますが、年齢階層では特に20代から30代の投票率が低い傾向となっているため、若年層に対する啓発事業を積極的に行っています。一般的に、投票率の低下の理由として、政治への無関心、政治への不満や不信、支持対象がない、投票しても影響がないと考えられることなどが挙げられます。選挙管理委員会としては、選挙に対する常時啓発や選挙時の啓発を充実するとともに、あらゆる機会を通じて有権者の意向を聴取し、投票環境の整備を行い投票率の向上に努めています。</p> <p>なお、ご質問の選挙に関する意識や行動について調査し、結果を公表することは可能であるため、今後検討していきます。</p>	<p>27年度以降の取り組み</p>	<p>事業の実施方法</p>	
<p>住民投票についてはその条例が検討されており、選挙管理委員会事務局で行うことになると考えるが、その対応については検討が必要である。</p>	<p>住民投票条例については、本年度に設置されました茅ヶ崎市住民投票制度検討委員会（行政総務課所管）において今後調査審議することとなっています。この中で選挙管理委員会の位置づけについても検討されることとなるため、その審議内容に基づいて対応を図っていきます。</p>	<p>26年度下半期以降の取り組み</p>	-	

政策評価の外部評価結果への対応方針の反映先分類図



政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	こども育成部
政策目標	1 次世代の成長を喜び合えるまち
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	1 安心して子どもを育てることを支援する(子育て支援課)
	2 ニーズに合った多様な保育を行う(保育課)
	3 子どもの健康な成長を支援する(こども育成相談課)
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①出生率が全国平均よりも低い茅ヶ崎市を子育て支援体制の充実を図り、安心子育てのまちに成長させてほしい。</p> <p>②少子高齢化に伴う待機児童の対策については細かなニーズを把握するとともに、母親への支援の充実を図る必要が感じられる。</p> <p>③ジェンダー統計と他部署との連携について、子育てに関する市民意識が当市の保育環境の未整備に一部起因していることも忘れてはいけない。国際的にみて日本の男女平等指数の低い要因のひとつとして、女性のキャリアの中断がある。男女共同参画プラン推進協議会からの指摘にある通り、市民のライフサイクルの変化に対応した需要を的確に把握するために統計をジェンダー平等の視点から分析(ジェンダー統計の実施)し、子育て支援策に生かすことが必要である。</p> <p>④施策の実行にあたっては、子育てが女性のみ責任として捉えられることがないようにジェンダー平等に基づいた視点に常に配慮することが必要であり、他部署との連携が重要になってくる。</p> <p>⑤平成32年が確実であると言うならば、民間では今あるものの活用と外部との連携で、今を乗り越える事を考える。その時に最重要なことは、質・クオリティの問題である。コストは二の次である。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	<p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑥待機児童の解消に向けての保育所の開設や無認可保育所に対する援助等の努力は認めるが、いたちごっこの様相は横浜市の例を見ても明らかである。</p> <p>⑦待機児童の解消に向けた動きとして新規保育園の開設等努力されてきているが、今後年少人口が大幅に減少するというのであれば施設の増は再検討し、ソフト面での対策を考えるべきと考える。</p> <p>⑧保育園の増設や児童クラブの整備があらたな需要を生み出し、待機児童の発生ということにつながっており、目標の達成がみえにくくはなっているが、この状況は起こるべくしてのものであり、目標指数等を下げることなく、新たな住民の要求も含めて、新制度のもとに対応していくべきである。</p> <p>⑨来年4月より、幼稚園でも子育て施設として機能するようだが、もっと積極的に家庭的保育事業の組織化を図ってはどうか。</p> <p>⑩多様な保育ニーズに考慮した保育サービスは、今後も益々必要とされる状況がある。保護者の負担ができるだけ軽くなるような施策に取り組むべきである。</p> <p>⑪公正取引委員会報告では、多くの自治体が株式会社の参入を妨げていると言っている。本市ではどうなのか。女性の社会進出は今や国是である。</p> <p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑫臨時職員等を含めたこども育成部全職員で、施策展開を図ることに努力していることは高く評価をする。</p> <p>⑬児童クラブへの取り組みを大いに評価する。私見になるが、児童クラブに通っている児童は皆楽しんでいるように見える。最初からお互いを良く知る仲間達であり、指導員の言う事を良く聞いている。行きも帰りも仲間がいるから安心である。惜しむらくは、もっと広い場所を提供できればと感じる。将来は、公民館・青少年会館等を凌駕する存在になると思うし、育成の方向性も見えるのではないかと。</p> <p>⑭多様な子育ての環境を整えることについて、茅ヶ崎市民の子育てと就労に対する意識調査からは、女性が一時期キャリアを中断して子育てをし、再度就労を希望する市民の割合が高いことが理解でき、多様な保育形態の提供を含めた保育環境の整備が望まれる。</p> <p>⑮新設保育園の増加に伴い入園児童数が平成21年に比べ700人も増えた一方、待機児童数が減っていないということについて、待機児童の内容をもう少し踏み込んだチェックをしてほしい。</p>

<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>課題認識と解決への方策について</p>
	<p>⑩保育士不足に対して、その確保と資質の向上が課題であるとの認識は大事な視点であると思う。 ⑪保育場所をニーズの観点からみると、預ける方からすれば近距離にある方が良く、また通勤を要する共働き世帯では駅近くの無認可保育所が利便性が高いと感じられる。 ⑫家庭的保育や無認可保育などの多様なニーズに対応した保育サービスの充実に向け、その質・対価の吟味をして行く必要がある。 ⑬育児に対して、きめ細かな対応・サポートが必要である。少子化の中で生まれて来る子供達を地域全体で大切にしたいと考える。 ⑭子ども・子育て支援新制度のもとでの保育園の入所基準については、当市独特の保育ニーズに対応するため、就労時間の制限については一考を要する。 ⑮待機児童の問題について、今後の年少人口の減少に伴うニーズの多様化を適確にとらえ施設の増だけでなく、ソフト面での運用をもう少し踏み込んで考えていく必要がある。 ⑯新たに予定されている「母子に関する心身の健康状態の把握」の指標については、児童虐待防止の観点からも重要であるが、そこに、パートナーを含めた周囲の支援がどれだけあるかということも把握できるような実態が指標に反映できるような工夫を望む。</p>

こども育成部

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
②少子高齢化に伴う待機児童の対策については細かなニーズを把握するとともに、母親への支援の充実を図る必要が感じられる。	平成25年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」により、母親の就労状況において、パート就労などの短時間就労の状況が多い状況となっています。フルタイムの就労時間に対する待機児童のみならず、多様な保育ニーズに向け、認可保育園の整備のほか、3歳未満の6人から19人の乳幼児を対象とした小規模保育の整備等、さまざまな方法により実施します。 また、待機児童対策とあわせ、子育てに関する不安の軽減を図るための相談業務等の充実を図ります。（保育課、子育て支援課）	27年度以降の取り組み	(仮称)子ども・子育て支援事業計画(28年度以降含む)
③ジェンダー統計と他部署との連携について、子育てに関する市民意識が当市の保育環境の未整備に一部起因していることも忘れてはならない。国際的にみて日本の男女平等指数の低い要因のひとつとして、女性のキャリアの中断がある。男女共同参画プラン推進協議会からの指摘にある通り、市民のライフサイクルの変化に対応した需要を的確に把握するために統計をジェンダー平等の視点から分析（ジェンダー統計の実施）し、子育て支援策に生かすことが必要である。	ちがさき男女共同参画推進プラン協議会の答申（平成26年3月）にありましたジェンダー統計の必要性については、今後各課において、意識して統計がとられることから、関係各課と連携し、子育てに関連する事項において状況把握を行います。（子育て支援課）	27年度以降の取り組み	(仮称)子ども・子育て支援事業計画(28年度以降含む)
⑦待機児童の解消に向けた動きとして新規保育園の開設等努力されてきているが、今後年少人口が大幅に減少するというのであれば施設の増は再検討し、ソフト面での対策を考えるべきと考える。	現在の待機児童の状況からすると、まだ保育園が不足している地域については保育園の開設を進めていきます。また、保育園入園申請の際に保護者の就労状況等を聞き取り、必要に応じ他の保育サービスの紹介等を行っています。（保育課）	実施中	—
⑧保育園の増設や児童クラブの整備があらたな需要を生み出し、待機児童の発生ということにつながっており、目標の達成がみえにくくなっているが、この状況は起こるべくしてのものであり、目標指数等を下げることなく、新たな住民の要求も含めて、新制度のもとに対応していくべきである。	ご指摘のとおり、保育園の整備が新たな需要が生じている状況がありますが、今後の乳幼児の人口推計や、平成25年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）」の利用意向等から保育のニーズ量を見込み、的確に対応します。（保育課）	27年度以降の取り組み	(仮称)子ども・子育て支援事業計画(28年度以降含む)
⑨来年4月より、幼稚園でも子育て施設として機能するようだが、もっと積極的に家庭的保育事業の組織化を図ってはどうか。	家庭的保育事業は平成26年7月1日現在で26人の児童を保育し、待機児童対策の一環として機能しています。しかしながら一方で保護者の中には保育園における集団保育を希望する方も少なからずいらっしゃいます。家庭的保育事業は子ども・子育て支援新制度にも位置づけられており、今後は待機児童数の推移や保育ニーズの動向を見極めながら事業の充実を図っていきます。（保育課）	参考とします	—
⑩多様な保育ニーズに考慮した保育サービスは、今後ますます必要とされる状況がある。保護者の負担ができるだけ軽くなるような施策に取り組むべきである。	各種の保育サービスについては、保護者の方が利用しやすいように今後も内容について研究していきます。利用料については受益者負担の考え方から、応能の負担をしていただくと考えています。（保育課）	参考とします	—
⑪公正取引委員会報告では、多くの自治体が株式会社の参入を妨げていると言っている。本市ではどうなのか。女性の社会進出は今や国是である。	認可保育園の整備は、本市においては、社会福祉法人のほか、株式会社の参入についても広く推進しています。既に、平成26年4月現在、29園の認可保育園のうち、3園となっており、26年度中に新たに2園の株式会社の認可保育園が開設する予定です。（保育課）	実施中	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑬児童クラブへの取り組みを大いに評価する。私見になるが、児童クラブに通っている児童は皆楽しんでいるように見える。最初からお互いを良く知る仲間達であり、指導員の言う事を良く聞いている。行きも帰りも仲間がいるから安心である。惜しむらくは、もっと広い場所を提供できればと感じる。将来は、公民館・青少年会館等を凌駕する存在になると思うし、育成の方向性も見えるのではないか。</p>	<p>茅ヶ崎市児童クラブは、児童一人当たりの専用区画を1.65㎡として定員を算出し、児童の受け入れを行っています。 「子ども・子育て支援新制度」の本格稼働に向け、国の基準に基づき、市町村が制定することとされている「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」においても、児童一人当たりの専用区画は1.65㎡以上と規定されており、この点からも、現在、茅ヶ崎市児童クラブは、国の基準を満たした運営が実施されているものと考えています。 地域や小学校と連携し、校庭や公園などでの外遊び等も取り入れながら、児童が伸び伸びと過ごせるように努めます。（保育課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑭多様な子育ての環境を整えることについて、茅ヶ崎市民の子育てと就労に対する意識調査からは、女性が一時期キャリアを中断して子育てをし、再度就労を希望する市民の割合が高いことが理解でき、多様な保育形態の提供を含めた保育環境の整備が望まれる。</p>	<p>平成25年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」の結果等を踏まえ、平成27年度から5年を計画期間とする（仮称）茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画を策定し、多様な保育ニーズに対応します。（保育課）</p>	<p>27年度以降の取り組み</p>	<p>（仮称）子ども・子育て支援事業計画（28年度以降含む）</p>
<p>⑮新設保育園の増加に伴い入園児童数が平成21年に比べ700人も増えた一方、待機児童数が減っていないということについて、待機児童の内容をもう少し踏み込んだチェックをしてほしい。</p>	<p>新設保育園は新たな保育需要を掘り起こす傾向にあり、定員数の増加が待機児童数の減少に直結していない状況です。政策評価シートにお示しした待機児童数は新基準とよばれるもので、ひとつの保育園のみ申請している方や、求職中の方、認定保育施設に在園している方等は除いた数字となっています。入園申請の際には、保護者の方の就労や家族等の状況をお聞きしており、必要に応じて他の保育サービスの紹介も行っており、今後も保護者のニーズの把握に努めていきます。（保育課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑯保育士不足に対して、その確保と資質の向上が課題であるとの認識は大事な視点であると思う。</p>	<p>保育士の資質の向上については、市主催の研修会を年8回程度実施しています。また、県等が主催する研修についても、各保育園に案内しています。保育士の確保については、今後とも県及び保育園園長連絡会と情報交換を密に図りながら、対策を検討していきます。（保育課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑰保育場所をニーズの観点からみると、預ける方からすれば近距離にある方が良く、また通勤を要する共働き世帯では駅近くの無認可保育所が利便性が高いと感じると思われる。</p>	<p>入園申請における希望園からみると、ご指摘のとおり保護者の方等の居住地近くの保育園を選ばれる方が多いと認識しています。また茅ヶ崎駅近くの保育園は待機児童が多く、この地域は認可保育園・認可外保育施設を問わず保育施設の需要が高いと考えます。（保育課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑱家庭的保育や無認可保育などの多様なニーズに対応した保育サービスの充実に向け、その質・対価の吟味をして行く必要がある。</p>	<p>家庭的保育事業については、家庭的保育支援者が家庭的保育者を概ね月2回程度巡回し、保育内容等の確認等を行っています。また、認可外保育施設に対しては、各施設に対して概ね年1回程度神奈川県とともに立入調査を行い、保育内容や施設設備等について調査し、必要に応じて指導を行っています。（保育課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

こども育成部

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑱育児に対して、きめ細かな対応・サポートが必要である。少子化の中で生まれて来る子供達を地域全体で大切にしたいと考える。</p>	<p>核家族化による子育て世帯の孤立化を防ぐためにも、地域での支援が必要であると考えています。安心して子育てしやすい環境を整えるため、地域の方がお子さんを預かるファミリーサポートセンター事業をはじめ、子育て支援の充実を図ります。（子育て支援課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑳子ども・子育て支援新制度のもとでの保育園の入所基準については、当市独特の保育ニーズに対応するため、就労時間の制限については一考を要する。</p>	<p>平成25年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」の結果も踏まえ、多様な保育ニーズに対応する上で、保育を必要とする就労時間の下限時間を月80時間から64時間に基準を緩和し、実施する予定です。（保育課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>条例制定</p>
<p>㉑待機児童の問題について、今後の年少人口の減少に伴うニーズの多様化を適確にとらえ施設の増だけでなく、ソフト面での運用をもう少し踏み込んで考えていく必要がある。</p>	<p>現在の待機児童の状況からすると、まだ保育園が不足している地域については保育園の開設を進めていきます。また、保育園入園申請の際に保護者の就労状況等を聞き取り、必要に応じ他の保育サービスの紹介等を行っています。（㉑と同じ）（保育課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉒新たに予定されている「母子に関する心身の健康状態の把握」の指標については、児童虐待防止の観点からも重要であるが、そこに、パートナーを含めた周囲の支援がどれだけあるかということも把握できるような実態が指標に反映できるような工夫を望む。</p>	<p>母子保健訪問の訪問率向上は、児童虐待の早期発見や未然防止に直接結びつくことから、子育て世代の家庭状況や地域での支援状況を的確に把握し、子育てに不安や悩みを抱える家庭が必要とする養育支援の更なる充実を図っていきます。（こども育成相談課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>教育推進部</p>
<p>政策目標</p>	<p>2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>4 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる学校教育を推進する(学校教育指導課) 5 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する(社会教育課) 6 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる(青少年課) 7 地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる(図書館) 8 教育理念を実現する政策を推進する(教育政策課) 9 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する(教育センター)</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①学校教育だけでなく、地域人材の学校派遣や公民館、図書館の活用など幅広い学習機会を展開していると評価できる。 ②教育力に富んだまちの実現には、地域ぐるみの取り組みが必須である。そして、市と住民の接点となるのが公民館を始めとした公共建築物だと思う。それらの運用と活用をさらに進め、地域の協力者・支援者等を募りながら、きめ細かく住民全体のレベルアップを図るようであればと考える。 ③政策目標「次世代をはぐくむ教育力に富んだまち」を全市民が意識して、街中の子どもたちにやさしさと厳しさをもって接するそんな茅ヶ崎市を目指してほしい。 ④文化財についてはもう少し一般向けの情報PRが必要と思われる。 ⑤若い教員の増加に伴い、より丁寧な人材育成の取り組みが求められる。 ⑥「次世代をはぐくむ」というよりは「様々な世代がともに歩むまちづくり」を目指すという視点で、市民自らの学習をさらに支援できるような行政職員体制を、質・量ともに再構築する必要がある。 ⑦ともすると「教育」という言葉に抵抗を感じたり、無関係と感ずることも懸念される。しかし市民の求めに応じ、市民自らが学ぶことを保障する「機関」として存在する「社会教育施設」について、環境を整え、さらにアピールしていくことは必要である。 ⑧すべての世代に対して、市民の学習を支え、市民自治を醸成することがこの部署の最重要の目標であり、「茅ヶ崎市自治基本条例」に基づいて、市民自治、市民参加のあり方を学ぶ機会を、各施設で検討することが必要である。 ⑨教員の質と生徒の学力アップは連動している。経験の浅い教員への完璧なサポート体制の構築が必要である。</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑩いじめ、不登校等の早期解決について、情報交換、研究協議会の開催など指導助言を行い、早期の発見ができていたとこのことであり評価するが、まだまだ表に出ない見えない部分があるように思える。きめ細かい対策をお願いする。 ⑪文化財の下寺尾遺跡については、もっと一般への分かりやすいPRをお願いする。 ⑫学校教育と社会教育という2本の柱で市民の学習を支えていこうとする方針は評価するが、具体的な成果として見えにくいいため、ともすると予算および人員の削減につながりやすく、所管課としては心して施策の実行にあたるよう求める。 ⑬教育基本計画の見直しにあたっては、実行的な推進につながる計画を求めるとともに、今回の法律改正にあたっては教育委員会の独立性を損なうことのないように制度を整備していくことを求める。 ⑭教員の研修については、地域との交流ということで効果を発揮している例もあり、机上の研修にとどまらず、住民や子どもたちとともに成長ができるような取り組みを望む。 ⑮若い教員へのサポート体制は、直接「次代をはぐくむ教育力」に直結するため、更なる取り組みを行い、教員本来の「授業」に専念できる体制を早くお願いする。 ⑯学びの質向上のための、指導・助言や外部からの指導協力者等の取り組みは大いに結構である。 ⑰教育用パソコンの配備については、早急に実施に向けた方策が必要と考える。 ⑱地域に対しては、「地域教育懇談会」の取り組みは大賛成である。懇談会を通じて地域の特性や文化が周知できる。子育ての出前講座では目標を上回る成果とのこと、今後の発展を期待する。 ⑲地域教育懇談会などを通じて、基本理念である「学び合い育ち合う、みんなの笑顔がきらめくひとづくり」を社会全体のテーマとして、今後も取り組んでほしい。 ⑳地域コミュニケーションができあがれば、自ずと郷土や文化財を大切に作る心が生まれると思われる。 ㉑「いじめ」の早期発見、早期解決というテーマは、学校教育現場では奥の深い、大変難しい課題ではあるが、個の教員だけでなく、学校全体あげて取り組む姿勢を作ることが、見えてこない「いじめ」をも予防する手立てになると思われる。</p>

<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>②特別な配慮が必要な児童・生徒の特別支援学級の増設については全小中学校に向けてさらに増設しようとしているのか、あるいは何校かに集約するか検討が必要と考える。</p> <p>③特別な配慮が必要な児童・生徒のために特別支援学級の増設を進めている施策は評価する。ただし、担当する教員の資質と研修には、是非十分な配慮をお願いしたい。</p> <p>④定型的事業が多い中で、子どもたちを取り巻く新たな社会的課題にも対応していくことは、業務量の増加とともに、担当する職員の質も問われてくる。臨時・非常勤、専門職、行政職員など各員の役割を明確にし、日々の対応で市民に不利益にならないよう共通の認識を持つことが必要である。また、法律および市の条例上定められた「教育施設」の民間活力の導入においては同様に慎重に対応することを望む。</p> <p>⑤「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」の早期策定を希望する。</p> <p>⑥公民館等の施設は、子供達を含め地区住民との接点である。老朽化は仕方ないもののトイレ等の設備改善は今後も続けてほしい。少なくとも自宅レベル以上のグレードで対応してほしい。</p> <p>⑦小学校ふれあいプラザは、安全に子供達を守る観点から素晴らしい取り組みである。今後も学習アドバイザーの協力を得て、発展させてほしい。</p> <p>⑧地域教育懇談会や市民向けの出前講座も積極的な展開を期待する。</p>
	<p>課題認識と解決への方策について</p> <p>⑨各施設の年数がたってきており、特に耐震性ととも設備関係の不安が感じられる。公民館などのトイレ改修についてなど評価できるが空調機の設置をお願いしたい。</p> <p>⑩公民館等の公共建築物は、災害時の緊急避難先としての機能を持つことは当然であるが、海岸線に存する建物の避難を含めた整備をどのようにするのか。喫緊の問題である。</p> <p>⑪高齢者の活用について、もっと具体的な場の提供がほしい。</p> <p>⑫個別の計画の進捗管理及び課題抽出を附属機関等での審議の充実を図り、実行するとともに、積極的に公表し、事業・施策の内容が市民に理解しやすいようにする必要がある。教育基本計画および実施計画の見直しに際しても同様である。</p> <p>⑬情報モラル教育は、パソコンの配備計画とともにその功罪を正しく教育する必要があり、情報通信企業等の協力を得ることも重要かと考える。</p> <p>⑭LINEなどの閉鎖的なインターネット環境は、ますます難しい状況になってきていると思われるが、国の施策にも注視して子どもたちが健全な方向に進むような取り組みを期待する。</p> <p>⑮教員の世代交代は、研修の充実はもとよりOBによるメンタルヘルスを含めたサポート体制が必要と思料する。</p>

教育推進部

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①学校教育だけでなく、地域人材の学校派遣や公民館、図書館の活用など幅広い学習機会を展開していると評価できる。	-	-	-
②教育力に富んだまちの実現には、地域ぐるみの取り組みが必須である。そして、市と住民の接点となるのが公民館を始めとした公共建築物だと思う。それらの運用と活用をさらに進め、地域の協力者・支援者等を募りながら、きめ細かく住民全体のレベルアップを図るようであればと考える。	<p>公民館では、多様な地域住民の方の協力・支援をいただきながら、子ども事業や地域ふれあい事業、学習成果の還元事業などを多数実施しています。また、公民館で活動するサークル・団体が公民館での活動にとどまらず、地域でさまざまな取り組みをされることが、教育力に富んだまちの実現につながる（地域全体の向上を推進する）ものと考えます。</p> <p>青少年会館・海岸青少年会館においては、地域や利用団体の協力を得ながら、多くの自主事業を行うとともに、身近な講師を発掘するなど市民全体のレベルアップを図ります。</p> <p>図書館においては、単に本を読んだり、貸し出しをする場だけでなく、人と人をつなぐコミュニケーションの場として、多様化したニーズに応えることができるような取り組みを行ってまいります。また、本市には、知識や技術、経験を社会に生かしたいと考えている市民や団体も多く、地域の大切な教育資源となっています。これらの団体や市民との連携を密にし、積極的に意見交換をして情報収集を行っているところです。さらに支援者の養成を目的とした講座等も行っています。</p> <p>今後も引き続き、地域の皆さんの協力を得ながら各種事業を展開するとともに、地域の教育力向上を目指してまいります。（社会教育課・青少年課・図書館）</p>	実施中	-
③政策目標「次世代をはぐくむ教育力に富んだまち」を全市民が意識して、街中の子もたちにやさしさと厳しさをもって接するそんな茅ヶ崎市を目指してほしい。	今後も引き続き、「茅ヶ崎市教育基本計画」に基づき、次世代育成を図るため、学校、家庭、地域が連携を図りながら各施策を推進してまいります。（教育政策課）	参考とします	-
④文化財についてはもう少し一般向けの情報PRが必要と思われる。	一般向けのPRについては、これまでも広報紙やパンフレット等を通し周知を行ってきました。今後もより市民の皆さまが分かりやすいパンフレットの作成など様々な機会を通して広くご理解とご協力をいただけるよう努めます。（社会教育課）	実施中	-
⑤若い教員の増加に伴い、より丁寧な人材育成の取り組みが求められる。	教員研修については、県立総合教育センター等関係機関と連携を図りながら、初任者研修等教職員人材育成事業において、特に初任から5年間の連続した研修を指導主事と経験豊かな教育指導員を活用して実施するとともに、学校内研修支援事業の中で学習指導講座を実施するなど、各学校での人材育成を支援しています。また、25年度、新採用臨時的任用職員を対象とした教育指導員による訪問研修を始めましたが、26年度は年2回とし、必要に応じた研修を行う支援体制を強化させています。今後とも、研修内容の充実を図るとともに、要請訪問研修を学校の求めに応じて実施します。（教育センター）	実施中	-
⑨教員の質と生徒の学力アップは連動している。経験の浅い教員への完璧なサポート体制の構築が必要である。	教員研修については、県立総合教育センター等関係機関と連携を図りながら、初任者研修等教職員人材育成事業において、特に初任から5年間の連続した研修を指導主事と経験豊かな教育指導員を活用して実施するとともに、学校内研修支援事業の中で学習指導講座を実施するなど、各学校での人材育成を支援しています。また、25年度、新採用臨時的任用職員を対象とした教育指導員による訪問研修を始めましたが、26年度は年2回とし、必要に応じた研修を行う支援体制を強化させています。今後とも、研修内容の充実を図るとともに、要請訪問研修を学校の求めに応じて実施します。（教育センター）	実施中	-

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑥「次世代をはぐくむ」というよりは「様々な世代がともに歩むまちづくり」を目指すという視点で、市民自らの学習をさらに支援できるような行政職員体制を、質・量ともに再構築する必要がある。	次世代育成のためには、大人の学びと成長が重要であり、市民の学習を支援できる体制づくりは必要です。今後も市民の広範かつ高度な要求にも対応していくように、職員の自己研鑽はもとより効果的な職員研修を行うとともに、職員体制の充実を目指します。（教育政策課・社会教育課）	実施中	—
⑦ともすると「教育」という言葉に抵抗を感じたり、無関係とすることも懸念される。しかし市民の求めに応じ、市民自らが学ぶことを保障する「機関」として存在する「社会教育施設」について、環境を整え、さらにアピールしていくことは必要である。	社会教育施設は地域の方々が学び合い、成長していくための学習機会の提供等、重要な役割を持っています。 今後も、より多くの地域の方々に来館していただけるよう、取り組み等について様々な機会に周知するとともに、事業の充実に努めます。（教育政策課・社会教育課・図書館）	実施中	—
⑧すべての世代に対して、市民の学習を支え、市民自治を醸成することがこの部署の最重要の目標であり、「茅ヶ崎市自治基本条例」に基づいて、市民自治、市民参加のあり方を学ぶ機会を、各施設で検討することが必要である。	社会教育では、様々なテーマによる学習機会の提供により、参加した地域の方々がその学習成果を生かし、自ら地域課題の解決や地域の活性化等に結びつけていくことを支援する中で、市民自治を醸成することにつながるものと考えます。（教育政策課・社会教育課）	実施中	—
⑩いじめ、不登校等の早期解決について、情報交換、研究協議会の開催など指導助言を行い、早期の発見ができていくとこのことであり評価するが、まだまだ表に出ない見えない部分があるように思える。きめ細かい対策をお願いする。	教育相談やアンケート調査を効果的に活用したり、保護者や地域との連携を丁寧に進めたりしていくことで、いじめや不登校等の問題を早期に発見し、組織的に対応していく体制を整えていきます。 児童・生徒が気軽に相談できる第三者的な立場として存在する心の教育相談員の勤務日数を計画的に増やしています。児童・生徒が必要としているときに相談に応じることができるよう、平成27年度は、勤務日数を16日増やし、年間160日とすることで、学校における教育相談体制の充実を図ります。（学校教育指導課・教育センター）	実施中	—
⑪文化財の下寺尾遺跡については、もっと一般への分かりやすいPRをお願いする。	26年度より市民の皆さま様が分かりやすいパンフレットを作成し、周知に努めます。（社会教育課）	実施中	—
⑫学校教育と社会教育という2本の柱で市民の学習を支えていこうとする方針は評価するが、具体的な成果として見えにくいいため、ともすると予算および人員の削減につながりやすく、所管課としては心して施策の実行にあたるよう求める。	学校教育における取り組みは、具体的な成果を数値では示しにくいものや、成果がすぐに表れにくいものが多いため、教育活動の本質に目を向け、数値には表れにくい部分を多様な視点から評価していくことを大切にしています。社会教育においても同様に、教育の成果は時間をかけて浸透していくものと考えます。 なお、教育委員会では毎年、教育基本計画に基づく事務事業について点検・評価を実施し、さらに教育基本計画審議会からの意見をいただきながら、次年度の施策に結びつけています。 今後も学校教育・社会教育が連携して施策を進めるとともに、取り組みや成果について理解をいただけるよう努めていきます。（教育政策課）	参考とします	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑬教育基本計画の見直しにあたっては、実行的な推進につながる計画を求めるとともに、今回の法律改正にあたっては教育委員会の独立性を損なうことのないように制度を整備していくことを求める。</p>	<p>教育基本計画策定後に発生・顕在化した課題や新たな国の動向、子どもを取り巻く教育環境の変化を見直しの視点として中間見直しを行い、次期実施計画に反映します。（教育政策課）</p>	実施中	—
	<p>本市では、自治基本条例に定められた手順に沿って、議決を経て総合計画を策定し、それに基づき教育基本計画を策定した上で教育行政を進めていますので、首長が交替する度に教育政策が大きく変わってしまうような心配はありません。 現行の教育委員会制度が導入されたのは、政治的中立性の確保や継続性・安定性の確保などの要請、という点にあります。その制度の意義を見失い、原点を危うくするような教育行政であってはならないと考えています。（教育総務課）</p>	基本構想	政策目標3の 目指すべき 将来像
<p>⑭教員の研修については、地域との交流ということで効果を発揮している例もあり、机上の研修にとどまらず、住民や子どもたちとともに成長ができるような取り組みを望む。</p>	<p>県の5年及び10年経験者研修には、社会体験研修があり、社会福祉施設や社会教育施設、民間企業での研修を対象者が計画し実施しています。市内の体験先を選択する教員が多く、有意義な研修となっています。市教育センターでは、市民と教育関係者が共に学ぶ機会を年間20回程度提供し、特に、出前講座では、保護者や地域住民と教員が共に学ぶ姿が多く見られます。 なお、図書館においては、5年経験者研修等をはじめとする教員の研修として、読み聞かせや窓口対応等の社会体験研修の受け入れを行っています。（教育センター・図書館）</p>	実施中	—
<p>⑮若い教員へのサポート体制は、直接「次代をはぐくむ教育力」に直結するため、更なる取り組みを行い、教員本来の「授業」に専念できる体制を早くお願いする。</p>	<p>若い教員へのサポート体制として、教員研修については、県立総合教育センター等関係機関と連携を図りながら、初任者研修等教職員人材育成事業において、特に初任から5年間の連続した研修を指導主事と経験豊かな教育指導員を活用して実施するとともに、学校内研修支援事業の中で学習指導講座を実施するなど、各学校での人材育成を支援しています。また、25年度、新採用臨時的任用職員を対象とした教育指導員による訪問研修を始めましたが、26年度は年2回とし、必要に応じた研修を行う支援体制を強化させています。今後とも、研修内容の充実を図るとともに、要請訪問研修を学校の求めに応じて実施します。（教育センター）</p>	参考と します	—
	<p>教員が授業に専念できる体制については、退職教員を再任用、非常勤職員として活用を行うことにより教職員定数の確保に努め、さらに、必要に応じて市費教員としての任用も行っています。再任用教員には、経験を生かし、新採用教員の指導を担っている者もいます。今後も神奈川県教育委員会と連絡を密にしながら、教職員の人材確保を図り、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保と授業に専念できる体制づくりに努めます。（学務課）</p>	実施中	—
<p>⑯学びの質向上のための、指導・助言や外部からの指導協力者等の取り組みは大いに結構である。</p>	<p>学びの質を高めるために、教育課程編成研究協議会等の研修内容の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、学校のニーズに応じた教育活動が実践されるよう外部や地域の指導協力者の活用を推進していきます。（学校教育指導課）</p>	実施中	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①⑦教育用パソコンの配備については、早急に実施に向けた方策が必要と考える。	コンピュータ室や普通教室で、ICTを効果的に活用した学習活動を展開させるための機器環境の整備について、現在の配備状況を丁寧に検証しながら研究を進めていきます。(学校教育指導課)	実施中	—
①⑧地域に対しては、「地域教育懇談会」の取り組みは大賛成である。懇談会を通じて地域の特性や文化が周知できる。子育ての出前講座では目標を上回る成果とのこと、今後の発展を期待する。	地域教育懇談会については、地域や家庭が子どもとの関わりについて考える機会となり、また、地域の教育力向上に資するものとなるよう、引き続き取り組みます。市立保育園や青少年育成推進協議会と連携して行う子育て・子育て出前講座は、それぞれのニーズに応じた講座を企画しています。今後とも、乳幼児期から思春期にわたる基礎研究の成果を情報提供できるよう、質の高い講座の実施に努めます。(教育政策課・教育センター)	実施中	—
②⑧地域教育懇談会や市民向けの出前講座も積極的な展開を期待する。			
①⑨地域教育懇談会などを通して、基本理念である「学び合い育ち合う、みんなの笑顔がきらめくひとづくり」を社会全体のテーマとして、今後も取り組んでほしい。	地域教育懇談会については、今後も、講座や講演会等の情報提供と、参加者との意見交換を行いながら、地域や家庭が子どもとの関わりについて考える機会となるよう、引き続き取り組みます。(教育政策課)	実施中	—
②⑩地域コミュニケーションができあがれば、自ずと郷土や文化財を大切に作る心が生まれると思われる。	地域の方々文化財や郷土の歴史に関心を持ち、伝統行事等へ参加をすることで、地域のコミュニケーションを深めるきっかけとなりますので、今後も引き続き地域や学校等へ働きかけ、地域の文化財の周知を行っていきます。(社会教育課)	参考とします	—
②⑪「いじめ」の早期発見、早期解決というテーマは、学校教育現場では奥の深い、大変難しい課題ではあるが、個の教員だけでなく、学校全体あげて取り組む姿勢を作ることが、見えてこない「いじめ」をも予防する手立てになると思われる。	全教職員が連携して情報共有に努めるなど、日頃から児童・生徒の状況を丁寧に把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境を構築していきます。また、いじめを把握した場合は、特定の教員が問題を一人で抱え込まないように、チームで組織的に対応していく体制を整えていきます。(学校教育指導課)	実施中	—
②⑫特別な配慮が必要な児童・生徒の特別支援学級の増設については全小中学校に向けてさらに増設しようとしているのか、あるいは何校かに集約するか検討が必要と考える。	特別支援学級増設検討委員会を組織し、現状と課題を検証しながら、特別支援学級及び通級指導教室の今後の増設の方向性について検討していきます。(学校教育指導課)	実施中	—
②⑬特別な配慮が必要な児童・生徒のために特別支援学級の増設を進めている施策は評価する。ただし、担当する教員の資質と研修には、是非十分な配慮をお願いしたい。	学校訪問や特別支援教育研究会、特別支援教育担当者会、特別支援学級担当者会等の機会を通して、担当教員の専門性と指導力の向上を図ります。また、茅ヶ崎養護学校の教職員による巡回相談や学校コンサルテーション事業を活用し、教員の資質向上と特別支援教育の充実を図ります。(学校教育指導課)	実施中	—
②⑭定型的事業が多い中で、子どもたちを取り巻く新たな社会的課題にも対応していくことは、業務量の増加とともに、担当する職員の質も問われてくる。臨時・非常勤、専門職、行政職員など各員の役割を明確にし、日々の対応で市民に不利益にならないよう共通の認識を持つことが必要である。また、法律および市の条例上定められた「教育施設」の民間活力の導入においては同様に慎重に対応することを望む。	学校教育も社会教育も時代や制度の変化に対応して多くの課題に取り組むことが求められており、また、様々な勤務形態の職員が従事しています。今後も必要な人材の確保に努めるとともに、研修等を通して、職員の質の向上を図ります。(教育政策課)民間活力の導入については、社会教育施設の目的、特性を十分考慮し、かつ、市民サービスの低下を招くことのないよう慎重に検討していきます。(教育政策課・社会教育課・図書館)	実施中	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
②⑤「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」の早期策定を希望する。	「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」については26年7月に策定施行しました。（学校教育指導課）	実施中	—
②⑥公民館等の施設は、子供達を含め地区住民との接点である。老朽化は仕方ないもののトイレ等の設備改善は今後も続けてほしい。少なくとも自宅レベル以上のグレードで対応してほしい。	公民館等の施設については、利用者の安全性と利便性の向上を図るため、施設の適切な維持管理と整備を行い、機能の充実に努めます。（社会教育課・青少年課・図書館）	基本構想	施策目標5の施策のねらい（工）
②⑨各施設の年数がたってきており、特に耐震性ととも設備関係の不安が感じられる。公民館などのトイレ改修についてなど評価できるが空調機の設定をお願いしたい。		実施中	—
②⑦小学校ふれあいプラザは、安全に子供達を守る観点から素晴らしい取り組みである。今後も学習アドバイザーの協力を得て、発展させてほしい。	放課後の小学生の安全な居場所づくりと異年齢間の交流の促進を図るため、学校、地域、保護者等が連携して事業を進めています。今後も児童の自主性、創造性を育むよう「学習アドバイザー」の協力を得て、事業内容の充実を図ってまいります。（青少年課）	実施中	—
③⑩公民館等の公共建築物は、災害時の緊急避難先としての機能を持つことは当然であるが、海岸線に存する建物の避難を含めた整備をどのようにするのか。喫緊の問題である。	公民館等においては、災害時の応急対策マニュアル及び行動手順書を定期的に見直すとともに、日頃から什器類の転倒防止や落下防止対策等により、来館者の安全確保対策を講じています。今後は、来館者の避難誘導等を速やかに行えるよう、大規模災害に備えた訓練を実施していきます。（社会教育課・青少年課）	実施中	—
③⑪高齢者の活用について、もっと具体的な場の提供がほしい。	公民館においては、高齢者の方には、伝統行事や昔遊びの指導や子どもたちのフリースペースでの将棋の指導などをしていただいています。今後は、高齢者の皆さんが持つ自意識や技術を、子どもたちとのふれあいの中で生かせる事業の展開を図ります 図書館においては、今後も、だれもが学んだことを次世代へ伝えていくことができるよう、参加型の養成講座を開催するとともに、ボランティア等支援者の育成に努めます。（社会教育課・図書館）	実施中	—
③⑫個別の計画の進捗管理及び課題抽出を附属機関等での審議の充実を図り、実行するとともに、積極的に公表し、事業・施策の内容が市民に理解しやすいようにする必要がある。教育基本計画および実施計画の見直しに際しても同様である。	教育基本計画に基づく事務事業の点検・評価につきましては、毎年度教育基本計画審議会に諮問し、答申をいただき、結果について公表しています。点検・評価の結果を公表することで、市民の方が教育に関する事業、施策の内容について理解を深める一助となっていると考えます。教育基本計画の中間見直しについても、審議会からの意見をいただきながら進めるとともに、適宜市民等への公表していきます。また、公表にあたってはよりわかりやすい内容とするよう努めます。（教育政策課）	参考とします	—
③⑬情報モラル教育は、パソコンの配備計画とともにその功罪を正しく教育する必要があり、情報通信企業等の協力を得ることも重要かと考える。	パソコンの配備計画の中に、情報モラル教育を充実させるための学習配信コンテンツを導入するとともに、講師派遣の協力が得られる関係機関や企業等と連携した取り組みを推進していきます。（学校教育指導課）	参考とします	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>③④LINEなどの閉鎖的なインターネット環境は、ますます難しい状況になってきていると思われるが、国の施策にも注視して子どもたちが健全な方向に進むような取り組みを期待する。</p>	<p>青少年を取り巻くインターネットにおける環境は、LINEやフェイスブック等の普及により、ますます複雑な状況になっていますが、インターネット有害情報監視を継続して実施し、子どもたちのSNS等の活用の状況を把握するとともに、関係団体、学校等と連携し、保護者を始めとする大人達への働きかけを行っていきます。また、引き続き今後の国や県の施策等を注視しながら、子どもたちの健全育成に向けた取り組みを推進していきます。（学校教育指導課・青少年課）</p>	<p>実施済み</p>	<p>—</p>
<p>③⑤教員の世代交代は、研修の充実はもとよりOBによるメンタルヘルスを含めたサポート体制が必要と史料する。</p>	<p>学校の要請により、臨時的任用職員や非常勤講師も含め必要に応じた研修を、指導主事や教育指導員が訪問し行うとともに、各中学校区に配置されているスクールカウンセラーが教員への心理的な助言を行っていきます。今後、さらに複雑化、多様化が想定される学校の悩みや課題に応じることができるよう、経験豊かな教育指導員や心理の専門家である心理相談員等による教員へのサポート体制の充実について、検討していきます。（教育センター）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	教育総務部
政策目標	3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	10 円滑に教育行政を進める(教育総務課)
	11 安全で快適な教育環境をつくる(教育施設課)
	12 健やかで安心できる学校生活を支援する(学務課)
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①全般的に施設の改修等については、順調に進んでいるように見られるが、学校教育に携わる人(年齢を問わず)のレベルアップについて具体的な方策がほしい。</p> <p>②将来、日本社会を担っていく子どもたちが健全に育っていく教育環境を部局を中心に茅ヶ崎全体で目指していくべき。</p> <p>③南海トラフ地震は近い将来必ずある。海岸に面した茅ヶ崎市の津波による浸水被害が想定される学校やその他公共施設はその時どうなのか。避難場所の機能が果たせるのか。教育環境のハード部分である。東日本大震災の教訓を踏まえて「次世代に向かって教育環境ゆたかなまち」を早急に実現するための知恵を出す必要がある。</p> <p>④経済協力開発機構(OECD)の中学校教員を対象とした国際教員指導環境調査では、「指導に自信が無い」と回答した教員は、33か国中日本が最低だったと言う。果たして本市の教員はどうか。教育環境ゆたかなまちづくりの中核部分である。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	<p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑤各学校の耐震工事や大規模改修工事が完了しており、衛生面での環境改善を図るためのトイレ改修も数校で行っているとのことだが、未実施の学校もトイレについては早期に実行してほしい。また空調設備については特別教室以外にも設置できるよう希望する。</p> <p>⑥児童・生徒を取り巻く教育環境の整備は、ここ数年で大きく成果をあげている。トイレ改修や防災倉庫の設置など、大いに評価したい。</p> <p>⑦教育施設の改修作業等が少しずつでも進んでいることは評価できるが、特に海岸線の施設についての津波対処(避難)方法が明確にされていないので、改修工事と併せて検討すべきだと思う。</p> <p>⑧市費教員任用については、大きな成果を上げているようであり評価するが、犯罪が成立するような事案に対しては、臆することなく警察との連携が必要と考える。</p> <p>⑨通学路については、「危険地域」の指定を行ったことは、大変評価する。さらには、時間帯で車を締め出す等、すぐにも改善に向けた対処が必要である。</p>
	<p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑩学校施設環境改善交付金などの活用により、改修や空調設置などが前倒しで行えたようだが、同様の助成金のようなものがあればさらに有効活用をしてほしい。</p> <p>⑪各々、創意と工夫をして、経費の削減を図っており、大いに評価できる。今後も更なる削減に努めるように希望する。</p> <p>⑫大規模改修工事を複数年にわたるもの、夏休み等の学習活動に支障をきたさない時期に当てて取り組む等、正しい姿勢が見てとれる。財政面でも効果ありと見れる。</p>
	課題認識と解決への方策について
<p>⑬学校施設の改修については、子どもたちの安全・安心は最重要だが、災害時避難所としての考慮もしてほしい。</p> <p>⑭今後、いわれているところの大規模災害に備えて、児童・生徒のみならず地域住民の避難所としての有用な設備を充実していく必要がある。</p> <p>⑮人材の確保については、正規職員以外のレベルの維持、向上について適正な教育機会をお願いしたい。</p> <p>⑯教員の人材の確保では、OBの組織化や配置の見直し等を図り、よって正規教員の事務的な仕事を減らして本来業務に専念できる体制を整える事が重要だと思う。またそれでも足りない時は、正規教員の新規採用は当然と考える。平成32年のピークを念頭に入れながら、質の低下が起こらないように細心の注意をもって人材確保問題に対処してもらいたい。</p>	

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>① 一般的に施設の改修等については、順調に進んでいるように見られるが、学校教育に携わる人（年齢を問わず）のレベルアップについて具体的な方策がほしい。</p>	<p>教員の研修については、県立総合教育センター等関係機関と連携を図りながら、初任者研修等教職員人材育成事業において、特に初任から5年間の連続した研修を指導主事と経験豊かな教育指導員を活用して実施するとともに、学校内研修支援事業の中で学習指導講座を実施するなど、各学校での人材育成を支援しています。また、昨年度、新採用臨時的任用職員を対象とした教育指導員による訪問研修を始めましたが、今年度は年2回とし、必要に応じた研修を行う支援体制を強化させています。今後とも、研修内容の充実を図るとともに、要請訪問研修を学校の求めに応じて実施します。</p> <p>各学校に配置している心の教育相談員については、年4回の研修や年3回の中学校区連絡会、年2回のスクールカウンセラーとの合同連絡協議会を実施することにより、相談員の技能の向上や学校における相談業務の充実を図っています。さらに今年度から、ニーズに応じた選択研修を設定し、さらなる資質向上を図っています。（教育センター）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>② 将来、日本社会を担っていく子どもたちが健全に育っていく教育環境を部局を中心に茅ヶ崎全体で目指していくべき。</p>	<p>コメントの趣旨は、総合計画基本構想の基本理念、教育基本計画の基本方針や重点施策に含め、その考えのもとでひとつづくりを推進しています。（教育総務課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③ 南海トラフ地震は近い将来必ずある。海岸に面した茅ヶ崎市の津波による浸水被害が想定される学校やその他公共施設はその時どうなのか。避難場所の機能が果たせるのか。教育環境のハード部分である。東日本大震災の教訓を踏まえて「次世代に向かって教育環境ゆたかなまち」を早急に実現するための知恵を出す必要がある。</p>	<p>震災時においては、各学校ごとに、地域住民、防災リーダー、学校、行政等の関係者により、各学校に即した避難所運営マニュアルを作成しました。また、茅ヶ崎市津波ハザードマップで一番影響があるとされる津波では、浸水の深さが汐見台小学校の付近で0.5m～2.0mと示されており、学校施設の2階以上には達していません。学校における避難は、原則3階以上としており、市内の学校施設全てにおいて大きな浸水が予想されていません。そのような中で、学校施設の効果的な運用について検討を進めるとともに、資機材の強化やマンション等と津波一時避難場所の協定を結びなど公共施設のほかに避難できる場所の確保対策も進めています。</p> <p>施設面においては、防災対策課と連携し、防災対策強化実行計画に位置づけられた事業として、市内2校の中学校のグラウンドにトイレ付きの防災備蓄倉庫を設置するとともに、校舎等に新たに設置するトイレについては、洋式化やバリアフリーに考慮した多目的トイレ（みんなのトイレ）を設置しています。さらに、平成25年度に屋外トイレを5校に設置し、26年度に2校設置予定です。また、災害時の避難所である屋内運動場へのアプローチを整備するなどの取り組みも実施しています。</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑦ 教育施設の改修作業等が少しずつでも進んでいることは評価できるが、特に海岸線の施設についての津波対処(避難)方法が明確にされていないので、改修工事と併せて検討すべきだと思う。</p>	<p>⑬ 学校施設の改修については、子どもたちの安全・安心は最重要だが、災害時避難所としての考慮もしてほしい。</p>		
<p>⑭ 今後、いわれているところの大規模災害に備えて、児童・生徒のみならず地域住民の避難所としての有用な設備を充実していく必要がある。</p>	<p>⑬ 学校施設の改修については、子どもたちの安全・安心は最重要だが、災害時避難所としての考慮もしてほしい。</p> <p>⑭ 今後、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」「津波防災地域づくりに関する法律」など震災への取り組みが示されてきた法律等と併せて、文部科学省より示されている学校施設の長寿命化など国の関連情報を注視し、防災機能強化を図るよう検討します。（教育施設課・防災対策課）</p>		

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
④経済協力開発機構（OECD）の中学校教員を対象とした国際教員指導環境調査では、「指導に自信が無い」と回答した教員は、33か国中日本が最低だったと言う。果たして本市の教員はどうか。教育環境ゆたかなまちづくりの中核部分である。	教員研修については、県立総合教育センター等関係機関と連携を図り、経験年数等にに応じた様々な研修とともに、各学校を会場に行う学習指導講座等を通じて、授業力向上を目指した学校における人材育成を支援しています。同調査に関する本市の教員の結果は把握していませんが、同調査から日本の教員は使命感が強く、指導に自信がないという回答には、さらなる指導力の向上を求める姿勢が含まれていることが推察されます。今後とも、各学校のニーズに応じて、質の高い授業づくりに向けた支援を行います。（教育センター）	実施中	—
⑤各学校の耐震工事や大規模改修工事が完了しており、衛生面での環境改善を図るためのトイレ改修も数校で行っているとのことだが、未実施の学校もトイレについては早期に実行してほしい。また空調設備については特別教室以外にも設置できるよう希望する。	トイレ改修については、今後も大規模改修工事と併せて実施するなど、国の財源措置を見据えながら、計画的に進めていきます。 また、特別教室以外への空調設備の設置については、今まで取り組んできた普通教室への扇風機の設置や計画を前倒して整備してきた特別教室等への空調設備設置の効果を検証します。（教育施設課）	実施中	—
⑥児童・生徒を取り巻く教育環境の整備は、ここ数年で大きく成果をあげている。トイレ改修や防災倉庫の設置など、大いに評価したい。	—	—	—
⑧市費教員任用については、大きな成果を上げているようであり評価するが、犯罪が成立するような事案に対しては、臆することなく警察との連携が必要と考える。	児童・生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止を図ることを目的とした「学校と警察との相互連携制度」を効果的に活用しながら、今後も、事案に応じて警察との連携を進めていきます。（学校教育指導課）	実施中	—
⑨通学路については、「危険地域」の指定を行ったことは、大変評価する。さらには、時間帯で車を締め出す等、すぐにでも改善に向けた対処が必要である。	時間帯での車の通行制限といった交通規制については、警察の所管となり、道路の規制に関わることは日頃利用する地域の方からの総意での要望が必要です。通学路については、毎年各学校が地域の方と点検をさせていただいた上で、教育委員会へ改善要望を提出しますので、交通規制についての要望については、所定の手続きを行っていただくことをまずは学校及び地域の方へお願いしています。（学務課）	実施中	—
⑩学校施設環境改善交付金などの活用により、改修や空調設置などが前倒して行えたようだが、同様の助成金のようなものがあればさらに有効活用してほしい。	今後、国の指針及び財源措置を見据えながら、学校施設環境改善交付金などを積極的に活用していきます。（教育施設課）	実施中	—
⑪各々、創意と工夫をして、経費の削減を図っており、大いに評価できる。今後も更なる削減に努めるように希望する。	事業の実手法が最適なものであるか、従来の手法にとらわれることなく常に検討・検証し、刻々と変化する状況に柔軟に対応できるよう努めます。（教育総務課）	実施中	—
⑫大規模改修工事を複数年にわたるもの、夏休み等の学習活動に支障をきたさない時期に当てて取り組む等、正しい姿勢が見てとれる。財政面でも効果ありと見れる。	—	—	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑮人材の確保については、正規職員以外のレベルの維持、向上について適正な教育機会をお願いしたい。</p>	<p>学校の要請により、臨時的任用職員・非常勤講師等も含め、必要に応じた研修を指導主事や教育指導員が訪問して行う、要請訪問研修を実施しています。さらに、昨年度、新採用臨時的任用職員を対象とした教育指導員による訪問研修を始めましたが、今年度は年2回にするなど、必要に応じた研修を行う支援体制を強化させています。今後とも、県教育委員会と連携を図り、正規職員以外の研修機会の確保に努めます。（教育センター）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑯教員の人材の確保では、OBの組織化や配置の見直し等を図り、よって正規教員の事務的な仕事を減らして本来業務に専念できる体制を整える事が重要だと思う。またそれでも足りない時は、正規教員の新規採用は当然と考える。平成32年のピークを念頭に入れながら、質の低下が起こらないように細心の注意をもって人材確保問題に対処してもらいたい。</p>	<p>県費負担教職員の配置人数や新規採用数の決定は、任命権者である県教委が行うこととなります。退職教員についても再任用、非常勤職員として活用を行うことにより教職員定数の確保に努めており、再任用教員には経験を生かし、新採用教員の指導を担っている者もいます。また、必要に応じて市費教員としての任用も行っており、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保に努めています。今後県教委と連絡を密に行い、教職員の人材確保を図ります。（学務課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>文化生涯学習部</p>
<p>政策目標</p>	<p>4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ(文化生涯学習課) 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる(スポーツ健康課) 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる(男女共同参画課)</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①いつまでも健康で学習し、スポーツを楽しめるよう政策目標達成に向け、より具体的に人員配置計画等戦略的な展開の内容がほしい。 ②高齢者が誰もが学び交流できるやさしい茅ヶ崎市を目指してほしい。 ③「豊かな感性をはぐくむまち」実現には、民度の向上が不可欠である。ハード面の建物の老朽化やグラウンド等の施設の不足等はあるかと思うが、地道にやっけて行くほかないと思われる。民間施設の借用や協力企業を得るような対策、又は広域連携も必要なのではないか。 ④「文化生涯学習部」の組織に含まれる、3課の業務は、基本構想の政策共通認識5つのうち「共生社会」と「生涯学習」というふたつの認識が直接に部署の名称(課・担当)になっているが、本来であれば行政運営全体として取り組むべき業務を未整理なまま課や担当に当てはめているという機構の問題があり、効率的な行政運営ができていないと言え、検討を要する。 ⑤担当課からの報告にもある通り、男女共同参画については、その効果を図るためにも庁内各課の統計データをジェンダー視点で分析する必要がある。現在のデータの活用ならびに、あらたな統計収集の際にも適用することを求める。</p> <p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑥生涯学習については、ボランティアの取り組みで、市民講師80名、講師以外の支援者数32名となっており、人材育成と活用支援に一定の成果を上げているようだが、実際どういう機会にどういった所で活動されているのか、よくわからない。 ⑦努力して市民講師や支援者を組織したのだから、「生涯学習ガイドブック」のPRを大々的に行い、利用者には会場を提供するなど、住民が使いやすく利用できる工夫が必要と考える。 ⑧スポーツ振興については、昨今のラジオ体操のブームもあり、地区住民が手軽に誰でも参加できる所から始め、よって地区のコミュニケーションとスポーツの振興を図るのも一案と考える。 ⑨「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン」の推進を高く評価したい。さらに「茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画」も市民のスポーツ活動、健康づくりの推進を目指している点は、評価に値する。</p> <p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑩市民文化会館、美術館、体育館等での催し物については、広報等で常時情報提供されており、十分活用できている。 ⑪男女共同参画の実現に向けた課題への取り組みをより実効性あるものにして、市民への周知をさらに高めてもらいたい。 ⑫スポーツ健康課の人員について、運動と健康の両面であり、体制の検討が必要かと考える。 ⑬「指定管理者制度」を積極的に活用するには、指定管理者の選定が最重要である。情熱のある真摯な管理者を指定することにより、その利用者数も大きく伸びると思われる。今後どんどんと民間のアイデアを取り入れると共に、プレゼンを通して、より良い指定先を取り込んでほしい。期待している。 ⑭生涯学習施設の多くに指定管理者制度を導入し、「事業主体の効果的な活用を努めている」とあるが、その効果については、公募方法、指定内容、運営実態、効果等について広く市民の意見を聞き、検証を行い設置主体である行政の責任を果たすべきである。</p> <p>課題認識と解決への方策について</p> <p>⑮少子高齢化の中であらゆるイベントの参加者が高齢者に偏ってきており、若者の参加が可能になるよう日程等の配慮が必要かと考える。 ⑯高齢になっても、健康でいきいきと暮らすための運動への取り組みや栄養の偏らない食生活の習慣を意識づける方策がさらに必要となっていると思われる。 ⑰小・中学生は、学校の授業数の増加、塾通い、土日のクラブ活動等大変にタイトである。講座等の開設には、学校側の意見も聞きながら両立する(補完)カリキュラムの作成が必要かと考える。 ⑱いじめ・スマートフォン・振り込め詐欺や年金改定等の政治問題以外の時事問題等の講座を考えてもいいかと思う。</p>

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①いつまでも健康で学習し、スポーツを楽しむよう政策目標達成に向け、より具体的に人員配置計画等戦略的な展開の内容がほしい。</p> <p>②スポーツ健康課の人員について、運動と健康の両面であり、体制の検討が必要かと考える。</p>	<p>市民のスポーツ環境の整備と健康づくりのための事業を計画的、戦略的に展開し、政策目標が達成できるよう、人員配置体制について検討を進めます。（スポーツ健康課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>②高齢者が誰もが学び交流できるやさしい茅ヶ崎市を目指してほしい。</p>	<p>市民が文化芸術に親しんだり、自己の充実に向けた学習をしたりするきっかけづくりとなる機会を提供します。また、分庁舎1階のパソコン体験コーナーでは、高齢者を対象とした講座を実施し、フォローアップ講座と共に、情報通信技術の利用をはじめ、機会の提供に努めています。（文化生涯学習課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③「豊かな感性をはぐくむまち」実現には、民度の向上が不可欠である。ハード面の建物の老朽化やグラウンド等の施設の不足等はあるかと思うが、地道にやって行くほかないと思われる。民間施設の借用や協力企業を得るような対策、又は広域連携も必要なのではないか。</p>	<p>スポーツ振興基本計画では、民間企業等が保有するスポーツ施設の地域開放について要請することを位置付けています。これまでも一部の民間企業で協力をいただいています。藤沢市及び寒川町との広域連携については、体育施設の一部についてすでに実施しています。今後、寒川町との屋外施設の連携については、その可能性について協議を進めます。（スポーツ健康課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>④「文化生涯学習部」の組織に含まれる、3課の業務は、基本構想の政策共通認識5つのうち「共生社会」と「生涯学習」というふたつの認識が直接に部署の名称（課・担当）になっているが、本来であれば行政運営全体として取り組むべき業務を未整理なまま課や担当に当てはめているという機構の問題があり、効率的な行政運営ができていないとは言い難く、検討を要する。</p>	<p>本市の組織はまちづくりの目標体系に合わせた組織となっており、文化生涯学習部における文化生涯学習課、男女共同参画課ともに施策目標の実現に向けた様々な取組を実施しています。政策共通認識については、まちづくりの5つ基本理念に基づき実行するすべての政策・施策に取り組むうえで前提となる認識として、「共生社会」・「環境」・「生涯学習」・「安全・安心」・「協働」の5つの共通認識を定め、政策目標を超えた幅広い連携に全庁をあげて取り組んでいます。</p> <p>高齢者だけでなく、幅広い市民の新たな社会参加へのきっかけづくりは、人生を充実したものにしていく上でも、大変重要なことと考えます。伝統文化を守り、新たな文化を創造することは、市民の学びの一つでもあり、生涯学習の一貫であると言えます。今後も市民と行政のパートナーシップの上に、本市における文化の振興や生涯学習の活性化が進められるよう努めます。</p> <p>このように、施策目標と政策共通認識は異なる視点に基づき設定しているものであり、今後もそれぞれの視点に応じて施策の推進に取り組めます。（企画経営課、文化生涯学習課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑤担当課からの報告にもある通り、男女共同参画については、その効果を図るためにも庁内各課の統計データをジェンダー視点で分析する必要がある。現在のデータの活用ならびに、あらたな統計収集の際にも適用することを求める。</p>	<p>市の男女共同参画施策の推進にあたっては、平成23年度～27年度を計画期間とする「ちがさき男女共同参画推進プラン」を基に、庁内関係各課と共に事業等に取り組んでいます。平成25年度には、3,000件を対象とした手紙による男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。この調査結果を活用し、新たなプランの策定に取り組めます。ジェンダー統計については、よりきめ細やかな計画の立案に必要な統計であり、今後、庁内で実施している統計についても、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みのひとつの柱としてジェンダー統計の視点について再認識できるように努めます。（男女共同参画課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑥生涯学習については、ボランティアの取り組みで、市民講師80名、講師以外の支援者数32名となっており、人材育成と活用支援に一定の成果を上げているようだが、実際どういう機会にどういう所で活動されているのか、よくわからない。</p>	<p>まなびの市民講師自らが、講座や事業を企画し運営しています。また、情報紙「エコーちがさき」でまなびの市民講師を照会するコーナーを設けたり、広報に努めています。活動場所としては、市内公共施設、地域自治会等に出向いて活躍している実績もあります。「生涯学習ガイドブック」においてその活動を公表しています。今後も市民講師の活動内容や実績については、様々な媒体を通じて周知していきたいと考えています。（文化生涯学習課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方及び実施 方法の検討</p>
<p>⑦努力して市民講師や支援者を組織したのだから、「生涯学習ガイドブック」のPRを大々的に行い、利用者には会場を提供するなど、住民が使いやすく利用できる工夫が必要と考える。</p>			
<p>⑧スポーツ振興については、昨今のラジオ体操のブームもあり、地区住民が手軽に誰でも参加できる所から始め、よって地区のコミュニケーションとスポーツの振興を図るのも一案と考える。</p>	<p>県教育委員会でも学校や家庭、地域が一体となったラジオ体操での体づくりを推進しており、市もその趣旨に賛同し、県が本年6月に実施したラジオ体操実施状況調査に協力しました。今後は、その結果を踏まえ、ラジオ体操の実施地域、実施団体などを市民に情報提供するなどの事業を進めます。 今後も引き続き、「茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画」を推進し、市民の健康づくりを図ります。（スポーツ健康課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法の検討</p>
<p>⑨「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン」の推進を高く評価したい。さらに「茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画」も市民のスポーツ活動、健康づくりの推進を目指している点は、評価に値する。</p>			
<p>⑩市民文化会館、美術館、体育館等での催し物については、広報等で常時情報提供されており、十分活用できている。</p>	<p>今後は、さらに広報紙だけでなく、各施設のHPと併せ、ポータルサイト「マナコレ」を活用しながら一層の周知に努めます。（文化生涯学習課） 市主催事業だけでなく、スポーツ関係団体の大会・教室などについても、積極的に広報しています。（スポーツ健康課）</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>
<p>⑪男女共同参画の実現に向けた課題への取り組みをより実効性あるものにして、市民への周知をさらに高めてもらいたい。</p>	<p>男女共同参画推進センターで実施している事業に加え、男女共同参画推進プラン後期事業計画等に関する各関係課からの協力を得て、男女共同参画の推進に向けた取組について、多くの市民に周知できるように努めます。（男女共同参画課）</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑬「指定管理者制度」を積極的に活用するには、指定管理者の選定が最重要である。情熱のある真摯な管理者を指定することにより、その利用者数も大きく伸びると思われる。今後どんどんと民間のアイデアを取り入れると共に、プレゼンを通して、より良い指定先を取り込んでほしい。期待している。	指定管理者の選定については、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」に基づき行っています。引き続き、より良い指定管理者を選定することはもとより、指定管理者と連携を密にし、利用者気持ち良く使ってもらえる施設管理に努めます。（文化生涯学習課、スポーツ健康課）	参考とします	—
⑭生涯学習施設の多くに指定管理者制度を導入し、「事業主体の効果的な活用に努めている」とあるが、その効果については、公募方法、指定内容、運営実態、効果等について広く市民の意見を聞き、検証を行い設置主体である行政の責任を果たすべきである。	指定管理者においては、「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」に基づき、定期的に指定管理者の管理運営に関する実地調査を行い、健全な管理運営に努めると共に、利用者アンケートを実施し、市民の意見を聴く機会を設け、常に検証を行い、公表に努めています。今後も安全な管理に努めます。（文化生涯学習課、スポーツ健康課）	実施中	—
⑮少子高齢化の中であらゆるイベントの参加者が高齢者に偏ってきており、若者の参加が可能になるよう日程等の配慮が必要かと考える。	今後世代間交流が必要であることも認識しております。しかしながら、平日開催の講座等の参加者は、働く世代の参加が難しく、年齢が偏るのが現状です。参加者が選択できるよう、時間や曜日等様々な条件でイベントを開催し、参加しやすい環境づくりに努めます。（文化生涯学習課） 生活習慣病予防の講座には、健康や病気のことを具体的に思い描けない若い年代の参加が少ないため、健康意識の向上を図る事業について、他課とも連携を図りながら検討を進めます。（スポーツ健康課） 講座、事業等の実施に当たっては、参加者の利便を考慮し従来より託児スタッフの利活用を図っています。引き続き、誰もが参加しやすい環境整備に努めます。（男女共同参画課）	26年度 下半期 以降の 取り組み	事業実施の考え方及び実施方法の検討
⑯高齢になっても、健康でいきいきと暮らすための運動への取り組みや栄養の偏らない食生活の習慣を意識づける方策がさらに必要となっていると思われる。	運動については、茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画に基づき、いつでもどこでもだれもが気軽にスポーツができる環境の整備に取り組めます。 また、今年度後半に実施する計画の中間評価のためのアンケート調査により、市民のスポーツに取り組む現状とニーズを把握して、新たな施策を検討します。 栄養については、平成26年度からの第2次茅ヶ崎市食育推進計画に基づき、年代別の特徴に応じた望ましい食習慣を身につけられるよう様々な事業を実施します。（スポーツ健康課）	26年度 下半期 以降の 取り組み	事業実施の考え方及び実施方法の検討

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①⑦小・中学生は、学校の授業数の増加、塾通い、土日のクラブ活動等大変にタイトである。講座等の開設には、学校側の意見も聞きながら両立する（補完）カリキュラムの作成が必要かと考える。</p>	<p>本市の文化生涯学習に関する課題としては、参加者の広がりが十分でないことがあげられます。そのため、幅広い市民のニーズに対応した文化生涯学習への連携・協力体制の強化を図ることが必要となります。生涯にわたり学習していくためには、市民のうち、特に次世代を担う子ども達の参加が重要となります。児童・生徒等が積極的に生涯学習に参加する機会が増えるよう関係機関等と協議検討します。（文化生涯学習課）</p> <p>小学生対象の教室についてはどの種目も人気が高く、定員に対し応募者が多く抽選となる事業もあることから、事業の開催について参加者のニーズに即していると考えます。</p> <p>引き続き、学校側の意見も聞きながら、事業を企画していきます。（スポーツ健康課）</p> <p>次代を担う児童・生徒を対象に平和についてのポスター・作文コンテストを実施し、その入賞者を茅ヶ崎市の「平和大使」として8月6日に広島に派遣し、戦争の悲惨さ、平和の大切さを実感してもらつピーストレイン事業を実施しています。今後も学校と連携を図りながら、引き続き、平和啓発事業を実施していきます。（男女共同参画課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法の検討</p>
<p>①⑧いじめ・スマートフォン・振り込め詐欺や年金改定等の政治問題以外の時事問題等の講座を考えてもいいかと思う。</p>	<p>文化生涯学習部3課におきましては、各々の課の事業プランに基づき種々の講座を開催しています。今後も、社会・経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応した講座や研修会を開催いたします。（文化生涯学習部）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法の検討</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	保健福祉部
政策目標	5 共に見守り支え合いですこやかに暮らせるまち
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	16 健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる(保健福祉課)
	17 医療を受けられる保険制度を安定的に運営する(保険年金課)
	18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する(高齢福祉介護課)
	19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する(障害福祉課)
	20 安定した生活を支援する(生活支援課)
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①介護保険制度の改正により、今後は茅ヶ崎市としてより戦略的なシステムを構築していかなければならない。施設の認可や指導等の仕事や医療との連携や個人による異なる相談内容など、単なる事務職では難しいことばかりである。そのためには、保健師やケアマネジャー、社会福祉士等の資格者などを戦略的に配置する必要がある。</p> <p>②地域支援事業を充実し、地域で生きて行かれるようにの前に、介護する家族も生活して行かれるようにすることが求められる時代になった。茅ヶ崎市としてどのような支援ができるのか、今後の検討が必要である。</p> <p>③多岐にわたる事業を抱え、また制度の改正や見直しが頻繁に行われる中で、政策目標の達成に全力であたっていることは評価できる。</p> <p>④政策目標の達成のためには、庁内での地域福祉に対する総合的な部署を立ち上げるか、職員体制を再構築する必要があるのではないかと考える。課題は山積みで、順調とは言えないのではないかと。</p> <p>⑤他部に比してはるかに量・質とも多い事業を運営しており、今後なお増加することを考慮すれば、一部門で担当することは責任者にとって充分部内に目が行き届かないおそれがあると考えられる。従って、政策目標達成のため「部」を分割すべきではないかと思料する。</p> <p>⑥災害時要援護者支援制度は高齢者だけではなく障害を持っている方にとっても大事なことであり、登録者数の指標が施策目標の指標に加えられてもいいと思われる。</p> <p>⑦ジェネリックの利用促進やそれぞれの個性にあわせた自立支援など、取り組むべき課題は福祉分野には数多く存在する。市の福祉資源のみならず、国や県、独立行政法人等による政策支援・資金等を最大限に活用して、これまでの発想・固定観念を乗り越えて、複数の課題を同時に解決するようなイノベーションを、福祉分野で起こしていくことが求められる。</p> <p>⑧特に、社会福祉法人等の「福祉の民間」ではなく、通常の民間事業者等との連携による新しい政策、事業スキームを生み出さなければ、福祉分野の政策目的の達成は困難であり、より柔軟で包括的なPPP(官民連携)を推進していくことが求められる。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	<p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>◎地域包括支援センター及び地域福祉総合相談室が12地区に開設されることは、評価できるがこれからは内容の充実が伴わないと大変である。市直営基幹型地域包括支援センターとの連携も重要であるが、事業所との関係、専門職・ケアマネジャーとの関係で市民が受けるサービスの内容が変わってきてしまうので、それも高い水準で保つための施策が必要である。</p> <p>⑩地域包括支援センターが平成26年10月には市内12地区に開設することを目途に準備を進めていること、そしてこれらが各地区における保健、医療、福祉(介護)の窓口となることを期待したい。</p> <p>⑪生活保護受給者への支援も結果が出ているが、これからは高齢者が増加し、就労することもできず、介護保険を受ける人が増えてくると考える。保護費の増加をなるべく防ぐためにも、生活保護を受ける前の生活困窮者への支援が大切となる。</p> <p>⑫保健所移行計画が進んでいるが、どの位の財政負担が将来にわたってあるのか、明確でない上に茅ヶ崎市としては保健所が来ることにより、どのような総合的な施策をするのか、示されないうちに市民参加もないままの決定、計画の策定は自治基本条例から見ても納得できない。</p> <p>⑬40歳以上の特定健康診査受診率が県内19市中上位であることは評価できる。</p> <p>⑭医療、福祉、介護と取り組むべき政策課題が多い中で、①特定健康診査・がん検診の受診率が高いこと②「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活ができる」と思う市民の割合が高いことなどが評価できる。</p> <p>⑮がん検診、特定健診は更なる受診率の上向が必要である。在宅医療の推進については評価できるが、在宅医療は、地域の実情にあったものにする必要がある。</p> <p>⑯要支援・要介護認定を受けた人の割合は平成25年度時点で対27年度目標値に迫っており、介護保険制度の見直しが進められる中で、更なる介護予防事業や日常生活支援事業の充実が望まれる。</p> <p>⑰災害時要援護者支援制度推進のための支援活動を更に拡大願いたい。</p>

⑱政策目標の達成状況について「順調」としているが、各分野に掲げられた指標の達成状況を見ると、未達のものも数多くある。そのような評価となる理由はどこにあるのか。明らかにしてほしい。

⑲福祉分野は、措置としての福祉から自立支援の福祉へと転換していく中で、厳しい財政状況の中でも持続性を担保していくことが求められる。障がい者の就労支援等の成果が示されているが、それを制度、政策、仕組みとして整備・展開し、そのような自立に向けた福祉が拡大・再現されていくための取り組みが必要であると考えます。

(2) 戦略的な政策展開の状況

⑳生活保護受給者のための専門員の配置は、納得する所で、今後は受給者や生活困窮者に対する医療・介護も含めて相談・指導などが行われることにより、できるだけ財政負担を事前に防ぐ手立てが必要である。

㉑福祉分野はセーフティネットを提供する政策分野であり、切り捨てになってはいけないことは前提であるが、厳しい財政状況の中で「福祉だけ聖域」ということは許されない状況となっている。

したがって、必要とするニーズの量・質とそれに対して投じるコスト、その手法と成果についてPDCAの流れで検証することが必要不可欠である。

㉒保健所移行が戦略的な財政投資ということなら、市民が納得できる内容を提示してほしい。

㉓地域の人的資源を利用し、今の地域で生活していけるようなことができると良いが、現実には難しい。多様な人材育成に取り組んでいると言うが、医療・介護・障害等も頻りに法律等が改正されるので、それに対応するためにも行政内部の専門的な人材も必要であり、戦略的な人材確保が必要ではないかと考える。

㉔地域福祉の更なる充実が求められる中で、地域の関係団体等と連携した地域福祉の担い手確保に向けたより一層の環境づくりが必要と思われる。

㉕超高齢化社会に対する地域包括ケアシステム構築に向け人材育成に取り組んでいることは評価に値する。

㉖地域包括ケアシステムの推進は評価できるが、今後は、具体的な構築に努める必要がある。

㉗臨時職員等約50名を含む約200名の人員で、保健・医療・福祉（介護）と広範囲にわたる業務を遂行するに当たって、非常勤職員を有効活用することよりコストの削減を図ったことには大変評価できる。更にコスト削減に注力すべきである。

㉘業務量の増大に伴い政策推進コストも伸びているが、人員体制については常勤職員の増は少なく非常勤職員の活用が図られている。ただ、専門性が求められる分野とはいえ、再任用職員の活用にもっと積極的に対応すべきと思われる。

㉙人的な補充等による業務遂行について記載されているが、それが政策目的との関係の中で、他の取り組みと比べて優先順位が高いものであるのか。その結果、どのような効果もたらされたのか。を明らかにする必要がある。

総合計画審議会
行政改革推進委員会
委員コメント

課題認識と解決への方策について

⑳災害時要援護者支援制度は十分に機能することが必要である。民生委員による聞き取り等だけでなく、市直営の認定調査員や事業所のケアマネジャーに協力を求めることも効果がある。

㉑今後の介護保険料の試算も、高額所得者の2割負担などにより、将来どのような介護保険料となっていくのか、今後の財政状況を明確に市民に公表し、サービスとの関わり等から意見の十分な聴取が必要である。

㉒介護保険の地域支援事業の見直しにあたっては、地域包括支援センターと地区ボランティアセンターなど地域の関係団体との役割分担を明確にし、担い手確保と参画し易い環境づくりが望まれる。

㉓かかりつけ医制度を利用している市民の割合が40%以下とは意外に低い。制度定着に向けさらなる啓発活動を続けるべき。

㉔一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯が増加することにより、一層の生活支援サービスの充実を図ることが重要である。

㉕保健所政令市への移行は業務量も多く大変だと思うが、関係部局との連携を密にしてスムーズな移行に努められたい。

㉖限られた資源の中で、効率的に事業ができるように取り組むべきである。

㉗現在行政内部で推進されている12地区のコミュニティ制度（市民自治推進課）や豊かな長寿社会を考える有識者会議（企画経営課）などは同じような施策や事務事業が行われるにもかかわらず、連携が取れていないと見える。別々の施策ではなく、政策目標達成のために同じテーブルで総合的な対応が待たれる。それとともに、地域での連携や基本的な情報共有や研修・学習のためには茅ヶ崎市が独自で培ってきた公民館での地域課題を基にした講座等が行われるような連携も必要である。そのためには、庁内の実質的な連携が必要である。

㉘福祉分野の課題を、行政の福祉部局のみで対応することは極めて難しいと考えられる。福祉の対象となる市民の自立に向けて、限られた財源をどのように効率的・効果的に執行していくのか。そのためには、福祉分野のみならず、他の政策分野との連携による政策推進の知恵を絞る必要がある。老朽化した施設の整備に関してはまちづくり、都市計画との連携、施設の運営・活用等においては、少子化により施設的余裕のある教育分野との連携などを図ることで、限られた資源の中で持続的な自立支援を確保していくことが求められる。

保健福祉部

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①介護保険制度の改正により、今後は茅ヶ崎市としてより戦略的なシステムを構築していかなければならない。施設の認可や指導等の仕事や医療との連携や個人による異なる相談内容など、単なる事務職では難しいことばかりである。そのためには、保健師やケアマネジャー、社会福祉士等の資格者などを戦略的に配置する必要がある。</p>	<p>平成25年4月に新たに介護支援専門員を、また、26年4月に社会福祉士（保健師資格あり）を配置するなど、必要な専門職の確保に努めています。今後においても、介護保険法や医療法等の改正及び高齢者の増加等を見据え、市町村に求められる役割や業務を円滑に遂行できるよう、適正な人員確保を戦略的に進めていきます。（高齢福祉介護課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>②地域支援事業を充実し、地域で生きて行かれるようにの前に、介護する家族も生活して行かれるようにすることが求められる時代になった。茅ヶ崎市としてどのような支援ができるのか、今後の検討が必要である。</p>	<p>市に寄せられる相談の中には、高齢者の介護に行き詰まってしまった家族のケースなどもあり、高齢者本人はもとより、介護者のケアを重視して、適切な介護サービスにつなげているところ。介護のために家族が就労できないことにより、生活に行き詰まるような場合は、庁内関係部局職員や地域包括支援センター職員及び福祉総合相談室の職員等が連携して支援しています。 今後も高齢者世帯が増加するなか、高齢者が高齢者の介護をせざるをえない状況であったり、介護者が就労しなくては生活できないなど置かれている状況も様々であることを踏まえ、きめ細やかな支援ができるよう、努めていきます。（高齢福祉介護課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>③多岐にわたる事業を抱え、また制度の改正や見直しが頻繁に行われる中で、政策目標の達成に全力であたっていることは評価できる。</p>	<p>今後も関係団体、関係機関と情報共有し制度改正や見直しに適切に対応するとともに、庁内関係部局とも連携し整合性を図るなど政策目標の達成に努めていきます。（保健福祉課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>④政策目標の達成のためには、庁内での地域福祉に対する総合的な部署を立ち上げるか、職員体制を再構築する必要があるのではないかと考える。課題は山積みで、順調とは言えないのではないかと。</p>	<p>地域福祉に関わる取り組みは保健福祉課を主管とする中、現在21課かいと連携し計画を推進しているところ。また、制度改正等に伴い職員体制も調整していきます。（保健福祉課）</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>
<p>⑤他部に比してはるかに量・質とも多い事業を運営しており、今後なお増加することを考慮すれば、一部門で担当することは責任者にとって充分部内に目が行き届かないおそれがあると考えられる。従って、政策目標達成のため「部」を分割すべきではないかと思料する。</p>	<p>少子高齢化の進行に伴い福祉部局の役割も増加していく中、組織の適正規模も踏まえなければならぬと考えています。今後予定している保健所政令市への移行に伴う組織見直しの機会に当たっては、様々な観点から検証し対応していきます。（保健福祉課）</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>
<p>⑥災害時要援護者支援制度は高齢者だけでなく障害を持っている方にとっても大事なことであり、登録者数の指標が施策目標の指標に加えられるといいと思われる。</p>	<p>障害者は制度登録者の1/4を占めており、障害者に向けたアンケートにおいても4割ほどの方が登録を希望していることから、潜在的なニーズは多いと考えています。第2次実施計画においては「新規登録者数」を指標に掲げていますが、指摘事項については、今後、第3次実施計画策定の過程で検討していきます。（障害福祉課）</p>	<p>第3次 実施計画</p>	<p>施策目標の指 標の変更につ いて検討</p>
<p>⑦ジェネリックの利用促進やそれぞれの個性にあわせた自立支援など、取り組むべき課題は福祉分野には数多く存在する。市の福祉資源のみならず、国や県、独立行政法人等による政策支援・資金等を最大限に活用して、これまでの発想・固定観念を乗り越えて、複数の課題を同時に解決するようなイノベーションを、福祉分野で起こしていくことが求められる。</p>	<p>福祉分野の課題に対する取り組みに当たっては、国、県の補助事業の活用だけに止まらず、民間や市外の社会資源を最大限活用して、多様化する福祉分野の課題に対応していきます。（例：ロボケアセンター）（保険年金課、障害福祉課、高齢福祉介護課）</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑧特に、社会福祉法人等の「福祉の民間」ではなく、通常の民間事業者等との連携による新しい政策、事業スキームを生み出さなければ、福祉分野の政策目的の達成は困難であり、より柔軟で包括的なPPP(官民連携)を推進していくことが求められる。</p>	<p>高齢者介護では、制度開始以来市場が開放されており、営利企業の参入も加速しています。こうした企業の進出については、利益を追求するあまり利用者のサービスの低下を招くことを危惧する側面がある一方で、利用者や顧客のニーズへの迅速な対応による良質なサービスの提供が期待されており、今後、高齢者の暮らしを支える側として多くの主体があることは生活の選択肢として望ましいと考えます。</p> <p>他の福祉分野においても、市民サービスの全部または一部を民間団体や民間事業者に委ねることにとどまらず、民間団体、民間事業者、行政が適切な役割分担に基づいて市民サービスの質・量の充実を図っていきます。(高齢福祉介護課)</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>⑨地域包括支援センター及び地域福祉総合相談室が12地区に開設されることは、評価できるがこれからは内容の充実が伴わないと大変である。市直営基幹型地域包括支援センターとの連携も重要であるが、事業所との関係、専門職・ケアマネジャーとの関係で市民が受けるサービスの内容が変わってきてしまうので、それも高い水準で保つための施策が必要である。</p>	<p>本市では、基幹型包括支援センターの役割として、地域包括支援センターの全体調整及び統括支援、人材育成、地域包括ケアシステムの構築等を位置付けており、今年度、これまで以上に、基幹型包括支援センターの機能強化及び地域包括支援センターや介護支援専門員等の人材育成に取り組んでいます。今後については、介護保険法の改正や高齢者の増加等に伴い、地域包括支援センターは益々重要な役割を担うことになることが予測されるため、期待される役割が果たせるよう支援していきます。</p> <p>また、地域福祉総合相談室については、引き続き、福祉相談室連絡会議を毎月開催し、相談事案の検討や情報共有を行うとともに、福祉関連施設等の社会資源見学や意見交換を企画実施するなど、福祉相談支援員の資質向上を図ります。さらに、併設している地域包括支援センターや福祉関連各種連絡会への参加による連携及び事業周知を図りながら、総合相談窓口機能の充実を目指します。(保健福祉課、高齢福祉介護課)</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>⑩地域包括支援センターが平成26年10月には市内12地区に開設することを目途に準備を進めていること、そしてこれらが各地区における保健、医療、福祉(介護)の窓口となることを期待したい。</p>	<p>ご期待に添えるよう機能強化を図っていきます。(高齢福祉介護課)</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>⑪生活保護受給者への支援も結果が出ているが、これからは高齢者が増加し、就労することもできず、介護保険を受ける人が増えてくると考える。保護費の増加をなるべく防ぐためにも、生活保護を受ける前の生活困窮者への支援が大切となる。</p>	<p>平成25年12月に生活困窮者自立支援法が制定され、27年4月から全国(福祉事務所を設置する自治体)で施行されます。法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることです。制度の目指す自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれています。これを踏まえ、新しく「自立相談支援事業」を立ち上げ、福祉の専門知識を有する職員が生活困窮者の状態に応じて個別に対応していく体制を構築していきます。(生活支援課)</p>	<p>27年度 以降の 取り組み</p>	<p>27年度予算</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑫保健所移行計画が進んでいるが、どの位の財政負担が将来にわたってあるのか、明確でない上に茅ヶ崎市としては保健所が来ることにより、どのような総合的な施策をするのか、示されないうちに市民参加もないままの決定、計画の策定は自治基本条例から見ても納得できない。</p> <p>⑬保健所移行が戦略的な財政投資と言うことなら、市民が納得できる内容を提示してほしい。</p>	<p>保健所政令市への移行準備にかかる市民参加については、今後、市民説明会を実施し、市民のみなさまへの周知を図ります。その後、パブリックコメントを実施し、市民のみなさまからいただいたご意見・ご提案を踏まえ、「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画」を策定します。また、財政計画については同計画において示すこととしています。（保健福祉課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画」に反映</p>
<p>⑬40歳以上の特定健康診査受診率が県内19市中上位であることは評価できる。</p>	<p>特定健康診査受診率は県下19市中上位であるものの、神奈川県特定健康診査等受診率・実施率は全国平均を下回っており、茅ヶ崎市においても受診率・実施率の向上に向けた取り組みについては、今後も鋭意進めていきます。</p>		
<p>⑭医療、福祉、介護と取り組むべき政策課題が多い中で、①特定健康診査・がん検診の受診率が高いこと②「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活ができる」と思う市民の割合が高いことなどが評価できる。</p>	<p>平成26年度より若い世代の女性のがん検診の受診率の向上を図るために20歳から子宮頸がん、30歳から子宮頸がんと乳房視触診の受診券を個別送付し、更なる受診率の向上に努めます。（保健福祉課、保険年金課）</p> <p>在宅医療については、在宅医療を担う多職種を対象とした人材育成研修会を実施し、連携体制づくりを進めます。また、拠点づくりの体制を整備するとともに、医療等連携調査を26年度中に実施し、地域の実情に合った在宅医療推進のための仕組みづくりに取り組んでいきます。（保健福祉課、高齢福祉介護課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑮がん検診、特定健診は更なる受診率の上向が必要である。在宅医療の推進については評価できるが、在宅医療は、地域の実情にあったものにする必要がある。</p>	<p>要支援1、2の方の訪問介護・通所介護が市町村の判断で実施内容、利用料及び単価等を設定することになりました。今後、国が示す方針を基に、既存の専門的なサービスを必要とする方には、専門的なサービスを提供するとともに、ボランティアやNPO法人等の多様な主体による柔軟な取り組みによる効率的なサービス提供ができるよう、新たな事業や仕組みについて検討するとともに、事業者の参入意向調査等を実施して、適切に対応していきます。（高齢福祉介護課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑯要支援・要介護認定を受けた人の割合は平成25年度時点で対27年度目標値に迫っており、介護保険制度の見直しが進められる中で、更なる介護予防事業や日常生活支援事業の充実が望まれる。</p>	<p>要支援1、2の方の訪問介護・通所介護が市町村の判断で実施内容、利用料及び単価等を設定することになりました。今後、国が示す方針を基に、既存の専門的なサービスを必要とする方には、専門的なサービスを提供するとともに、ボランティアやNPO法人等の多様な主体による柔軟な取り組みによる効率的なサービス提供ができるよう、新たな事業や仕組みについて検討するとともに、事業者の参入意向調査等を実施して、適切に対応していきます。（高齢福祉介護課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑰災害時要援護者支援制度推進のための支援活動を更に拡大願いたい。</p>	<p>制度の推進にあたっては、年4回の地域への情報提供のほか、交流会や地区防災訓練等、機会をとらえて制度周知を図っています。災害対策基本法の改正を踏まえ、災害時に支援が必要な方の情報を一元的に管理するシステムを構築し、より実効性のある仕組みを構築していきます。（障害福祉課、高齢福祉介護課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑱政策目標の達成状況について「順調」としているが、各分野に掲げられた指標の達成状況を見ると、未達のものも数多くある。そのような評価となる理由はどこにあるのか。明らかにしてほしい。</p>	<p>＜特定健診の実施率と内蔵脂肪症候群の「該当者と予備群」の減少率＞ 特定健康診査の実施率は神奈川県下19市中第2位となっており、評価として順調と判断いたしました。目標値については、第2期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画の目標値をもとに、本市の実情に基づいて見直しを行いました。（保険年金課） ＜施設から地域生活に移行した人の数＞ 未達の指標については、達成に向けた支援体制の整備状況、障害者やその家族などの意向を踏まえた取り組みに基づく実績値となります。 全ての指標の達成状況を総合的に勘案し、部としては達成状況を「順調」としました。（障害福祉課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑲福祉分野は、措置としての福祉から自立支援の福祉へと転換していく中で、厳しい財政状況の中でも持続性を担保していくことが求められる。障がい者の就労支援等の成果が示されているが、それを制度、政策、仕組みとして整備・展開し、そのような自立に向けた福祉が拡大・再現されていくための取り組みが必要であると考え。</p>	<p>障害者の地域における就労支援については、本市においても①障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスの利用から一般就労への移行②一般就労が困難である方に対する就労継続B型事業所等での工賃水準の向上③障害者優先調達推進法による受注機会の確保などに努めているところです。引き続き、庁内連携や関係機関とのネットワークを活用し、就労支援、雇用の確保を進めていきます。（障害福祉課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑳生活保護受給者のための専門員の配置は、納得する所で、今後は受給者や生活困窮者に対する医療・介護も含めて相談・指導などが行われることにより、できるだけ財政負担を事前に防ぐ手立てが必要である。</p>	<p>生活保護受給者に対する相談支援を引き続き充実させていくとともに、生活保護扶助費については、医療扶助費が40%以上を占めているため、ジェネリック薬品の使用促進等医療扶助費の適切な給付に努めていきます。（生活支援課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉑福祉分野はセーフティネットを提供する政策分野であり、切り捨てになってはいけないことは前提であるが、厳しい財政状況の中で「福祉だけ聖域」ということは許されない状況となっている。 したがって、必要とするニーズの量・質とそれに対して投じるコスト、その手法と成果についてPDCAの流れで検証することが必要不可欠である。</p>	<p>課かいで実施する業務棚卸において、各事業の活動ごとにPDCAの流れで検証し、今後の事業展開を位置付けていきます。（保健福祉課、保険年金課、生活支援課、障害福祉課、高齢福祉介護課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉒地域の人的資源を利用し、今の地域で生活していけるようなことができると良いが、現実には難しい。多様な人材育成に取り組んでいると言うが、医療・介護・障害等も頻りに法律等が改正されるので、それに対応するためにも行政内部の専門的な人材も必要であり、戦略的な人材確保が必要ではないかと考える。</p>	<p>法令に基づき資格職を配置し、あるいは職種によっては本人の希望によりエキスパートコース職員の配置をしています。また、法律等の改正に対しては、国、県、県内市、近隣町と連携し適正化を図るとともに、専門機関等との連携により意見交換や学識者からの意見聴取を実践しています。（保健福祉課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑭地域福祉の更なる充実が求められる中で、地域の関係団体等と連携した地域福祉の担い手確保に向けたより一層の環境づくりが必要と思われる。</p>	<p>地域をよく知る住民の皆様が協力して、地域に必要な取り組みについて話し合い、力を発揮していただけるような新たな地域コミュニティ創設に向けた取り組みに引き続き参画していきます。 市及び茅ヶ崎市社会福祉協議会がそれぞれ策定してきた、地域福祉に関する両計画を一体化し、地域福祉推進の担い手である地域住民にとってわかりやすい計画の策定に取り組んでいきます。（保健福祉課）</p>	<p>27年度以降の取り組み</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>
<p>⑮超高齢化社会に対する地域包括ケアシステム構築に向け人材育成に取り組んでいることは評価に値する。</p>	<p>本市では、基幹型包括支援センターの役割として、地域包括支援センターの全体調整及び統括支援、人材育成、地域包括ケアシステムの構築等を位置付けており、今後も引き続き、基幹型包括支援センターの機能強化及び地域包括支援センターや介護支援専門員等の人材育成に取り組んでいきます。（高齢福祉介護課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑯地域包括ケアシステムの推進は評価できるが、今後は、具体的な構築に努める必要がある。</p>	<p>構築に不可欠な在宅医療の推進（在宅医療に従事する医師等を増やすことを含む）を図るべく、医療・介護等関係団体の代表者会議等による意見を踏まえ、拠点づくりの体制を整備するとともに、多職種の研修を積み重ねることにより連携体制を構築していきます。また、手法のひとつでもある「地域ケア会議」のガイドラインを作成し、自治会圏域12地区に整備される地域包括支援センターがそれぞれの地域で会議を開催し、地域課題等に取り組む体制づくりを構築していきます。（高齢福祉介護課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑰臨時職員等約50名を含む約200名の人員で、保健・医療・福祉（介護）と広範囲にわたる業務を遂行するに当たって、非常勤職員を有効活用することよりコストの削減を図ったことには大変評価できる。更にコスト削減に注力すべきである。</p>	<p>引き続き非常勤職員の活用に取り組むとともに、事業の改善はもとより、事業の手法について公民連携、委託の検討を行い増加する扶助費に対して事業費のコスト削減に努めていきます。（保健福祉課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑱業務量の増大に伴い政策推進コストも伸びているが、人員体制については常勤職員の増は少なく非常勤職員の活用が図られている。ただ、専門性が求められる分野とはいえ、再任用職員の活用にもっと積極的に対応すべきと思われる。</p>	<p>新採用職員の配置が比較的多い部局ですが、行政経験豊かな再任用職員の活用も要望していきます。（保健福祉課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑲人的な補充等による業務遂行について記載されているが、それが政策目的との関係の中で、他の取り組みと比べて優先順位が高いものであるのか。その結果、どのような効果がもたらされたのか。を明らかにする必要がある。</p>	<p>少子高齢化が進む中、福祉分野でも新たな制度の創設や見直しを実施され人的にも配置職員が増加しています。厳しい財政状況の中で人件費も増加していくことから業務棚卸を通じて業務量の増大に対応するため非常勤嘱託員、臨時職員等の活用も進めています。 これにより常勤職員を配置するより少ない経費で政策目標に取り組んでいます。（保健福祉課、保険年金課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>③⑩災害時要援護者支援制度は十分に機能することが必要である。民生委員による聞き取り等だけではなく、市直営の認定調査員や事業所のケアマネジャーに協力を求めることも効果がある。</p>	<p>現在、介護保険を利用し、生活支援サービス等を受けている高齢者への災害時の対応については、災害が起きても継続してサービスを受けられるようにするための検討を介護事業者等と進めているところである。 障害者についても、利用者のことをよく知る相談支援事業所や通所先の事業所は、制度の支援者として有力であると考えています。災害時の要援護者支援においては、平常時にかかわりのある多様な主体の協力が不可欠であるため、今後も協力を求め、効果的な対策を検討していきます。（障害福祉課、高齢福祉介護課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③⑪今後の介護保険料の試算も、高額所得者の2割負担などにより、将来どのような介護保険料となっていくのか、今後の財政状況を明確に市民に公表し、サービスとの関わり等から意見の十分な聴取が必要である。</p>	<p>平成27年4月の改正では、これまで一律に1割となっている利用者負担が、一定以上の所得の方は2割となります。 また、本市では第5期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）期間において、保険料の所得段階区分のうち、高所得者の区分を2段階増やして11段階とし、所得段階区分の多段階化と低所得者に対する負担の軽減を行いました。所得段階区分のあり方は、すでに被保険者の方々からご意見をいただき、第6期計画に反映する予定です。 保険料の算出については、コメントにもありますとおり、サービス量を踏まえた保険料との仕組みを事業計画書において説明します。（高齢福祉介護課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方及び 実施方法</p>
<p>③⑫介護保険の地域支援事業の見直しにあたっては、地域包括支援センターと地区ボランティアセンターなど地域の関係団体との役割分担を明確にし、担い手確保と参画し易い環境づくりが望まれる。</p>	<p>今後、国から示される方針を基に役割を明確にするとともに、各種団体の特色と得意分野に応じた役割を担っていただけるよう仕組みを考えていきます。（高齢福祉介護課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方及び 実施方法</p>
<p>③⑬かかりつけ医制度を利用している市民の割合が40%以下とは意外に低い。制度定着に向けさらなる啓発活動を続けるべき。</p>	<p>地域の診療所をかかりつけ医として持っていただくことで、病診連携支援体制をより一層推進し、切れ目のない医療の提供ができるよう取り組んでいるところである。 また、病診連携支援体制の仕組みを市民に理解していただけるよう市広報紙やホームページ、茅ヶ崎市医療機関・薬局ガイドサービス、FMナパサなどに加え、ファミリー層や居住年数の短い層において、かかりつけ医を持つ人の割合が少ない傾向にあることから、神奈中バスのデジタルサイネージの活用や、病診連携利用ガイドの研究など、さまざまな手法や媒体の活用を検討していきます。（保健福祉課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③⑭一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯が増加することにより、一層の生活支援サービスの充実を図ることが重要である。</p>	<p>高齢者が安心して暮らすことができるよう、従来の介護保険サービスのほか、ボランティアやNPO法人等の多様な主体による柔軟な取り組みによるサービス提供を進めます。（高齢福祉介護課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方及び 実施方法</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>③⑤ 保健所政令市への移行は業務量も多く大変だと思うが、関係部局との連携を密にしてスムーズな移行に努められたい。</p>	<p>保健所政令市への移行準備を円滑に進めるための推進体制については、平成26年4月より、神奈川県と本市の関係職員で組織する「保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議」を設置し、「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画」の策定にかかる調整を行うほか、個別案件の課題整理及び具体的な方針案の策定等を行っています。 また、庁内の関係職員により組織する「茅ヶ崎市保健所政令市移行にかかる庁内検討会議」を設置し、保健所政令市への移行を円滑に進めるために必要な調査及び検討を行っています。 今後も関係部局との十分な連携に努めていきます。（保健福祉課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>③⑥ 限られた資源の中で、効率的に事業ができるように取り組むべきである。</p>	<p>引き続き関係団体、関係機関等の意見も聞きながら、効率性の観点からも事務事業の改善に取り組みます。（保健福祉課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>③⑦ 現在行政内部で推進されている12地区のコミュニティ制度（市民自治推進課）や豊かな長寿社会を考える有識者会議（企画経営課）などは同じような施策や事務事業が行われるにもかかわらず、連携が取れていないと見える。別々の施策ではなく、政策目標達成のために同じテーブルで総合的な対応が待たれる。それとともに、地域での連携や基本的な情報共有や研修・学習のためには茅ヶ崎市が独自で培ってきた公民館での地域課題を基にした講座等が行われるような連携も必要である。そのためには、庁内の実質的な連携が必要である。</p>	<p>少子高齢化が進む中、豊かな長寿社会に向けたまちづくりのための大きな方向性や、12地区のそれぞれの特色を生かした新たな地域コミュニティ創設の取り組みには福祉の分野が多くを占めますが、庁内他の部局もそれぞれの観点から関わるものです。このことから庁内においてはすでに連携し取り組んでおり、保健、福祉の関係団体とも情報提供、意見交換を適宜しています。今後も連携し推進していきます。（保健福祉課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③⑧ 福祉分野の課題を、行政の福祉部局のみで対応することは極めて難しいと考えられる。福祉の対象となる市民の自立に向けて、限られた財源をどのように効率的・効果的に執行していくのか。そのためには、福祉分野のみならず、他の政策分野との連携による政策推進の知恵を絞る必要がある。老朽化した施設の整備に関してはまちづくり、都市計画との連携、施設の運営・利活用等においては、少子化により施設の余裕のある教育分野との連携などを図ることで、限られた資源の中で持続的な自立支援を確保していくことが求められる。</p>	<p>福祉分野の課題には他の政策分野との連携が必要なものが多くあります。それぞれが所管する計画の策定、進行管理の庁内会議の開催や施策に対する関係機関、関係団体との意見交換等にも同席し情報共有、施策の整合性の確保に努めています。 そうした中で、限られた財源と資源の中で支援を必要とする市民の持続的な自立支援を確保していく観点からも、引き続き関係部局と連携を図っていきます。（保健福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>市立病院</p>
<p>政策目標</p>	<p>6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>21 効果的・効率的に病院を経営する(病院総務課) 22 高度で良質な医療サービスを提供する(医事課)</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>① 民間病院経営のノウハウは、従来の公務員が携わる範囲を超えていると考えるし、医事課を支えるには医療の現場が理解でき、医師や看護師の信頼を得られる人材が必要であり、またリハビリや介護、食事等の総合的な専門職の方々のマネジメントが必要である。多額の一般会計からの繰り出しを続けることは将来に禍根を残すことになるため、少しでも毎年減らしていかなければならない。今後の経営に関する抜本的な改革をするべきである。</p> <p>② 急性期医療を担う地域医療支援病院として、将来の超高齢化社会を見据えた地域完結型医療を目指し、努力する必要がある。</p> <p>③ 市民に向けての啓発活動が不十分である。</p> <p>④ 政策目標の達成にあたっては医療職も事務職も一体となって取り組むべきで、医療職に比べ事務職体制が限界であれば、増員も検討すべきと思う。ただ、評価シートの表からは再任用職員、嘱託員の活用が十分でないように見えるので、効率的、効果的な人員体制に向け検討してもらいたい。</p> <p>⑤ 7対1看護体制での病床利用率80数パーセントを目指すべきである。</p> <p>⑥ 高齢の患者の増加や看取りの増加にもかかわらず、医療費の抑制や医療職の不足など、厳しい状況であるので、地域医療のためには、最大限の努力が必要である。</p> <p>⑦ 経常収支比率の改善など、一定の行革的な効果があがっていることは理解できたが、それが市民のニーズとの関係でどうであるのか。中長期的な施設の維持管理・改修や機器の入れ替え等の投資額がどの程度必要とされ、それに対する投資余力を確保できているのか。LCC(ライフサイクルコスト)や中長期の財務マネジメントが必要である。</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑧ 公立病院としての努力は計画的に最大限されているのだと考えるが、地方公営企業決算が国のガイドラインで経常黒字になっていけば良いという状況ではない。毎年出される十数億の一般会計からの繰り出し金を考えると、抜本的な考え方の転換が必要ではないかと考える。</p> <p>⑨ 市立病院改革プラン(21~23年度)、同中期経営計画(25~27年度)に基づき、病院経営に注力した結果、平成22年度より経常収支比率が経常黒字になってきていることは評価できる。</p> <p>⑩ 地域医療を担うために莫大な公的資金が投入されているにもかかわらず、市民感覚としては十分な市民の信頼を得ていないと感じることは重大ではないかと思う。</p> <p>⑪ 地域医療連携室の体制強化により、地域医療機関から市立病院への紹介率が向上したことは評価できる。</p> <p>⑫ 経常収支比率が100%以上かそれに近い率を維持していること、また病診連携の体制が強化され、市立病院への紹介率が高くなり地域医療支援病院として承認されたことは評価できる。</p> <p>⑬ 地域の中心的な医療機関として努力していることは、評価できる。</p> <p>⑭ 医療の質の向上については限りがないため、政策的な分担範囲と達成目標を明確化することが求められる。病院経営の視点から、明確な経営理念・目標を掲げ、業務全般の業務見直し等による成果(削減効果)をもとに、その目標達成に向けて必要な戦略的な分野には投資を行っていくことが求められる。</p> <p>⑮ 医療費請求や用度品の発注事務などについて、業務繁忙を理由に増員等を求めているが、直営・固定費で職員を増員することと、包括的な業務委託等の活用により変動費としてそれに対応していくのか。比較検証する必要がある。</p>

総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	<p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑩医療の仕組みに翻弄されていることが見られる。これからも機器の更新は行なわなければならない。危うい状況と言わざるを得ない。</p> <p>⑪市民から信頼される病院としてのコンセプトと、経営能力のある人材を充てることなど、抜本的な見直しをする必要があると考える。</p> <p>⑫入院収益を確保するために病床利用率を上げ、病床の有効活用を図ることが不可欠である。</p> <p>⑬ICU（集中治療室）の設置、7対1看護体制は医療収益の増収となったが、同時に医師、看護師の件数増にもつながっているはずであり、休眠ベッドの在り方については中長期的な展望にたって適切な病床数を検討すべき。</p> <p>⑭7対1看護体制の採用により、質の確保と収益の増加が同時に実現されたように、明確な経営目標を掲げ、そこに向けて必要なコスト削減と投資財源のねん出をセットにした取り組みが求められる。</p> <p>⑮安定した医療サービスの提供のためにも、健全な経営が必要不可欠であり、7対1看護体制の導入と同様の取り組みを、他の分野にも拡大していくことが求められる。</p> <p>⑯戦略的な政策展開がよく行われている。</p>
	課題認識と解決への方策について
	<p>⑰質の高い医療サービスを安定的に提供するためには、人件費が高額な医師を大勢雇った体制や機器を整えても必ずしも市民が信頼して受ける質の高い医療にはならない。</p> <p>⑱平成12年度の新病院オープン時に購入した医療機器の更新時期到来による計画的対応が必要である。</p> <p>⑲新病院開設から14年が経過し医療機器の更新時期にきているが、高額医療機器は留保資金の活用と合わせ計画的な買換えを進める必要がある。</p> <p>⑳民間病院では、様々な講座等を行い、一人ひとりの医師の姿が見える方策やその病院の得意分野等が情報提供されている。今後地域医療を担う中心的な役割を担うためには、見方を変えた病院経営が必要と考える。</p> <p>㉑急激な少子高齢化や市民ニーズ、国の医療政策に柔軟に対応すべく病院運営をする必要がある。</p> <p>㉒災害時医療に対応するため、医療機器整備に加え、資材確保のためのスペース確保が必要である。</p> <p>㉓経営健全化に向けては、表面的な数字だけではなく、優秀な医師の確保や質の高い看護体制を構築できれば、7対1看護体制でも病床利用率の向上につながると思う。</p> <p>㉔少子高齢化の進展により、医療費の増加には拍車がかかるものと考えられる。それらに適切に対応し、安定した医療サービスを効率的・効果的に持続させることが、重要な政策目標であり、そのために何を選択し、何を選択しないのか、を明確にしていくことが求められる。</p> <p>より積極的な病院経営改革と進捗管理（マネジメント）が必要であり、そのためには、より積極的な民間手法、活力、人材等を活用していくことが求められる。</p>

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>① 民間病院経営のノウハウは、従来の公務員が携わる範囲を超えていると考えるし、医事課を支えるには医療の現場が理解でき、医師や看護師の信頼を得られる人材が必要であり、またリハビリや介護、食事等の総合的な専門職の方々のマネジメントが必要である。多額の一般会計からの繰り出しを続けることは将来に禍根を残すことになるため、少しでも毎年減らしていけるような、今後の経営に関する抜本的な改革をするべきである。</p>	<p>医事課には民間で診療報酬請求や診療記録管理を経験した職員を配置するとともに、病院での経験年数が20年以上となる事務職員も8名おります。しかしながら、経験年数の長い事務職員が順次退職する時期にきていますので、今後、病院事務職員としてのマネジメントができる民間病院等の経験者を確保するように努めていきます。 一般会計負担金については、地方公営企業に対する総務省からの通知に基づき繰出基準が作成されておりますが、市の財政状況を鑑み、毎年財政協力はしています。将来的には、収益的収入のうち、地方公営企業法で「経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」とされるもの以外について、一般会計での負担が無くなるように努めていきます。（病院総務課、医事課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>人材の確保は、人事担当課と協議し、医療事務経験者の確保を図ります。 一般会計負担金は、毎年の予算編成時に財政担当課と協議します。</p>
<p>②急性期医療を担う地域医療支援病院として、将来の超高齢化社会を見据えた地域完結型医療を目指し、努力する必要がある。</p>	<p>引き続き、急性期医療を担う地域医療支援病院としての役割を果たしていくとともに、かかりつけ医を中心とした医療連携や民間病院、診療所、福祉施設、介護事業者等との機能分担、連携を図り、地域完結型医療を目指します。（医事課）</p>	<p>基本構想</p>	<p>施策目標22の施策のねらい(イ)を修正</p>
<p>③市民に向けての啓発活動が不十分である。</p>	<p>現在も、広報ちがさき等を活用し、救急医療体制や、かかりつけ医、出張講座、医療従事者募集等の情報発信、啓発活動を行っています。今後は、より一層、市民の方に市立病院のことを知っていただけるよう、情報発信の充実に努めます。（医事課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>広報担当課や地域医療担当課と連携し、広報のあり方やホームページを見直します。</p>
<p>④政策目標の達成にあたっては医療職も事務職も一体となって取り組むべきで、医療職に比べ事務職体制が限界であれば、増員も検討すべきと思う。ただ、評価シートの表からは再任用職員、嘱託員の活用が十分でないように見れるので、効率的、効果的な人員体制に向け検討してもらいたい。</p>	<p>再任用職員や嘱託員の雇用については、専門的な知識が必要となるため、なかなか思うように進まないのが現状です。このため、可能な限り非常勤職員を配置していますが、特に、病院総務課の職員にかかる負担が大きくなってきています。医事課職員の応援も受けて事務処理をこなしてはいますが、健康面への影響が一番懸念されますので、効率的効果的を前提に適正な人員の配置をしていきます。（病院総務課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>人事担当課と協議し、医療事務経験者の確保を図るとともに、適正な人員配置を行います。</p>
<p>⑤7対1看護体制での病床利用率80数パーセントを目指すべきである。</p>	<p>地域の急性期医療を担う病院として、7対1看護体制を堅持することを前提に、病床利用率83%を目指します。（病院総務課、医事課）</p>	<p>基本構想</p>	<p>政策目標6の指標を修正</p>
<p>⑥高齢の患者の増加や看取りの増加にもかかわらず、医療費の抑制や医療職の不足など、厳しい状況であるので、地域医療のためには、最大限の努力が必要である。</p>	<p>引き続き、急性期医療を担う地域医療支援病院としての役割を果たしていくとともに、かかりつけ医を中心とした医療連携や民間病院、診療所、福祉施設、介護事業者等との機能分担、連携を図り、地域完結型医療を目指します。（医事課）</p>	<p>基本構想</p>	<p>施策目標22の施策のねらい(イ)を修正</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑦経常収支比率の改善など、一定の行革的な効果があがっていることは理解できたが、それが市民のニーズとの関係でどうであるのか。中長期的な施設の維持管理・改修や機器の入れ替え等の投資額がどの程度必要とされ、それに対する投資余力を確保できているのか。LCC(ライフサイクルコスト)や中長期の財務マネジメントが必要である。</p>	<p>経常収支が改善されることは、病院経営の健全化という市民ニーズにこえるものと考えます。また、ご指摘の中長期の財務マネジメントは重要と考えています。空調設備・電気設備・衛生設備等については、平成23年度から30年度までの「中・長期施設保全計画」に基づき、順次修繕を行っています。また、高額な医療機器の更新については、25年度からの3か年での更新計画により進めていますが、医療の進歩を考えると長い期間での計画は現実性に問題が生じることが予想されるため、短い間隔での計画を基本に財務マネジメントに取り組みます。(病院総務課)</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>「中・長期施設保全計画」や「高額医療機器更新計画」に基づいて取り組みます。</p>
<p>⑧公立病院としての努力は計画的に最大限されているのだと考えるが、地方公営企業決算が国のガイドラインで経常黒字になっていけば良いという状況ではない。毎年出される十数億の一般会計からの繰り出し金を考えると、抜本的な考え方の転換が必要ではないかと考える。</p>	<p>地域医療を担う自治体病院としての使命を全うするとともに、企業としての経営にも努めていきます。一般会計負担金については、地方公営企業に対する総務省からの通知に基づき線出基準が作成されておりますが、将来的には、収益的収入のうち、地方公営企業法で「経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」とされるもの以外について、一般会計での負担が無くなるように努めていきます。(病院総務課)</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>一般会計負担金は、毎年の予算編成時に財政担当課と協議します。</p>
<p>⑨市立病院改革プラン(21~23年度)、同中期経営計画(25~27年度)に基づき、病院経営に注力した結果、平成22年度より経常収支比率が経常黒字になってきていることは評価できる。</p>	<p>今後も、経常黒字を目指して努力していきます。(病院総務課)</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑩地域医療を担うために莫大な公的資金が投入されているにもかかわらず、市民感覚としては十分な市民の信頼を得ていないと感じることは重大ではないかと思う。</p>	<p>地域医療を担う急性期病院として、今後もより一層の信頼をえることができるよう努力していきます。(病院総務課)</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>
<p>⑪地域医療連携室の体制強化により、地域医療機関から市立病院への紹介率が向上したことは評価できる。</p>	<p>引き続き、紹介率の向上に努めます。(医事課)</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑫経常収支比率が100%以上かそれに近い率を維持していること、また病診連携の体制が強化され、市立病院への紹介率が高くなり地域医療支援病院として承認されたことは評価できる。</p>	<p>引き続き、経常収支の黒字化、紹介率の向上に努めます。(病院総務課、医事課)</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑬地域の中心的な医療機関として努力していることは、評価できる。</p>	<p>引き続き、地域医療支援病院としての役割を果たせるよう努めます。(医事課)</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑭医療の質の向上については限りがないため、政策的な分担範囲と達成目標を明確化することが求められる。病院経営の視点から、明確な経営理念・目標を掲げ、業務全般の業務見直し等による成果(削減効果)をもとに、その目標達成に向けて必要な戦略的な分野には投資を行っていくことが求められる。</p>	<p>公立病院として救急医療、災害時医療、小児医療、周産期医療など地域医療を確保しつつ、病院経営は安定していなければならないと考えています。基本理念、基本方針に基づき策定した経営計画の中で目標値としての重点管理指標を設け、目標達成に向けて戦略的なものを含め各種活動に取り組んでいます。(病院総務課)</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>
<p>⑮医療費請求や用品の発注事務などについて、業務繁忙を理由に増員等を求めているが、直営・固定費で職員を増員することと、包括的な業務委託等の活用により変動費としてそれに対応していくのか。比較検証する必要がある。</p>	<p>医療費請求事務は既に民間委託しており、その他の事務も可能なものは委託しています。医療費請求業務や用度施設業務の中心となる専門事務職の確保や人事事務、給与、福利厚生事務等、正規職員が処理しなければならない業務の増大に対応することが課題となっており現在検討しています。(病院総務課)</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>人事担当と協議し、人材の確保を図ります。</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑩医療の仕組みに翻弄されていることが見られる。これからも機器の更新は行なわなければならない。危うい状況と言わざるを得ない。	国の医療政策や診療報酬の改定、また、市民の医療ニーズや医療環境の変化に的確に対応し、高度で良質な医療を安定的に提供するため、医療機器の計画的な購入を図るとともに、病院経営における経済性を高めます。（病院総務課、医事課）	基本構想	施策目標21の施策のねらいに追加
⑪市民から信頼される病院としてのコンセプトと、経営能力のある人材を充てることなど、抜本的な見直しをする必要があると考える。	経営計画を基調に、今後も市民から信頼される病院となるように努力していきます。（病院総務課）	参考とします	-
⑫入院収益を確保するために病床利用率を上げ、病床の有効活用を図ることが不可欠である。	今後も、病床利用率を高め、入院収益の確保を図ります。（医事課）	26年度下半期以降の取り組み	各診療科毎の病床利用率を掲示し、職員の意識の高揚を図ります。
⑬ICU（集中治療室）の設置、7対1看護体制は医療収益の増収となったが、同時に医師、看護師の件費増にもつながっているはずであり、休眠ベッドの在り方については中長期的な展望にたって適切な病床数を検討すべき。	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことを受け、今後県から出される地域医療ビジョンを見据えた上で、病床機能とともに検討していきます。（病院総務課）	26年度下半期以降の取り組み	県の動向を注視するとともに、病床機能の充実を図ります。
⑭7対1看護体制の採用により、質の確保と収益の増加が同時に実現されたように、明確な経営目標を掲げ、そこに向けて必要なコスト削減と投資財源のねん出をセットにした取り組みが求められる。	7対1看護体制が、多くの看護師の採用という件費（コスト）の増加で、質の確保と収益の増大が図られたように、医療収益の増加には一定の投資が必要となります。その中でも、コストを削減し投資財源を捻出する取り組みは今後も続けます。（病院総務課）	参考とします	-
⑮安定した医療サービスの提供のためにも、健全な経営が必要不可欠であり、7対1看護体制の導入と同様の取り組みを、他の分野にも拡大していくことが求められる。	診療報酬改定や医療制度改革を適確にとらえ、今後も、戦略的な政策展開を検討します。（医事課）	参考とします	-
⑯戦略的な政策展開がよく行われている。	引き続き、戦略的な政策展開に努めます。（病院総務課）	実施中	-
⑰質の高い医療サービスを安定的に提供するためには、件費が高額な医師を大勢雇った体制や機器を整えても必ずしも市民が信頼して受ける質の高い医療にはならない。	地域医療を担う急性期病院として、今後もより一層の信頼をえることができるよう努力していきます。（病院総務課）	参考とします	-
⑱平成12年度の新病院オープン時に購入した医療機器の更新時期到来による計画的対応が必要である。	平成25年度から27年度の3か年に、高額医療機器更新計画に基づいた医療機器の整備を進めています。今後も、急性期病院としての期待される役割を全うできるように、計画的な医療機器整備を検討していきます。（病院総務課）	基本構想	施策目標21の施策のねらいに追加
⑲新病院開設から14年が経過し医療機器の更新時期にきているが、高額医療機器は留保資金の活用と合わせ計画的な買換えを進める必要がある。	平成25年度から27年度の3か年に、高額医療機器更新計画に基づいた医療機器の整備を進めています。今後も、急性期病院としての期待される役割を全うできるように、計画的な医療機器整備を検討していきます。（病院総務課）	基本構想	施策目標21の施策のねらいに追加

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
②⑥民間病院では、様々な講座等を行い、一人ひとりの医師の姿が見える方策やその病院の得意分野等が情報提供されている。今後地域医療を担う中心的な役割を担うためには、見方を変えた病院経営が必要と考える。	市立病院では、出張講座を年10回程程度開催しています。広報ちがさき等でお知らせして、地域のコミュニティセンター等で医師等が講演を行っています。今後は、出張講座の充実を図るとともに、より一層、市民の方に市立病院のことを知っていただけるよう、情報発信に努めます。(医事課)	26年度 下半期 以降の 取り組み	コミュニティセンター等との連携を強化し、ホームページ等を見直します。
②⑦急激な少子高齢化や市民ニーズ、国の医療政策に柔軟に対応すべく病院運営をする必要がある。	国の医療政策や診療報酬の改定に的確に対応し、高度で良質な医療を安定的に提供するため、病院経営における経済性を高めます。(医事課)	26年度 下半期 以降の 取り組み	診療体制を見直し、新たな施設基準取得を目指します。
②⑧災害時医療に対応するため、医療機器整備に加え、資材確保のためのスペース確保が必要である。	災害拠点病院、DPC対象病院として、災害時の医療にも万全を期すためには、災害対策用の資材確保は必須であると考えています。診療上の理由から施設的な再検討の必要性もありますので、施設面全体の中で検討していきます。(病院総務課)	第3次 実施計画	建設改良に関する事務
②⑨経営健全化に向けては、表面的な数字だけではなく、優秀な医師の確保や質の高い看護体制を構築できれば、7対1看護体制でも病床利用率の向上につながると思う。	引き続き、優秀な人材の確保と人材育成に努めていきます。(病院総務課)	実施中	-
③⑩少子高齢化の進展により、医療費の増加には拍車がかかるものと考えられる。それらに適切に対応し、安定した医療サービスを効率的・効果的に持続させることが、重要な政策目標であり、そのために何を選択し、何を選択しないのか、を明確にしていくことが求められる。 より積極的な病院経営改革と進捗管理(マネジメント)が必要であり、そのためには、より積極的な民間手法、活力、人材等を活用していくことが求められる。	少子高齢社会へ向けて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律が成立しました。今まで以上に医療機関の機能分化・連携が進まなければなりません。市立病院はこれからも急性期医療を担い、かかりつけ医を中心とした地域の医療機関との連携をより推進するとともに、福祉施設や介護事業者との連携を促進し、地域完結型医療を目指します。また、安定的な病院経営のため、経営計画を基調として必要に応じて民間活力、民間手法も取り入れたマネジメントを実施します。(病院総務課、医事課)	参考と します	-

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>環境部</p>
<p>政策目標</p>	<p>7 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>23 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する（環境政策課） 24 快適で安全な生活環境を守る（環境保全課） 25 資源循環型社会の形成を目指す（資源循環課） 26 ごみや資源物を効率的に収集・処理する（環境事業センター）</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①政策目標を達成するために市民がどのような生活を選択するか、まちづくりをしていくか、環境を次世代に引き継ぐためには、総合的な行政内部でのコンセンサスが必要である。また、まちづくりに関わる事業者、地権者、関係市民への説得力のある情報発信による信頼関係が必要である。</p> <p>②広域での考え方もごみだけでなく、空も川もつながっており、生き物も動いている。そのような視点でも広域での施策も必要ではないかと考える。そのためには、茅ヶ崎市の環境に十分精通した職員の配置や市民との協力が不可欠である。</p> <p>③基本構想の見直しを受けて、これからの時代を考え、どのような政策目標を掲げることが茅ヶ崎市のまちづくりに適した事なのか、十分な再検討を行い、他市のような一元化した施策ができるような機構改革を求める。</p> <p>④限られた人員体制の中、政策目標達成に向けほぼ目標をカバーできていることは評価できる。</p> <p>⑤環境事業センターの人件費コストが年々下がっているのは再任用職員の積極活用の結果と評価する。</p> <p>⑥政策目標の達成に向け、ごみ排出量の削減やリサイクルの推進などについては一定の評価ができるが、より一層の取り組みの強化を期待する。</p> <p>⑦ごみの収集・処理については職員の退職や高齢化に伴い、更なる委託化が必要と思われ、計画的かつ効率的な政策・施策展開を期待する。</p> <p>⑧厳しい財政状況の中で、さらなるコスト削減・効率化を達成しつつ、質の高い政策成果を生み出すために、新たらしいPPP/PFIの手法を含めた抜本的な改革・取り組みが必要不可欠である。計画上位置づけられた指標等に対する目標達成のみにとどまらず、領域横断的な視点から、多様な政策資源を組み合わせることで政策を創造していくことが求められている。</p> <p>言葉を変えれば、政策における優先順位、戦略的な課題を何と考える、それをどのように進めていくのか。マネジメント（経営）の視点が必要である。そのような観点から、政策目標とその達成手段との関係を精査し、政策推進を図ってほしい。</p> <p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑨政策目標の指標の中の1人当たりのごみ排出量は、分別したことによる減量化であり、その後の減量は、わずかであるため、生ごみの処理方法や小さな紙類の更なる減量のための今後の対応が必要と思つ。</p> <p>⑩市民1人1日当たりのごみ排出量が資源物収集品目数の増及び活発な啓発活動により目標を達成されたことは評価できる。</p> <p>⑪ごみ排出量の削減やリサイクル率は順調に進んでおり評価できる。これらの指標は最終処分場の延命化にもつながるものであり、せん定枝の早期資源化と合わせ更なる取り組みの強化を期待する。</p> <p>⑫リサイクル率もせん定枝の資源化の実施に期待すると共に、現在リサイクルされているプラスチック類のより良い資源化を実現するために、契約の変更等にもあたるべきである。</p> <p>⑬リサイクル率に関しては、目標達成のため今後の努力が必要である。</p> <p>⑭リサイクル率などの指標は、分別を行えばリサイクル率が高まるのは当然であり、そこに係る経費や人的労力などとセットで、その効果をとらえることが必要であり、そのような視点で十分でないと考えられる。</p> <p>⑮CO2排出量は、何の意味も持たないとする。地球温暖化が緊急の課題としているにも関わらず、2年遅れで出てきた按分による国の数値を元にしてきていることは、茅ヶ崎市民がどのように努力したのか、見えない状況である。これによって、政策目標を達成できているかどうかという指標にさえないと考える。</p> <p>⑯CO2排出量は太陽光発電設備など設備機器への助成が増加しているわりには、削減効果が見えてこない。一自治体での取り組みには限界があるが、一般家庭や事業所の削減に向け、更なる周知、啓発を図っていく必要がある。</p> <p>⑰温室効果ガス排出量削減に向けての各種補助事業を今後も積極的に進めてほしい。</p>

⑱政策目標に対して、「一部の指標で目標値を達成できていないが、総合的にみて大幅な未達成状況でない」、としている。しかし、達成できていない一部の指標が政策において重要な指標であれば、政策の効果に対する影響は大きく、その優先順位や政策全体における位置づけを明示する必要はある。

(2) 戦略的な政策展開の状況

⑲ごみの焼却施設の改修は、莫大な金額がかかるが、その資金として今回は起債・補助金とわずかな基金で賄うこととなった。最初から耐用年数が15年とわかっていたのであるから、起債を行わない位の積み立てを行なっておくべきではなかったか。今後は、改修後の耐用年数が15年とすることであるから、将来の財政負担とならないような計画的な基金の積み立てこそが、戦略的である。

⑳ごみ焼却施設については、施設の長寿命化に向け、同長寿化計画を早急に推進すべきである。

㉑ここには記載されていないが、政策目標のためには多くの他部課と連携する必要がある。特に都市部で策定される「低炭素まちづくり計画」と環境基本計画との整合性を具体的な施策として十分検討されるべきではないか。また、自然環境庁内会議を行なって連携をとっているとされているが、実際はなかなか十分な連携が採れていないのが実情である。原因を根本から見極め、対策を練るべきである。

㉒205名の人員で運営をしているが、その大半を占める環境事業センター要員については、積極的に再任用職員を活用して、更に事業の推進を図るべきである。

㉓人員体制については、再任用職員や非常勤嘱託員等の活用により全体としては効率的な政策・施策展開が図られている。

㉔一般廃棄物の収集運搬については、今まで以上に民間力を積極的に活用すべきである。

㉕ごみや資源物の収集、処理については委託化が進んでいるが、更なる委託化の検討と委託コストの削減に向けた取り組み（競争入札の徹底、専門家による委託経費の算定など）が必要と思われる。

㉖より広範囲にわたる民間活用等を推進することによる、業務の質の向上と効率性を高める取り組みを進める必要がある。また、施設の老朽化対策に関して、現在の長寿命化技術は、投資額に比較して延命される期間が相対的に短いため、必ずしもLCCの観点からは効率的でないことが考えられる。その点を踏まえて、PFI/PPP（ROを含む）の検討が求められる。

総合計画審議会
行政改革推進委員会
委員コメント

課題認識と解決への方策について

㉗政策目標を実現するためにも、総合計画の政策共通認識である「環境」部分を実のあるものにするためにも、基準となる項目を挙げるなど、実質的にチェック機能を強化するべきである。

㉘環境審議会から指摘があるように、自然環境に関しては遅れているので積極的に推進してほしいと毎年答申が出されているにもかかわらず、十分な反映に至っていない。まちづくりを総合的に考えた時に、茅ヶ崎市の魅力である自然環境を保全・再生していくために組織的な補完が必要と考える。担当部は現在支障はないと回答されたが、毎回市民からの指摘で釈明や謝罪をするような状況では支障があると考えられる。政策領域会議でも十分な情報交換ができていたとは言いがたい。この部分を改善するための機構改革の検討がぜひ必要である。

㉙将来にわたって、茅ヶ崎市の環境を引き継いでいくためには、市民、特に子どもたちへの環境教育が大切である。今年は環境市民会議ちがさきエコワークでは、様々な分野で一般市民や子どもたち向けの環境市民講座を企画・実施している。また、エコワークがシステムを立ち上げたスクールエコアクションも学校の中で確実に定着し、各学校が地域の良さを生かした環境活動を繰り広げている。このような市民との実質的な協働ができることを行政内部で活用・生かすべきではないかと考える。

㉚環境指導員の増員も含め地域の人材を活用し、ごみの適正分別と資源化のより一層の推進に取り組むべきと思う。

㉛地球温暖化対策として行なっていくとされている太陽光発電クレジット事業やポータルサイトの構築が本当に効果があるのか、政策目標に的確な事務事業なのか、検討が必要である。

㉜安心まごころ収集について啓発不足である。

㉝ごみの適正分別と資源化の推進を押し進めるための啓発活動を積極的に行う必要がある。

㉞ごみの戸別収集は有料化と合わせて検討を進めるべき。

㉟CO2排出量の把握については、電気、ガスだけでも市独自の取り組みを検討すべき。

㊱地球温暖化の取り組みなどは、市が一事業者として取り組みを行うことはもちろんのこと、民間の事業主体や市民の自主的・自立的・持続的な取り組みを生み出していくことが、政策のアウトカム（成果）であると考えられる（ごみ等も同じ）。したがって、現状の政策目標の見直しとあわせて、それが本来のアウトカムの達成に向けて「何が本当の解決・改善すべき事項」であるか、を明らかにすることが求められる。

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①政策目標を達成するために市民がどのような生活を選択するか、まちづくりをしていくか、環境を次世代に引継ぐためには、総合的な行政内部でのコンセンサスが必要である。また、まちづくりに関わる事業者、地権者、関係市民への説得力のある情報発信による信頼関係が必要である。</p>	<p>ご指摘のとおり庁内におけるコンセンサスは必要であり、総合計画の基本構想自体がコンセンサスを得ているものであり、各個別計画なども同様です。政策目標の達成のためには、市民・事業者の自発的で継続的な協力が不可欠な事と認識しています。今後も市民・事業者等の理解と協力が得られるよう、様々な立場の方に向けたきめ細かい情報発信に努め信頼関係の構築に努めます。（環境政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②広域での考え方もごみだけでなく、空も川もつながっており、生き物も動いている。そのような視点でも広域での施策も必要ではないかと考える。そのためには、茅ヶ崎市の環境に十分精通した職員の配置や市民との協力が不可欠である。</p>	<p>広域での取り組みについては、既に業務棚卸評価など広域の視点に基づき評価及び検討を進めており、環境部所管の事業においては、ごみ関連や地球温暖化対策など藤沢市、寒川町との広域で事業を展開しています。さらに寒川町とは、広域の視点を生かせるよう人事交流も始めています。</p> <p>職員の配置については、生活環境や地球環境など幅広い環境問題に対応するため、職員の履歴や経歴を生かした配置を行うとともに、配属後の専門研修や日頃の業務、職場内研修等により職員の育成に努めています。</p> <p>また、政策目標の実現には、市民・事業者の自発的で継続的な協力が不可欠であり、市民・事業者の持つ経験やノウハウを生かせるよう情報の発信に努め、相互に協力していく必要があると認識しています。（環境政策課）</p> <p>また、職員の配置については、環境問題をはじめとした様々な課題に対し適切な対応をしていくため政策形成能力や業務遂行能力、協働意識やコスト意識等、職員に必要な能力や意識を醸成し引き続き適切な配置を行ってまいります。（職員課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③基本構想の見直しを受けて、これからの時代を考え、どのような政策目標を掲げることが茅ヶ崎市のまちづくりに適した事なのか、十分な再検討を行い、他市のような一元化した施策ができるような機構改革を求める。</p>	<p>現在の機構で総合計画がスタートして3年が経過し、政策目標の実現に向けた進行段階にあります。計画策定時に時間をかけて策定した政策目標であり、一部の施策の進行に遅れはありますが、現時点では将来像の実現に向けて適合した目標と考えています。</p> <p>環境などのように、幅広い領域にまたがる分野については、多様な立場からの視点も必要であり、まちづくりの情報が集まりやすい状況も必要です。組織の一元化についての利点も認識していますが、まちづくりに関する情報収集や異なる領域からの視点、考えを取り入れつつ進められるなど、現在の体制の良さを生かし、不備な点を補いつつ、より強固な体制づくりをしていく段階と考えています。（環境政策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑥政策目標の達成に向け、ごみ排出量の削減やリサイクルの推進などについては一定の評価ができるが、より一層の取り組みの強化を期待する。</p>	<p>リサイクル率の向上及びごみの減量化については、市民の皆様の理解と協力により、一定の成果が得られています。しかし、ごみの焼却により焼却量に対し約15%発生する灰の安定した処理は、市に課せられた課題であり、限りある最終処分場の延命化のため、更なるごみの減量化が必要になります。</p> <p>今後は、この視点を踏まえ、ごみの減量化・資源化に取り組むとともに、平成25年3月に策定した「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」において重点施策として位置づけた剪定枝の資源化に取り組みます。（資源循環課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑦ごみの収集・処理については職員の退職や高齢化に伴い、更なる委託化が必要と思われ、計画的かつ効率的な政策・施策展開を期待する。	ごみの収集・処理については、これまでも計画的に民間事業者の活用を進めてきたところです。平成26年度においては、大型ごみ等の各戸収集運搬業務を民間事業者に委託しています。 今後においても、民間事業者の活用については計画的に進め、ごみの収集運搬・処理業務の更なる経済性・効率性の向上、サービスの質の向上を図ります。また、今後、ごみ処理施設の更新を計画する際には、PFI手法等の導入を検討します。（環境事業センター）	実施中	—
⑧厳しい財政状況の中で、さらなるコスト削減・効率化を達成しつつ、質の高い政策成果を生み出すために、新たなPPP/PFIの手法を含めた抜本的な改革・取り組みが必要不可欠である。計画上位置づけられた指標等に対する目標達成のみにとどまらず、領域横断的な視点から、多様な政策資源を組み合わせて政策を創造していくことが求められている。 言葉を変えれば、政策における優先順位、戦略的な課題を何と考え、それをどのように進めていくのか。マネジメント（経営）の視点が必要である。そのような観点から、政策目標とその達成手段との関係を精査し、政策推進を図ってほしい。	厳しい財政状況の中で質の高い成果を出すためには、政策領域横断的な視点で政策を創造していくことは重要であり、マネジメント（経営）の視点を持って政策推進を図る必要があると考えています。すでに第2次実施計画策定時から実施していますが、事業主体の最適化や総人件費の抑制など経営改善方針の視点はもとより、LCCの視点やPPP/PFIの手法を含めた施設整備の検討などマネジメント（経営）の視点を持って、第3次実施計画の策定等事業を進めていきます。（環境政策課）	参考とします	—
⑨政策目標の指標の中の1人当たりのごみ排出量は、分別したことによる減量化であり、その後の減量は、わずかであるため、生ごみの処理方法や小さな紙類の更なる減量のための今後の対応が必要と思う。	平成24年度に従来の資源物5品目に、新たに3品目を追加したことから、分別意識が向上し、市民の皆さまの協力により燃やせるごみの量は資源化量以上に減量していますが、同年度から予定していた剪定枝の資源化事業が未実施のため減量幅が少ない一因となっています。 今後は、「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、剪定枝の資源化の推進、多量排出事業者への減量計画書の提出、指導等の実施、また、生ごみ処理容器などの普及推進及び紙袋を使った小さな紙の資源化の啓発に努め、ごみの減量化を推進します。（資源循環課）	参考とします	—
⑩ごみ排出量の削減やリサイクル率は順調に進んでおり評価できる。これらの指標は最終処分場の延命化にもつながるものであり、せん定枝の早期資源化と合わせ更なる取り組みの強化を期待する。	⑥と同様（資源循環課）	参考とします	—
⑪リサイクル率もせん定枝の資源化の実施に期待すると共に、現在リサイクルされているプラスチック類のより良い資源化を実行するために、契約の変更等にもあたるべきである。	プラスチック製容器包装類は、寒川広域リサイクルセンターに搬入後、手選別で異物を除去した後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を經由し、当協会が入札して決定したリサイクル業者に引き渡しています。当協会とは、平成26年度は1,556の市町村が契約しており、リサイクルの質の向上、安定した処理や処理コストの低減につながっているため、現在のところ、仕組みの変更をする考えはありませんが、日本容器包装リサイクル協会の動向について、引き続き注視していきます。（資源循環課）	参考とします	—
⑫リサイクル率に関しては、目標達成のため今後の努力が必要である。	⑥と同様（資源循環課）	参考とします	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑭リサイクル率などの指標は、分別を行えばリサイクル率が高まるのは当然であり、そこに係る経費や人的労力などとセットで、その効果をとらえることが必要であり、そのような視点が十分でないと考えられる。</p>	<p>リサイクル率を高めるため、資源物を平成24年度から従来の5品目に加え3品目を増やし、経費や人的労力が必要となりましたが、市民の皆さまに新分別の理解と協力を求めるための周知・啓発に取り組むとともに、資源物の収集の民間委託や寒川町広域リサイクルセンターにおける管理運営を平成26年7月から平成44年3月までの長期で委託する包括的運営責任業務を導入し、できる限り経費節減を図っています。また、今後は、市民の皆さまに理解と協力を求めるための情報発信に工夫を講ずるとともに、廃棄物会計基準を整理し費用対効果の効果的な把握に努めます。（資源循環課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑮CO₂排出量は、何の意味も持たないと思う。地球温暖化が緊急の課題としているにも関わらず、2年遅れで出てきた按分による国の数値を元にしていることは、茅ヶ崎市民がどのように努力したのか、見えない状況である。これによって、政策目標を達成できているかどうかという指標にさえならないと考える。</p>	<p>地球温暖化対策は、政策目標の達成のためには必要不可欠な施策であり、市域のCO₂排出量の指標は温室効果ガスの削減された社会を将来像として目指していることから、地球温暖化対策の進捗をみるには欠かすことのできない指標であると考えます。確かに結果が2年遅れるなど問題もありますが、平成25年3月に策定した「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」以降の算出方法では、市民生活や事業活動と直接関係のある電気や都市ガスの使用量については、茅ヶ崎市の実績を用いて算出し、より本市の実情に即したものとなっています。政策目標を支える施策目標には市民の取り組み状況を示す指標もあり、これらの指標と合わせてみることで、指標になり得ると考えています。（環境政策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑯CO₂排出量は太陽光発電設備など設備機器への助成が増加しているわりには、削減効果が見えてこない。一自治体での取り組みには限界があるが、一般家庭や事業所の削減に向け、更なる周知、啓発を図っていく必要がある。</p>	<p>太陽光発電設備は、これまでの補助事業により累計で1,514件の設置実績があり、年間約3,000tCO₂の温室効果ガス排出削減効果があります。太陽光発電設備など確実な削減効果があるハード機器への補助事業とともに、家庭や事業所で取り組むことができる省エネ行動などを自発的で継続的に取り組んで頂けるよう情報提供や意識啓発に努めていきます。また、普及啓発の新たな情報提供手段として地球温暖化対策に関するポータルサイト「ちがさきエコネット」を平成27年4月の運用開始を目途に現在構築しています。（環境政策課）</p>	<p>27年度以降の取り組み</p>	<p>新たな情報提供手段として「ちがさきエコネット」を平成27年4月より開始します。</p>
<p>⑰温室効果ガス排出量削減に向けての各種補助事業を今後も積極的に進めてほしい。</p>	<p>太陽光発電設備などの補助事業については、その効果や設備の価格、新技術の開発など市場の動向を鑑み、状況にあったものに積極的に取り組み温室効果ガスの更なる削減を進めます。（環境政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑱政策目標に対して、「一部の指標で目標値を達成できていないが、総合的にみて大幅な未達成状況でない」、としている。しかし、達成できていない一部の指標が政策において重要な指標であれば、政策の効果に対する影響は大きく、その優先順位や政策全体における位置づけを明示する必要がある。</p>	<p>政策目標の達成状況を把握するための指標のうち、達成状況が掴めない指標と達成できていない指標がある状況下で、総合的に見て大幅な未達成状況ではないと判断しています。政策目標の達成状況を測る指標としては、目指すべき将来像などから3つの指標を掲げています。将来像に近づいているかを判断するうえでは、いずれも重要な指標であり、それぞれの指標の状況を基に全体として判断することになります。</p> <p>政策目標の達成状況を把握する指標において最近の実績値を掴めない指標がありますが、政策目標を支える施策目標においては、太陽光発電設備の補助事業等を実施するなど、導入することにより確実に温室効果ガス排出削減が図れる事業を累計で1,514件実施しています。その効果は、年間約3,000 t CO₂の温室効果ガス排出削減効果となります。指標の進捗状況を補完的に捉えてCO₂排出量の削減は大幅に遅れているという状況ではないと判断しています。</p> <p>リサイクル率については、平成25年3月策定の「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」により、剪定枝の資源化を重点施策と位置付け、28年度の導入を目標としています。（環境政策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑲ごみの焼却施設の改修は、莫大な金額がかかるが、その資金として今回は起債・補助金とわずかな基金で賄うこととなった。最初から耐用年数が15年とわかっていたのであるから、起債を行わない位の積み立てを行なっておくべきではなかったか。今後は、改修後の耐用年数が15年と言うことであるから、将来の財政負担とならないような計画的な基金の積み立てこそが、戦略的である。</p>	<p>ごみ焼却処理施設の耐用年数は、平成25年7月に策定した「茅ヶ崎市環境事業センターごみ焼却処理施設長寿命化計画」により設定しました。</p> <p>ごみ焼却処理施設の大規模改修である基幹的設備改良工事は、国からの交付金（総事業費の概ね49%）、市の起債（約34%）、基金（約9%）及び寒川町からの負担金（約8%）を財源とし事業を実施しますが、起債を財源としているのは、将来の負担につながるものの、事業の効果が将来にわたって及びことから世代間の公平性と財政負担の平準化を図るためです。</p> <p>また、基金については計画的に積み立てを行っており、延命化後は、44年度に施設の耐用年数である延命化目標年度を迎えることから、施設の更新を見据えたなかで将来の財政負担とならないよう取り組みます。（資源循環課・環境事業センター）</p>	<p>実施中</p>	<p>27年度予算</p>
<p>⑳ごみ焼却施設については、施設の長寿命化に向け、同長寿命化計画を早急に推進すべきである。</p>	<p>「茅ヶ崎市環境事業センターごみ焼却処理施設長寿命化計画」に基づき、平成27年度から29年度までの3箇年で、ごみ焼却処理施設の大規模改修である基幹的設備改良工事を行います。（資源循環課・環境事業センター）</p>	<p>実施中</p>	<p>27年度予算</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>㉑ここには記載されていないが、政策目標のためには多くの他部課と連携する必要がある。特に都市部で策定される「低炭素まちづくり計画」と環境基本計画との整合性を具体的な施策として十分検討されるべきではないか。また、自然環境庁内会議を行なって連携をとっていると言われているが、実際はなかなか十分な連携がとれていないのが実情である。原因を根本から見極め、対策を練るべきである。</p>	<p>低炭素まちづくり計画については、環境基本計画はもとより「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」との関連が強いため、計画の策定に際しては、各施策等の整合が図られるよう、都市部と連携を密にして進めているところです。</p> <p>自然環境に関する施策については、各担当課の積極的な事業展開、関係機関等との情報交換や連携を強化することにより、施策の進捗がはかれるものと考えています。また、景観みどり課所管の自然環境庁内会議については、体制や運用の充実を図りながら、これまで以上に早い時期の情報共有と対応に努めます。（環境政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉒205名の人員で運営をしているが、その大半を占める環境事業センター要員については、積極的に再任用職員を活用して、更に事業の推進を図るべきである。</p>	<p>平成25年度退職者11名が新たに再任用職員として配属され、現在環境事業センターには、業務担当27名、管理担当5名、合計32名の再任用職員が在籍しています。</p> <p>人件費抑制の観点から退職者不補充を基本に、再任用職員、非常勤嘱託職員等を活用してきましたが、引き続き再任用職員を積極的に登用し、委託化も検討しながら収集運搬業務を推進します。（環境事業センター）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉓一般廃棄物の収集運搬については、今まで以上に民間力を積極的に活用すべきである。</p>	<p>収集運搬の民間委託については、平成24年度に資源物の全面委託、26年度に大型ごみの民間委託を実施してきました。現在、燃やせるごみ、燃やせないごみ、要介護者宅や障害者宅への収集については、直営で実施しています。</p> <p>ごみの収集業務の直営のメリットは、大規模災害時に必須となる衛生確保のためのごみの収集への早期対応が可能なこと、日ごろの収集において、子ども、高齢者、障害者の安全見守りなど直営ならではの要素がありますが、今後の社会情勢の変化への対応を考慮し、民間委託化を検討します。（資源循環課・環境事業センター）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>㉔ごみや資源物の収集、処理については委託化が進んでいるが、更なる委託化の検討と委託コストの削減に向けた取り組み（競争入札の徹底、専門家による委託経費の算定など）が必要と思われる。</p>	<p>寒川広域リサイクルセンターの管理運営については、民間のノウハウを活用し、平成26年7月から44年3月末までの長期包括運営責任業務委託を実施することとし、コスト削減に向けた取り組みを実施しました。</p> <p>また、委託経費の算定などの検討のほか、今後予定している粗大ごみ処理施設の更新においても、経営改善を目標に委託化の検討を行います。（資源循環課・環境事業センター）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>②6より広範囲にわたる民間活用等を推進することによる、業務の質の向上と効率性を高める取り組みを進める必要がある。また、施設の老朽化対策に関して、現在の長寿命化技術は、投資額に比較して延命される期間が相対的に短いため、必ずしもLCCの観点からは効率的でないことが考えられる。その点を踏まえて、PFI/PPP（ROを含む）の検討が求められる。</p>	<p>民間活用等の推進については、これまで業務の一部の委託化を進めてきましたが、引き続き、直営の守備範囲を考察した上で、民間事業者のノウハウの活用等を進め、人件費を含む経費を縮減し、最大の効果を上げることのできる執行体制の構築を進めます。</p> <p>施設の老朽化対策として、「茅ヶ崎市環境事業センターごみ焼却処理施設長寿命化計画」を策定し、施設を延命する場合の廃棄物処理ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）の比較検討を行いました。LCCの算出では、人件費や用役費は、ごみ焼却処理施設の運転管理を既に委託していることから、施設を延命化する場合も更新する場合もほぼ同程度になるものとして算出対象から除外しました。さらに、施設を更新する場合のLCCは、延命化目標年度における新施設の残存価値を考慮し、新施設の残存価値をLCCから差し引いて算出しています。</p> <p>このようにして、施設を延命化する場合と施設を更新する場合のLCCを比較検討したところ「施設を延命化する方が更新するよりも有利である。」との結果を得たため、ごみ焼却処理施設の大規模改修である基幹的設備改良工事を行い施設の延命化をすることとしました。</p> <p>今後ごみ処理施設の更新を計画する際には、民間の経営資源の活用を視野に入れPFI手法の導入について検討を行います。（環境事業センター）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>②7政策目標を実現するためにも、総合計画の政策共通認識である「環境」部分を実のあるものにするためにも、基準となる項目を挙げるなど、実質的にチェック機能を強化するべきである。</p>	<p>第2次実施計画など実施計画策定時に、政策共通認識ごとに担当チームを編成し、施策や事業の確認・検証を行っています。</p> <p>また、業務計画や業務棚卸に関する庁内会議等において、各課の施策や事業が5つの政策共通認識を念頭に置いた事業となるよう領域を超えて確認・啓発を行っています。（環境政策課・企画経営課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②8環境審議会から指摘があるように、自然環境に関しては遅れているので積極的に推進してほしいと毎年答申が出されているにもかかわらず、十分な反映に至っていない。まちづくりを総合的に考えた時に、茅ヶ崎市の魅力である自然環境を保全・再生していくために組織的な補完が必要と考える。担当部は現在支障はないと回答されたが、毎回市民からの指摘で釈明や謝罪をするような状況では支障があると考えられる。政策領域会議でも十分な情報交換ができていたとは言い難い。この部分を改善するための機構改革の検討がぜひ必要である。</p>	<p>自然環境については、「茅ヶ崎市環境基本計画」、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」にそれぞれ庁内複数課かにまたがる個別施策が位置付けられており、まちづくりの総合的な視点にたった計画の推進及び進捗管理を、環境部及び都市部が担っています。</p> <p>他部局にまたがる施策も多いため、外部的、内部的にも多種多様な課題があり、各施策の中には進捗が遅れているものも少なくはありません。また、連携する仕組みはあっても、共通認識の不足のため、課題への対応が不十分になってしまう場合もあります。この対策として、政策共通認識を再度徹底したうえで、関連部署との連携を強化していく必要があると考えています。</p> <p>今後については、各施策担当部署の業務や施策等の優先度などを考え、計画が実際に前に進んでいくよう、効率的に業務を遂行します。（環境政策課・景観みどり課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑲将来にわたって、茅ヶ崎市の環境を引き継いでいくためには、市民、特に子どもたちへの環境教育が大切である。今年環境市民会議ちがさきエコワークでは、様々な分野で一般市民や子どもたち向けの環境市民講座を企画・実施している。また、エコワークがシステムを立ち上げたスクールエコアクションも学校の中で確実に定着し、各学校が地域の良さを生かした環境活動を繰り広げている。このような市民との実質的な協働ができることを行政内部で活用・生かすべきではないかと考える。</p>	<p>行政単独ではなかなか気づかない視点や出来ない事などもあり、市民・事業者との協働は、質の高い施策の成果を生み出すうえで有効な手段であり、今後も積極的に進めていく必要があると考えています。 スクールエコアクションを始め子どもたちへの環境教育は重要であり、市民活動団体や教育委員会との連携を密に行い、環境市民会議ちがさきエコワークとも連携して、引き続き施策展開を図っていきます。（環境政策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑳環境指導員の増員も含め地域の人材を活用し、ごみの適正分別と資源化のより一層の推進に取り組むべきと思う。</p>	<p>環境指導員の定数につきましては、基本的には各自治会の世帯数に応じて推薦をいただいておりますが、自治会の取り組み事情に応じた増員には柔軟に対応しています。 環境事業センターでは地区担当職員を配置し、環境指導員や地域住民から寄せられる要望・意見・課題などに取り組んでいます。 ごみの減量化・資源化につきましては、市民や事業者の方々の協力が不可欠ですが、それぞれの地域特性などに合わせ、より地域に根差した情報発信及び解決案の提示をしていく必要があると考え、環境指導員や地域住民と協議を重ね、適正分別と資源化の推進を図っています。（環境事業センター）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉑地球温暖化対策として行なっていくとされている太陽光発電クレジット事業やポータルサイトの構築が本当に効果があるのか、政策目標に的確な事務事業なのか、検討が必要である。</p>	<p>太陽光発電クレジット事業及び地球温暖化対策に関するポータルサイト「ちがさきエコネット」事業は、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の優先的に取り組む事業に位置付けられた事業であり、市民・事業者の取り組みを推進する地球温暖化対策として有効な事業であり、政策目標の実現に効果的な事業であると考えます。（環境政策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>㉒安心まごころ収集について啓発不足である。</p>	<p>安心まごころ収集の制度につきましては、市ホームページや市の福祉部門によるパンフレットの配布により、市民への周知に努めています。また、関係機関等に対しては、制度の説明会を行っているところです。 引き続き、他の広報媒体などを活用しながら市民への周知に努めます。（環境事業センター）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉓ごみの適正分別と資源化の推進を押し進めるための啓発活動を積極的に行う必要がある。</p>	<p>ごみの減量化・資源化につきましては、市民や事業者の方々の協力が不可欠です。また、これまで実施してきた寒川広域リサイクルセンター、環境事業センター等の施設見学の実施や市内小学校への出前講座、イベントを通じての啓発活動を引き続き行うとともに、年2回発行しています「ごみ通信ちがさき」を通じ周知啓発をより積極的に行います。また、昨年、全小中学校にリサイクルセンター紹介のDVDを配布し啓発を行っています。（資源循環課・環境事業センター）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>③④ごみの戸別収集は有料化と合わせて検討を進めるべき。</p>	<p>戸別収集は、ごみの収集コストの増大につながる側面もあり、有料化を併せて実施する場合は、市民の皆様にごみ収集や処理に係る経費をわかりやすくご説明する必要があります。</p> <p>今後につきましては、わかりやすい一般廃棄物会計基準を26年度中の作成を目的に、引き続き、課題等の研究を続けながら、ごみの減量化や資源化の達成状況、ごみ処理経費の状況等を確認します。ごみの減量化及び資源化が進んでいないのであれば、次なる施策として、収集体制や経費負担のあり方の検討をはじめ、市民の皆様アンケート調査、意見交換等を行って、ごみ有料化、戸別収集の実施について、導入の検討を28、29年度において行います。(資源循環課)</p>	<p>第3次 実施計画</p>	<p>実施計画事業 を新たに要求</p>
<p>③⑤CO₂排出量の把握については、電気、ガスだけでも市独自の取り組みを検討すべき。</p>	<p>特定の種類のエネルギーを抽出して温室効果ガス排出状況の傾向を見ることは、必ずしも市域の実情を表すものとは限らないため、「茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会」よりデータの公表に対する慎重な対応を求める意見を頂いています。</p> <p>今後、本市の実情を検証し、電気と都市ガスの実績値から温室効果ガス排出量の傾向を見ていくことについて、「茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会」と協議、検討していきます。(環境政策課)</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>「茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会」において協議、検討します。</p>
<p>③⑥地球温暖化の取り組みなどは、市が事業者として取り組みを行うことはもちろんのこと、民間の事業主体や市民の自主的・自立的・持続的な取り組みを生み出していくことが、政策のアウトカム(成果)であると考えられる(ごみ等も同じ)。したがって、現状の政策目標の見直しとあわせて、それが本来のアウトカムの達成に向けて「何が本当の解決・改善すべき事項」であるか、を明らかにすることが求められる。</p>	<p>温暖化対策の施策は、政策目標である「環境に配慮し、次世代に引き継ぐ潤いのあるまちづくり」に向けて実施してきています。まちの将来像としては、温室効果ガスの排出が減少している社会を目指しており、そのためには市民・事業者が日頃から自発的に環境配慮行動が取れることで、政策目標に近づき、次代の負担を軽減する環境を引き継いでいくものと考えています。</p> <p>政策目標を支える施策目標として、市民・事業者の取り組み状況を把握するために、省エネ、温暖化対策を実践している世帯を「省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査」において、毎年調査をしています。実践している世帯の割合100%を目標値にしています。</p> <p>太陽光発電設備や省エネ機器の導入支援、省エネ情報の提供、機器の使用体験などが温室効果ガスの削減や省エネ意識を高め、取り組みを実践する世帯を増やしていくものと考えています。</p> <p>地球温暖化対策やごみの分別については、市民・事業者の主体的な継続した取り組みを促していくことが重要であり、そのための情報提供や意識啓発について、丁寧に、きめ細かに施策を展開していく必要があると考えています。(環境政策課)</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	市民安全部
政策目標	8 安全で安心して暮らせるまち
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	27 市民生活の安全を確保する(安全対策課)
	28 あらゆる災害や危機に効果的に対応する(防災対策課)
	29 市民の悩みや不安を解消する(市民相談課)
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①政策目標達成のため、ハードを受け持っている庁内担当課やコミュニティ制度を推進している担当課等との実質的連携を行なうことでより効果が出てくると考えられる。</p> <p>②防災や事故等の安全については、結果が出ることはなかなか難しいと考えるが、もうひとつの仕事である市民の相談や苦情を聞いたり、行政の仕事内容への質問・意見等の市民自治のあり方に協力する事業も政策目標としては、重要な事務事業である。より良い対応を期待する。</p> <p>③市民相談などの件数が減少しているにも関わらず、周知啓発を図っていくといった対策が記載されているが、このような考え方で言えば、安心・安全の分野の政策を見直す、改革することはできないと考えられる。</p> <p>④東日本大震災以降の諸対策の実施は評価できるが、今後予測される大地震への対策を一層強化する必要がある。そのため、緊縮財政のなか、さらに予算、人員を投入すべきである。</p> <p>⑤市民の安心・安全は行政の根幹にあたる政策であり、自助・共助・公助の役割の認識を高めることや、施策の継続した取組を通して意識啓発と周知をより一層促進することが必要と思われる。</p> <p>⑥自主防災組織の地域格差を解消するための手立てを行なってほしい。</p> <p>⑦防災や防犯は、完全な安全状況を生み出すことは困難であり、どの程度の状況・数値等を持って、市の政策として取り組むべき目標とするのか、を十分に検討する必要がある。</p> <p>⑧政策として取り組むべき目標とそれに投じる資源(コスト・人的等)、その結果を踏まえて、その比較検証と通じて政策を真摯に見直すことが求められる。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	<p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑨ソフト面としては様々な計画やマニュアルの策定、研修、広域連携、相談業務等行なわれているが、根本の解決に至るには他との連携が必要な場面が多数あり、それを探ることも重要である。</p> <p>⑩市民相談課の業務計画を見ると、「市民の悩みや不安を解消する」と言うことで、行政運営に寄せられた苦情等を業務改善につなげるとされている。この役割は大きいと考えるがどこにもそのような記載がない。安心安全とは何か、行政としてのあり方を考えてほしい。</p> <p>⑪交通安全教室の拡大実施、夜間の無灯火自転車撲滅キャンペーンの毎月実施等により交通事故発生件数が順調に減少したことは評価できる。</p> <p>⑫犯罪件数と事故発生件数の減少は、政策目標の達成に向けた取組として評価できる。</p> <p>⑬東日本大震災以降「茅ヶ崎市防災対策強化実行計画」に基づき諸対策を積極的に推進したことは評価できる。</p> <p>⑭防災対策への安心感は重点的な取組にもかかわらず、東日本大震災の影響が出ているのか低い数値となっており、引き続き効果的な施策展開が必要と思われる。</p> <p>⑮防災ラジオの配布は、室内にいても防災行政無線の放送が良く聞こえると好評である。</p> <p>⑯政策の目標達成について、「遅れている」としているが、その根拠となる記載が明確となっていない。防犯キャンペーンや防災関係計画等の作成に取り組んだことが書かれているが、それが達成すべき政策目標の中で、どこに位置づけられるのか、ということがわからない。27年度中に目標達成可能ということであるが、何が遅れていて、その遅れが生まれた原因が何であり、それをどう改善するのか、PDCAの流れで整理することが求められる。</p>

(2) 戦略的な政策展開の状況

- ⑰「茅ヶ崎市防災対策強化実行計画を策定し、人材体制の強化を図った」と記載されているが、職員が他市在住の人が増え、災害時に茅ヶ崎市に来ることが難しいと考える。他市町村との連携を図り、職員の居住地での災害対策の訓練等への参加等を図ることもこれからは必要ではないかと考える。
- ⑱人的な資源の多様な活用を行ったことに力を入れたことはわかるが、それが政策全体の目標達成において、どのように効果をもたらしたのか、ということの視点が十分でない。緊急504項目の課題解決が図られたということが、茅ヶ崎市の本政策分野においてどのくらいの優先順位・重みを持つものであるのか。それを達成することが、他の政策手段と比べて、より大きな効果をもたらすものであることを明確にする必要がある。
- ⑲自転車のまちとしているなら、より一層の講習等の幅広い対象者への計画的な実施が必要であると考える。
- ⑳約40名の人員で業務を推進しているが、特に防災対策課においては防災参与の登用や人員体制の強化、予算の集中投下で一定の成果をあげることができている。なお一層の整備強化が必要である。
- ㉑災害対応の基盤となる計画やマニュアルが整備されてきたため、もっと市民への安心感につながる周知啓発を検討すべきと思う。
- ㉒消費相談の体制が強化されるなど市民相談体制が充実されたにもかかわらず、市民への満足度は低い。
- ㉓火災に関しては地域の自主防災として、女性消防団員が多数活躍している所があるが、茅ヶ崎市では地域で採り入れている所が少ないのではないかと考える。
- ㉔防災と防犯、市民安全のそれぞれの分野の中で、どのような割合で政策目標・優先順位を位置づけているのか、その中で、優先順位が高い＝戦略的な展開をどのように図ったのか、を記載することが求められる。

総合計画審議会
行政改革推進委員会
委員コメント

課題認識と解決への方策について

- ㉕自転車の事故解消のためには、歩道設置や自転車道の設置が必要であるが、現状はハード面である道路の拡幅は行なわれないというのが現状である。今後は道路を担当する課との連携で、政策目標である市民の安全を図ることが必要である。
- ㉖交通事故件数減にもかかわらず、自転車に係る事故件数が余り減っていないことの根本的対策が必要である。
- ㉗自転車交通の当面の安全策として、自転車レーンの設置を推進してほしい。
- ㉘防災リーダーの研修は、地域で生かされるように継続した再研修が必要である。
- ㉙防災対策は継続して取り組むことが大切であり、防災リーダーや自主防災組織との関わり合いを深め、地域防災力の強化に向けた政策・施策展開が必要と思われる。
- ㉚行政運営に関する市民の信頼を勝ち得るためにも、苦情処理の公表だけでなく、市民からの各課への提案・意見・要望等を公表することが重要である。
- ㉛市民相談の場所は、もっと気楽に立ち寄れるような駅周辺施設でもいいのではないかと。
- ㉜市内防犯灯のLED化推進により犯罪未然防止を行っているが、コスト削減のためにも更にLED化拡大を図る必要がある。
- ㉝防災、防犯の分野は、行政も民間も垣根なく、連携していくことによって、本来の政策効果を達成することが可能となる。したがって、行政の側が指導していく、公共財源を投入して行う業務と民間に自立的に取り組んでいただく部分との連携関係をどう構築していくのが重要と考えられる。そのような視点から見ると、広域連携や自主防災組織との連携が記載されているが、そこをどのようにしたら持続的な連携関係を構築できるのかという方策まで踏み込むことが必要である。

市民安全部

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①政策目標達成のため、ハードを受け持っている庁内担当課やコミュニティ制度を推進している担当課等との実質的連携を行なうことでより効果が出てくると考えられる。</p> <p>⑨ソフト面としては様々な計画やマニュアルの策定、研修、広域連携、相談業務等行なわれているが、根本の解決に至るには他との連携が必要な場面が多数あり、それを探ることも重要である。</p> <p>⑮自転車の事故解消のためには、歩道設置や自転車道の設置が必要であるが、現状はハード面である道路の拡幅は行なわれないというのが現状である。今後は道路を担当する課との連携で、政策目標である市民の安全を図ることが必要である。</p> <p>⑰自転車交通の当面の安全策として、自転車レーンの設置を推進してほしい。</p>	<p>庁内14課で組織する「ちがさき自転車プラン庁内推進会議」において情報共有及び進行管理をし、関係各課とさらなる連携を図ります。今後は、ハード面である歩道や自転車専用レーンの設置等については、都市政策課、道路建設課、道路管理課等と、ソフト面である啓発活動については、都市政策課、教育委員会、コミュニティ制度の活用については、自治会等と連携をしながら、交通安全対策を推進します。（安全対策課）</p> <p>防災面における庁内の取り組みにつきましては、都市部における防災都市づくりの推進や建設部における道路や橋りょうの補修、補強や迅速な復旧に向けた地籍調査の実施など、各部署が防災の視点を持ち、災害に強いまちづくりに向けて連携して取り組んでいるところです。（防災対策課）</p> <p>相談業務を実施するにあたっては他の相談機関や関係機関との連携が不可欠であり、必要に応じて相互に窓口の紹介をしています。また、茅ヶ崎市と寒川町では消費生活相談と多重債務法律相談について広域連携を実施し、市（町）民の利便性の向上を図っています。（市民相談課）</p>	<p>第3次 実施計画</p>	<p>—</p>
<p>②防災や事故等の安全については、結果が出ることはなかなか難しいと考えるが、もうひとつの仕事である市民の相談や苦情を聞いたり、行政の仕事内容への質問・意見等の市民自治のあり方に協力する事業も政策目標としては、重要な事務事業である。より良い対応を期待する。</p>	<p>「市長の手紙」や「私の提案」、「陳情・要望」等で寄せられる苦情や要望等に対して適正に対応していきます。</p> <p>各課で受ける苦情等が業務改善に繋がるように職員を対象に説明会や研修を行い、市民サービスの向上に努めます。また、苦情等と業務改善をホームページと市政情報公開コーナーで公表していきます。（市民相談課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③市民相談などの件数が減少しているにも関わらず、周知啓発を図っていくといった対策が記載されているが、このような考え方で言えば、安心・安全の分野の政策を見直す、改革することはできないと考えられる。</p>	<p>各種市民相談については悩みや不安を感じた時に誰もが気軽に相談できることが重要です。そうした窓口があることを市民に十分に周知を図った上で、それでも相談件数が減少することが最も望ましいことと考えています。また、消費生活相談も相談を受付し、問題の解決に努めるだけでなく、被害を未然に防ぐことの重要性を認識し、今後も多様化・複雑化する相談内容に対応すべく、相談体制と周知を継続します。（市民相談課）</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>相談業務の周知や消費生活未然防止啓発活動</p>
<p>④東日本大震災以降の諸対策の実施は評価できるが、今後予測される大地震への対策を一層強化する必要がある。そのため、緊縮財政のなか、さらに予算、人員を投入すべきである。</p>	<p>東日本大震災以降、今後本市で予測される災害に備え、東日本大震災への対応で明らかとなった課題に対して、「茅ヶ崎市防災対策強化実行計画」に基づき短期間で集中的に取り組んできましたが、引き続き、災害対応体制の更なる強化に向け、自主防災組織や防災関係機関、民間事業者等多様な主体と連携して計画的に取り組んでいきます。（防災対策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑩約40名の人員で業務を推進しているが、特に防災対策課においては防災参与の登用や人員体制の強化、予算の集中投下で一定の成果をあげることができている。なお一層の整備強化が必要である。</p>	<p>（防災対策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑥自主防災組織の地域格差を解消するための手立てを行なってほしい。	市では、地域の自主防災組織活動がより組織的かつ実効性があるものとなるよう、「自主防災組織活動の手引」を平成25年12月に作成しました。この手引をもとに、各地域の自主防災組織が、それぞれの地域特性を踏まえた災害に備えた活動マニュアルを作成できるよう、25年度より手引についての説明会や地域の災害リスクについて考える研修会、積極的に活動している自主防災組織の方に活動を紹介していただく講演会等を実施しています。これらの活動を通して、各自主防災組織が「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の考え方にに基づき、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの地域の安全を守る活動ができるよう引き続き取り組んでいきます。（防災対策課）	実施中	—
⑦防災や防犯は、完全な安全状況を生み出すことは困難であり、どの程度の状況・数値等を持って、市の政策として取り組むべき目標とするのか、を十分に検討する必要がある。	ご指摘のとおり、防犯、防災対策に終わりはなく、引き続き強化すべき事項や新たな課題など取り組むべき対策は尽きませんが、市民の意識調査結果や事件や事故の発生件数を一定の目標値として設定し取り組んでいるところです。（防災対策課、安全対策課）	参考とします	—
⑧政策として取り組むべき目標とそれに投じる資源（コスト・人的等）、その結果を踏まえて、その比較検証と通じて政策を真撃に見直すことが求められる。	引き続き、政策推進コストと取り組み結果を常に意識した施策展開を図ります。（防災対策課、安全対策課、市民相談課）	実施中	—
⑤市民の安心・安全は行政の根幹にあたる政策であり、自助・共助・公助の役割の認識を高めることや、施策の継続した取組を通して意識啓発と周知をより一層促進することが必要と思われる。	特に東日本大震災以降については、「自助」、「共助」の必要性とともに、短期間での課題解決を図るべく人員と経費を集中して投じ、防災対策の強化に取り組んできたところですが、政策目標の達成状況に反映されにくいことから、今後は積極的かつ効果的な情報発信に努め、目標の達成を目指していきます。（防災対策課）	27年度の取組	—
⑭防災対策への安心感は重点的な取組にもかかわらず、東日本大震災の影響が出ているのか低い数値となっており、引き続き効果的な施策展開が必要と思われる。	⑳災害対応の基盤となる計画やマニュアルが整備されてきたため、もっと市民への安心感につながる周知啓発を検討すべきと思う。		
⑩市民相談課の業務計画を見ると、「市民の悩みや不安を解消する」と言うことで、行政運営に寄せられた苦情等を業務改善につなげるとされている。この役割は大きいと考えるがどこにもそのような記載がない。安心安全とは何か、行政としてのあり方を考えてほしい。	広聴についてはこれまで総合計画基本構想の施策のねらいとして「相談の充実」に位置付けてきましたが、自治基本条例に基づき、平成23年度から苦情等処理取扱制度（現在は苦情等対応制度と改称）の取り組みを開始したことから、施策のねらいを追記します。（市民相談課）	基本構想	施策のねらいの追加
⑯政策の目標達成について、「遅れている」としているが、その根拠となる記載が明確となっていない。防犯キャンペーンや防災関係計画等の作成に取り組んだことが書かれているが、それが達成すべき政策目標の中で、どこに位置づけられるのか、ということがわからない。27年度中に目標達成可能ということであるが、何が遅れているか、その遅れが生まれた原因が何であり、それをどう改善するのか、PDCAの流れで整理することが求められる。	市民安全部の政策目標の達成状況を測る4つの指標のうち、「身近で起きている犯罪の件数」、「交通事故の発生件数」は、期首の目標より減少傾向にあることから当初の目標を引き下げ引き続き取り組んでいくものです。また、「市民満足度調査」による結果を指標に用いた防災対策と市民相談の体制については、次年度の中間値に対する達成状況が低い「遅れている」と判断し、効果的な情報発信を意識した取り組みの強化を図っていくものです。（防災対策課、安全対策課、市民相談課）	26年度下半期以降の取組み	事業実施の考え方及び実施方法

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑰「茅ヶ崎市防災対策強化実行計画を策定し、人材体制の強化を図った」と記載されているが、職員が他市在住の人が増え、災害時に茅ヶ崎市に来ることが難しいと考える。他市町村との連携を図り、職員の居住地での災害対策の訓練等への参加等を図ることもこれからは必要ではないかと考える。</p>	<p>平成8年に本市を含む湘南地域の五市三町で「湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定」を締結し、災害の状況により居住する市町の避難所等に参集する体制は整えておりますが、居住地での訓練に参加するまでは至っていません。ご提案いただきました他市町との連携による居住自治体における災害対応への参加については、単独での取り組みは困難なため今後研究していきます。</p> <p>一方、本市では災害応急対策等の業務実施体制を確保するため、「茅ヶ崎市業務継続計画震災編」に基づき、職員の自宅における震災対策の啓発とともに、職員参集訓練を実施し、参集体制の検証や職員の参集意識の向上を図っているところです。（防災対策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑱人的な資源の多様な活用を行ったことに力を入れたことはわかるが、それが政策全体の目標達成において、どのように効果をもたらしたのか、ということの視点が十分でない。緊急504項目の課題解決が図られたということが、茅ヶ崎市の本政策分野においてどのくらいの優先順位・重みを持つものであるのか。それを達成することが、他の政策手段と比べて、より大きな効果をもたらすものであることを明確にする必要がある。</p>	<p>市民安全部では「安全で安心して暮らせるまち」を政策目標として、各種事業に取り組んできましたが、東日本大震災の発生時には、市内で大きな被害は発生しなかったものの、災害対応の上で多くの課題が判明しました。これら課題への対応策を「茅ヶ崎市防災対策強化実行計画」としてまとめ、計画に基づき、当初総合計画の実施計画の中で予定されていなかった事業に対しても、大災害に備えた対策は本市にとって喫緊の課題として人的資源と予算を集中的に投下し、延焼火災対策や情報受伝達体制の強化、防災資機材の整備等一定の成果を上げました。（防災対策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑲自転車のまちとしているなら、より一層の講習等の幅広い対象者への計画的な実施が必要であると考えます。</p>	<p>人身交通事故、自転車が関係する事故ともに、減少傾向にあります。依然として全人身事故に対する自転車の事故の割合が約3分の1と多い状況です。今後は、第2次ちがさき自転車プランに位置づけられた、幼児から高齢者まで年代に隙間のない交通安全教育を、地域へ積極的に働きかけを行いながら、拡大実施をします。特に主婦層や高齢者の受講の機会を増やし、自転車利用ルールの周知徹底を図る必要があります。（安全対策課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>—</p>
<p>⑳消費相談の体制が強化されるなど市民相談体制が充実されたにもかかわらず、市民への満足度は低い。</p>	<p>市民の立場に立った、よりきめ細やかな対応で不安や悩みの解消に努めます。今後も必要に応じて、他の相談窓口や関係機関を紹介すると共に、広報紙等を活用し市民に対する啓発を継続します。（市民相談課）</p>	<p>26年度下半期以降の取り組み</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>
<p>㉑火災に関しては地域の自主防災として、女性消防団員が多数活躍している所があるが、茅ヶ崎市では地域で採り入れている所が少ないのではないかと考える。</p>	<p>地域の自主防災活動において中心的な役割を担っていただく人材として、市では防災リーダーの養成を行っています。この防災リーダーは、平成26年8月1日現在、1,561名おり、この内、男性が1,095名、女性が466名であり、女性につきましても多くの方に活動いただいている状況です。市では、引き続き性別に関係なく地域の自主防災活動の担い手として防災リーダーの養成に努めます。（防災対策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉒防災と防犯、市民安全のそれぞれの分野の中で、どのような割合で政策目標・優先順位を位置づけているのか、その中で、優先順位が高い二戦略的な展開をどのように図ったのか、を記載することが求められる。</p>	<p>政策目標である「安全で安心して暮らせるまち」を目指す上で、各施策目標に優先順位を設けているわけではありませんが、東日本大震災を踏まえ、防災体制の強化については全庁的に取り組むべき喫緊の課題として、人的資源と予算を集中的に投下しました。（防災対策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑲防災リーダーの研修は、地域で生かされるように継続した再研修が必要である。</p>	<p>市民と行政が一体となった防災体制の確立を目指し、災害時に効果的に活動できるよう自主防災組織の支援に取り組んでいます。また、地域防災力の強化に向け自主防災組織の中心的な役割を担う人材として、1,565人の防災リーダーを養成しています。自主防災組織や防災リーダーに対しては、毎年5～6月に避難所打合会で意見交換するほか、防災訓練の実施支援、防災資機材の取扱いに関するフォローアップ研修や防災知識の習得のための講演会などを開催しており、引き続き継続した防災知識や技術の習得に取り組んでいきます。（防災対策課）</p>	実施中	—
<p>⑳防災対策は継続して取り組むことが大切であり、防災リーダーや自主防災組織との関わり合いを深め、地域防災力の強化に向けた政策・施策展開が必要と思われる。</p>	<p>苦情等対応制度の中で苦情等とは、「市の施策及び事業の実施による又は、実施しなかったことによる市民の不平若しくは不満又は、職員の職務上の行為に対する市民の不平若しくは不満」と定めており、提案や意見、要望等も一部含まれています。しかし、提案や意見、要望等のすべてを対象とすることについては検討課題とさせていただきます。（市民相談課）</p>	参考とします	—
<p>㉑行政運営に関する市民の信頼を勝ち得るためにも、苦情処理の公表だけでなく、市民からの各課への提案・意見・要望等を公表することが重要である。</p>	<p>ご意見のとおり駅周辺であれば気軽に立ち寄れるといったメリットも考えられますが、相談の内容によっては、市の担当課を御案内する場合や担当課職員の説明が必要な場合もあります。そうしたことから、庁舎内にあることのほうが市民にとってもメリットが大きいと考えます。（市民相談課）</p>	参考とします	—
<p>㉒市民相談の場所は、もっと気楽に立ち寄れるような駅周辺施設でもいいのではないかと。</p>	<p>夜間の犯罪防止と交通安全を図るため、また、環境面や経済性も考え、蛍光管防犯灯からLED防犯灯への取替を拡大実施します。（安全対策課）</p>	参考とします	—
<p>㉓市内防犯灯のLED化推進により犯罪未然防止を行っているが、コスト削減のためにも更にLED化拡大を図る必要がある。</p>	<p>ご意見のとおり防災、防犯の分野では、効果的な事業展開を行う上で関係機関等との連携が不可欠です。防災分野では、人材の育成や訓練の実施等において自主防災組織の活動を支援するとともに、自主防災組織の活動がより計画的かつ組織的なものなるよう平成25年度には活動の手引を作成しました。そして、平成26年度にはこの手引に基づき各自主防災組織が活動マニュアルを作成し、計画的に防災活動に取り組めるよう研修会を実施しています。また、防犯活動の分野においては、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎・寒川防犯協会、自治会と連携し、例えば、自転車盗などの犯罪を減少させるため、茅ヶ崎市と寒川町の共通の放置自転車警告札を作成し、自治会員によって地域の放置自転車に張り付け、啓発をする取り組みを行うなど広域連携や地域の防犯力の向上に努めています。引き続き連携関係を持続するため、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎・寒川防犯協会とも連携し、地域と信頼関係を築いていきます。（防災対策課、安全対策課）</p>	第3次実施計画	—
<p>㉔防災、防犯の分野は、行政も民間も垣根なく、連携していくことによって、本来の政策効果を達成することが可能となる。したがって、行政の側が指導していく、公共財源を投入して行う業務と民間に自立的に取り組んでいただく部分との連携関係をどう構築していくのかが重要と考えられる。そのような視点から見ると、広域連携や自主防災組織との連携が記載されているが、そこをどのようにしたら持続的な連携関係を構築できるのかという方策まで踏み込むことが必要である。</p>	<p>ご意見のとおり防災、防犯の分野では、効果的な事業展開を行う上で関係機関等との連携が不可欠です。防災分野では、人材の育成や訓練の実施等において自主防災組織の活動を支援するとともに、自主防災組織の活動がより計画的かつ組織的なものなるよう平成25年度には活動の手引を作成しました。そして、平成26年度にはこの手引に基づき各自主防災組織が活動マニュアルを作成し、計画的に防災活動に取り組めるよう研修会を実施しています。また、防犯活動の分野においては、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎・寒川防犯協会、自治会と連携し、例えば、自転車盗などの犯罪を減少させるため、茅ヶ崎市と寒川町の共通の放置自転車警告札を作成し、自治会員によって地域の放置自転車に張り付け、啓発をする取り組みを行うなど広域連携や地域の防犯力の向上に努めています。引き続き連携関係を持続するため、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎・寒川防犯協会とも連携し、地域と信頼関係を築いていきます。（防災対策課、安全対策課）</p>	実施中	—

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	消防本部・消防署
政策目標	9 生命や財産が守られるまち
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	30 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する(消防総務課)
	31 火災発生と火災危険を減らす(予防課)
	32 消防力を充実し、災害活動体制を強化する(警防課)
	33 救急業務の高度化を図り、質の高い救急サービスを提供する(救命課)
	34 防火対策の指導を効果的に実施する(指導課)
	35 消防業務を効果的・効率的に実施する(警備第一課・第二課)
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①今後高齢者が増えてくると、日常生活の中で火災を起こしやすい状況となるため、他の福祉事業との連携も必要であり、今後の展開を期待したい。 ②消防分野の政策目標は、広範な課題・要因があり、消防部局のみでは解決することは極めて難しい。クラスター対策なども、個別のクラスターにおける消防意識等の啓発ももちろん必要であるが、都市計画・まちづくりと連動した取り組みが必要である。 ③単に消防のために他の部局に働きかけるのではなく、連携する部局にとってもメリットのある連携方法を考え出していくことで、持続的な政策推進が図られると考えられる。同様の考え方は、市民・地域・事業者との連携においても同様である。 ④広域における消防指令業務が開始され、訓練も合同で行われているということで、他市の良い工夫を取りながら、茅ヶ崎市独自の地域にあった施策で政策目標を目指してほしい。 ⑤限られた人員体制の中、政策目標達成に向けそれなりの実績をあげていることは評価できるが、更なる消防力の拡充、災害体制の強化が必要である。 ⑥限られた人員体制の中で、政策目標の達成に向け市民の生命、財産を守る最前線の業務にあたり、一定の実績値を出していることは評価できる。 ⑦火災予防の立入検査は重要であり、改善率の向上と併せ、更なる指導の徹底を図ることが必要である。 ⑧おおむねよい。</p>
	<p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑨火災に関しては、出火率や死者数を見ても低い数値で推移している。市民に対する啓発が季節や場所を工夫して行なわれている結果と考える。 ⑩救急救命士の数は、大変な研修期間と乗り越えなければならない試験があるため、大変であるが、高齢者が増えていく中、採用時に救急救命士の資格を持っている方がいるということで、よりこれからの増強が必要と考える。 ⑪救急救命士数の割合の未達についても、抜本的な対策等が講じられなければ、一年で即効的な資格取得者の増加＝目標達成が可能とは考えにくい。 ⑫平均出火率の目標値達成のため防火対象物に対する建築前後の審査、立入検査の厳しい実施及び各種広報活動により目標値を達成したことは評価できる。 ⑬救命率向上の一環として、応急手当普及員増員のため講習会を開催し、平成21年以降それぞれ年間5000人以上増えていることは、自助・共助の意味からも評価できる。 ⑭消防力の整備率100%が維持されていること、また平均出火率が目標値より下回っていることは評価できる。 ⑮救急現場到着時間は目標時間より若干かかっているが、病院に収容するまでの時間が県内で最も早いことは、本市の特性があるにしても市民の安心感につながっていると思う。 ⑯救急現場到着平均時間は、総合病院の移転などの外的要因があるなど、目標を達成できていないが、引き続き努力が必要である。 ⑰現場到着時間も病院搬送を視野に入れた茅ヶ崎方式を行なっているということで努力されていると考える。茅ヶ崎市は地域としては狭いが道が狭いため、大変と考えるが更なる短縮のために何ができるのか。 ⑱全体の評価が「遅れている(平成27年度)目標達成可能」としているが、現場到着平均時間などの改善の困難さを鑑みれば、平成27年度目標達成可能であるのか、疑問が生じる。 ⑲消防分野における「政策目標」として、何と何があり、それぞれがおおよそどの程度の割合、重みを持つのか、を明示することが効果の判定にあたって重要である。その記載が明確でない。</p>

(2) 戦略的な政策展開の状況

- ⑳ 応急手当普及協会の活動は大きいと考える。
- ㉑ 火災に関しては地域の自主防災として、女性消防団員が多数活躍している所があるが、茅ヶ崎市では地域で採り入れている所が少ないのではないかと考える。
- ㉒ 火災予防のため女性消防団と連携して各種広報活動をさらに積極的に行ってほしい。
- ㉓ 防災のためにも、事業者等への立ち入り検査や改善指導は重要と考える。
- ㉔ 約230名の人員で業務を遂行しているが、平成27年度開始予定の「消防指令業務共同運用」推進のため再任用職員を含め人的資源の効果的活用を図ってほしい。
- ㉕ 広域行政への取り組みは課題があるようでは進んでいないが、寒川町との消防緊急通信指令システムの共同運用は効率的な施策と評価できる。
- ㉖ 消防力100%を維持するためにも、消防団を含む車両等の機械の計画的な買換えと、消防団員の充足率向上への取り組み強化が望まれる。
- ㉗ 市民に対する広報は評価できる。
- ㉘ 人的な配置等の工夫によって業務を行っていることについての記載等、一定の優先順位を考慮した取り組みを行っていることは理解できる。
- ㉙ その中で、最終的な政策目標を達成するために、それにより重要な影響を与えるもの、大きな効果を及ぼすものを順位づけし、その上位のものを中心に、本質的な課題解決・課題原因解消の取り組みを行うことが「戦略的な対応」には必要となる。記載の様々な取り組みが、全体の政策目標の中で、どのような位置づけを持つものなのか、明示することが求められる。

課題認識と解決への方策について

- ㉚ 住民が増えたことによるのかもしれないが、日常生活の中で防災訓練や救急の研修等が地域で行われることが少なくなったと感じる。地域による格差があるのかもしれない。確認・指導をしてほしいと考える。
- ㉛ クラスタ地域での延焼火災のための初期消火は重要であり、ホース格納箱の利用方法が日常している住民に周知・活用できる状況を保つ必要がある。また、災害でない場合に利用できるとされた街頭消火器の利用方法もあまり住民には周知されていないため、指導をする必要がある。
- ㉜ 火災死者0（ゼロ）のため高齢者を対象にした火災警報機設置推進等も必要であろうが、狭い道路の多い地区の拡幅整備が必要と考える。
- ㉝ 救急救命士の養成強化、救急隊の増隊が必要と考える。
- ㉞ 業務の特殊性から臨時職員等での人員確保には難しさがあるので、再任用職員の積極的な活用と事務的業務のマニュアル化を進める必要があると思われる。
- ㉟ 高齢者の増加などで、今後予想される救急搬送の患者の増加に対して、救急隊の増隊の検討は評価できる。
- ㊱ 消防分野の政策目的達成のためには、消防部局の努力で対応できるものと、他の部署や市民、事業者、普及協会等との連携によって対応できるものと大きく二つに分けられる。
- ㊲ 認識されている課題解決に向けて、消防部局内の取り組み（資格者の増加等）は自助努力として継続しつつ、後者の他の部局との連携による消防対策の推進に向けて、行政内部の連携や民間との連携をさらに進めていくことが求められる。特に普及協会のような、民間主体で自立的な取り組みを行っていただく基盤整備とそことの連携などを中心に、方策を組み立てていくことが求められる。

総合計画審議会
行政改革推進委員会
委員コメント

消防本部・消防署

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①今後高齢者が増えてくると、日常生活の中で火災を起こしやすい状況となるため、他の福祉事業との連携も必要であり、今後の展開を期待したい。	これから新たに高齢者となる世帯を対象に保健福祉部と連携して、住宅用火災警報器の設置促進を図ります。（予防課）	26年度 下半期 以降の 取り組み	事業実施の考 え方及び実施 方法
②消防分野の政策目標は、広範な課題・要因があり、消防部局のみでは解決することは極めて難しい。クラスター対策なども、個別のクラスターにおける消防意識等の啓発ももちろん必要であるが、都市計画・まちづくりと連動した取り組みが必要である。	ご意見のとおり他部局との連携が必要なものがあることは認識しています。クラスター対策については、都市計画・まちづくりの主管部局である都市部はもとより、市全体の防災対策や自主防災組織の主管部局である市民安全部と連携した対策を講じています。また、自主防災組織等に対するホース格納箱の訓練指導については、平成25年度から取り組み始めた事業であり、今後も継続的に実施するとともに、平成27年度からは、地域の消防団員が自主防災組織に指導を行い、顔の見える関係を作ることで更なる地域防災力の向上を目指します。（警防課）	27年度 以降の 取り組み	27年度予算
③単に消防のために他の部局に働きかけるのではなく、連携する部局にとってメリットのある連携方法を考え出していくことで、持続的な政策推進が図られると考えられる。同様の考え方は、市民・地域・事業者との連携においても同様である。	新たな視点からのご提案をいただいたものと受け止め、自部局からだけの視点ではなく、外部からの視点も考慮し、政策目標達成に向けた連携方法を検討します。（消防総務課）	26年度 下半期 以降の 取り組み	事業実施の考 え方及び実施 方法
④広域における消防指令業務が開始され、訓練も合同で行われているということで、他市の良い工夫を取りながら、茅ヶ崎市独自の地域にあった施策で政策目標を目指してほしい。	寒川町との消防指令業務共同運用については、先進市の情報を収集し、様々な検討を行った結果、これまでの広域連携施策や地域的なつながりの強さ、人口規模の差等を考慮し、全国的に事例の少ない事務委託方式を選択し、そのメリットである意志決定の早さ、責任の所在が明確なことを活かします。 なお、湘南東部3市1町における広域連携の一環として実施する合同訓練をはじめ、他市の良いところを取り入れ、本市の消防行政に反映させるように努めます。（消防総務課・警防課）	実施中	—
⑤限られた人員体制の中、政策目標達成に向けそれなりの実績をあげていることは評価できるが、更なる消防力の拡充、災害体制の強化が必要である。	更なる消防力の拡充については、消防団等との連携強化、職員の資質向上のための専門的な教育等を継続して実施します。 災害体制の強化については、防火対象物の改善率の向上や住宅用火災警報器の設置推進、ホース格納箱の取り扱い訓練や救命講習会の支援活動など、心急手当普及協会をはじめとする、関係機関や団体等との連携強化を図ります。 また、平成27年4月を目途に消防の組織改正を行い、より効率的・効果的に事業を進める体制とします。（消防総務課・警防課）	実施中	—
⑦火災予防の立入検査は重要であり、改善率の向上と併せ、更なる指導の徹底を図ることが必要である。	立入検査により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置については、その違反の重大性を踏まえ、更なる指導の徹底を図ります。（指導課）	実施中	—
⑧防災のためにも、事業者等への立ち入り検査や改善指導は重要と考える。			

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑩救急救命士の数は、大変な研修期間と乗り越えなければならない試験があるため、大変であるが、高齢者が増えていく中、採用時に救急救命士の資格を持っている方がいるということ、よりこれからの増強が必要と考える。</p>	<p>救急救命士は、現在、救急車に搭乗する3人のうち2人が救急救命士として搭乗することを目標に養成しており、現在は、不足している状況ではありません。有資格者の採用については、救急救命士の採用枠を設けるのではなく、一定の知力・体力・コミュニケーション能力を有し、かつ、救急救命士の資格を有している方を採用しています。</p> <p>なお、救急隊の出動に際し、支援として消防隊も出動するPA連携が増加している状況のため、救急隊以外への救急救命士の配置など、採用方法を含めて総合的に判断したいと考えます。（消防総務課・救命課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑪救急救命士数の割合の未達についても、抜本的な対策等が講じられなければ、一年で即効的な資格取得者の増加＝目標達成が可能とは考えにくい。</p>	<p>「救急救命士の割合の未達」とのご意見ですが、政策評価シートに記載した内容は、救命率の向上には救急業務の高度化が重要と考え、救急隊員の中で、より高度な救命処置が行える救急救命士の数を書き込んだものです。救急救命士については、救急車が走行中に応急手当を実施できるのは、運転員を除く2人であるため、救急車に搭乗する3人中2人が救命士の資格を有する隊員とすることを目標としているため、現状の救急救命士数で満たされています。（救命課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑯救急現場到着平均時間は、総合病院の移転などの外的要因があるなど、目標を達成できていないが、引き続き努力が必要である。</p>	<p>救急需要が増大する中で、救急出動件数が増加し救急現場到着平均時間は遅延傾向にあります。</p> <p>高齢化の進展に伴い救急要請件数は、今後とも増加することが予想されるため、救急出動状況の推移を的確に見極めながら、適正な救急出動体制が確保できるよう救急隊の増隊等について検討を進めます。（警備課・救命課）</p>	<p>第3次 実施計画</p>	<p>実施計画事業 を新たに要求</p>
<p>⑰現場到着時間も病院搬送を視野に入れた茅ヶ崎方式を行なっているということで努力されていると考える。茅ヶ崎市は地域としては狭いが道が狭いため、大変と考えるが更なる短縮のために何かできるのか。</p>	<p>現場到着までの所要時分の短縮を図るため、通報者から要請内容を的確に聴取し、通報受信時間の短縮を図る取り組みや道路状況の把握、緊急走行における安全運転技術の向上に取り組んでいます。</p> <p>こうしたソフト面の取り組みに加え、現場到着時間の遅延状況の調査分析を行い、適正な救急出動体制を確保できるよう救急隊の増隊等について検討を進めます。（警備課・救命課）</p>	<p>第3次 実施計画</p>	<p>実施計画事業 を新たに要求</p>
<p>⑱全体の評価が「遅れている（平成27年度）目標達成可能」としているが、現場到着平均時間などの改善の困難さなどを鑑みれば、平成27年度目標達成可能であるのか、疑問が生じる。</p>	<p>ご意見のとおり、現状の政策指標のままでは目標を達成することは難しいと考えます。しかし、今回の政策評価の中で、行政資源を投入し、様々な施策を行っているにも関わらずその効果が表れ難い指標があります。このため、新たに2つの指標を追加し、政策目標の達成状況を適切に評価できるようにします。（消防総務課）</p>	<p>基本構想</p>	<p>政策目標の追加</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑱消防分野における「政策目標」として、何と何があり、それぞれがおおよそどの程度の割合、重みを持つのか、を明示することが効果の判定にあたって重要である。その記載が明確でない。</p>	<p>政策指標に対する優先順位やその位置付けの明示が必要とのご意見ですが、どの指標も最終的には市民の生命を守ることに繋がっているもので、優先順位をつけることは困難です。あえて優先順位をつけるとすれば、予防に関する対策が重要であると考えます。しかし、消防部局内の努力や地域や協力団体等と連携しても予防できない災害もあります。</p> <p>「平均出火率」に対しては、建築前の適切な審査や建築後の立入検査により改善率70%を維持しています。また、放火に対しては、市民への広報や消防車両による巡回広報を行うことで、本市の過去3年間の出火率平均値は2.5で、全国の都道府県の値と比べると4番目に低い出火率となっており（平成24年版消防白書）、予防策の効果が顕著に現れています。次に「救命率」があげられ市民に対する救命講習会を、応急手当普及協会と協働で行い、過去8年間で4万人の受講者が増えています。また、事後対策としては、119番受信時に救急隊到着までの間に、心肺蘇生法などを口頭で指導している他、消防隊を救急活動の支援のために出動させています。</p> <p>「火災死者数」については、事前対策として住宅用火災警報器の設置推進（84%）や、建築後の立入検査（改善率70%）を実施しています。「救急車現場到着時間」については、予告指令や直近の消防部隊に指令するシステムを導入しているが、救急出動件数の増加により、その効果が薄れている状況です。（消防総務課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑲その中で、最終的な政策目標を達成するために、それにより重要な影響を与えるもの、大きな効果を及ぼすものを順位づけし、その上位のものを中心に、本質的な課題解決・課題原因解消の取り組みを行うことが「戦略的な対応」には必要となる。記載の様々な取り組みが、全体の政策目標の中で、どのような位置づけを持つものなのか、明示することが求められる。</p>	<p>平成22年度に女性消防分団を発足し消防フェスティバルや火災予防運動など女性ならではの広報活動を行っています。</p> <p>また、少数ではありますが、消火活動を主に行う地域の分団に入団して活躍している方々もいますので、今後も積極的に取り組みます。（警防課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑳火災に関しては地域の自主防災として、女性消防団員が多数活躍している所があるが、茅ヶ崎市では地域で採り入れている所が少ないのではないかと考える。</p>	<p>火災予防運動やイベント等に女性消防団と連携し、女性の持つソフトな面を活かして住宅用火災警報器の普及促進を図り、火災による犠牲者を低減します。（予防課・警防課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉑約230名の人員で業務を遂行しているが、平成27年度開始予定の「消防指令業務共同運用」推進のため再任用職員を含め人的資源の効果的活用を図ってほしい。</p>	<p>消防本部における再任用職員は、主に毎日勤務者として任用していました。通信指令部門には、平成25年度から2名任用していますが、今後も高齢職員の知識と経験を活かせる場として、通信指令部門を含め、隔日勤務者への任用等についても検討します。事務的業務については、マニュアル化を進めるとともに、様々な職を経験することで、幅広い再任用を受けられる体制を作るよう努めます。（消防総務課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉒業務の特殊性から臨時職員等での人員確保には難しさがあるので、再任用職員の積極的な活用と事務的業務のマニュアル化を進める必要があると思われる。</p>	<p>国の示す消防力の整備指針に基づき複雑多様化する災害に対応する消防車両と消防資機材を計画的に更新・整備していきます。消防団員の充足率向上は消防団の情報を消防フェスティバル、ホームページや広報紙を活用し積極的に発信します。（警防課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑳ 人的な配置等の工夫によって業務を行っていることについての記載等、一定の優先順位を考慮した取り組みを行っていることは理解できる。</p>	<p>今後も、再任用職員等の活用や組織改正等により、現場活動要員の確保や、市役所新庁舎に消防本部や通信指令部門が移転することにより、防災機能の向上に取り組みます。 (消防総務課)</p>	実施中	—
<p>㉑ 住民が増えたことによるのかもしれないが、日常生活の中で防災訓練や救急の研修等が地域で行われることが少なくなったと感じる。地域による格差があるのかもしれない。確認・指導をしてほしいと考える。</p>	<p>自治会の訓練として平成25年度から整備が行われている移動式ホース格納箱の訓練を実施しています。昨年度は48回の訓練を行い、約4,800人の市民に訓練指導を行いました。今年度も市民に対し、訓練の予約を受け付け、日程調整を行い職員を派遣していきます。 救命講習においては、茅ヶ崎市応急手当普及協会会員が指導者となり、各地域で年間約200回開催し、約5,000の方が受講していますが、今後も救命率向上を目指し取り組みます。(警防課・救命課)</p>	実施中	—
<p>㉒ クラスタ地域での延焼火災のための初期消火は重要であり、ホース格納箱の利用方法が日常している住民に周知・活用できる状況を保つ必要がある。また、災害でない場合に利用できるとされた街頭消火器の利用方法もあまり住民には周知されていないため、指導をする必要がある。</p>	<p>市民の皆さまが安全・確実に移動式ホース格納箱が取り扱えるよう訓練を行っています。また、訓練に参加できない方や取扱い方法を忘れないために、消防ホームページに移動式ホース格納箱の取扱い映像が見られる環境を整えて、大震災時に多くの市民に活用いただけるように努めています。 市内に設置しています街頭消火器は、どのような火災にも対応ができ、初期消火には大変有効な消火器具です。設置場所については、市のホームページの「まっぴdeちがさき」に掲載し、取扱いについては消防のホームページに掲載しています。取扱いの指導については、消防職員及び消防団員が消防フェスティバルや地区防災訓練で市民に広報・指導を行います。(警防課・指導課)</p>	実施中	—
<p>㉓ 火災死亡者0(ゼロ)のため高齢者を対象にした火災警報機設置推進等も必要であろうが、狭い道路の多い地区の拡幅整備が必要と考える。</p>	<p>道路の拡幅整備については、防災の視点から市全体として取り組むべき内容と考えていますので、関係部局と連携して対応します。 しかし、道路拡幅には時間を要するため、継続して住宅用火災警報器設置の推進や高齢者の自宅訪問などにより、防火意識の啓発を行い、火災死亡者ゼロを目指します。(消防総務課)</p>	参考とします	—
<p>㉔ 救急救命士の養成強化、救急隊の増隊が必要と考える。</p>	<p>救急救命士の養成については、1隊2名の救急救命士が搭乗できるよう計画的に養成してきました。 高齢化の進展に伴う救急件数の増加に対応するため、救急隊増隊を視野に入れ、人員、施設、車両の整備を検討します。(救命課)</p>	第3次実施計画	実施計画事業を新たに要求
<p>㉕ 消防分野の政策目的達成のためには、消防部局の努力で対応できるものと、他の部署や市民、事業者、普及協会等との連携によって対応できるものと大きく二つに分けられる。</p>	<p>ご意見のとおり、課題解決に向けた消防部局の自助努力と他部局や市民、事業者、普及協会等との連携を継続するとともに、必要に応じた見直しを行います。や特に応急手当普及協会が行っている、救命講習会等については受講しやすい環境づくりに努め、課題解決を図ります。(消防総務課)</p>	参考とします	—
<p>㉖ 認識されている課題解決に向けて、消防部局内の取り組み(資格者の増加等)は自助努力として継続しつつ、後者の他の部局との連携による消防対策の推進に向けて、行政内部の連携や民間との連携をさらに進めていくことが求められる。特に普及協会のような、民間主体で自立的な取り組みを行っていただく基盤整備とそれとの連携などを中心に、方策を組み立てていくことが求められる。</p>	<p>ご意見のとおり、課題解決に向けた消防部局の自助努力と他部局や市民、事業者、普及協会等との連携を継続するとともに、必要に応じた見直しを行います。や特に応急手当普及協会が行っている、救命講習会等については受講しやすい環境づくりに努め、課題解決を図ります。(消防総務課)</p>	参考とします	—

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>都市部</p>
<p>政策目標</p>	<p>10 魅力にあふれ住み続けたいまち</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>36 地域特性を生かした都市空間をつくる(都市計画課) 37 住みやすく住み続けたいまちをつくる(都市政策課) 38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する(景観みどり課) 39 安全で秩序ある住環境を形成する(建築指導課) 40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する(開発審査課)</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①将来の人口減や高齢化に対応したまちづくりを進めていく上で重要な政策が多々あり、いずれも中長期的な視点が必要となることから、他部局との連携を含め効果的かつ効率的な政策の策定・実施が望まれる。</p> <p>②茅ヶ崎市は海・川・里山の自然環境に恵まれており、高い知名度、地域資源、企業の先端技術を生かしながら、各産業の連携、ブランド化、戦略を進めて、都市の特長を十分に生かした住みよいまちを創造する必要がある。</p> <p>③安全・安心と少子・高齢化に対応するためには、公的な取組に加えて共助、自助を進めることが必須となる。そのような視点に立つと現在の政策をさらに積極的に進めていくことが望まれる。例えば、防災ワークショップのような活動を持続的に進めていくことが重要と考えられる。</p> <p>④茅ヶ崎市の空間の持つ特性(JR東海道線による南北分断、安全・安心の視点からみた場合の脆弱な空間の存在)を明示しつつ、政策目標の達成に取り組むことが望まれる。共助、自助を進めていくためには、住民のみなさんに対して市側がさらに問題点を明らかにし、解決策を提案していくことが必要不可欠である。</p> <p>⑤市民から街の様々な情報を集めて分析すること。クレームや問い合わせ情報は街の活性化の重要なネタになる。また街の重要情報はどのように収集し、そして重要情報は何かを考えること。さらにその情報収集の仕組みと閲覧性を高めることが必要である。</p> <p>⑥③課題認識とその解決に向けた取り組みの視点にも書かれており、個別審議会から求められている「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しは、環境基本計画でいえば、平成24年度に策定される予定であったものが遅れている。茅ヶ崎市のみどりの規制に関する制度は他市に比較すると大幅に遅れており、市街化区域も市街化調整区域も危機的状況である。記載にあるようにみどりは景観だけでなく、防災機能として延焼緩和となると共に、日々の暮らしの中でみどりがあることによる風の通り道や木陰による温度の上昇が緩和されることによる冷暖房機の使用の軽減などが図られるなどの効果もある。まちづくり全体を考えて、早急で包括的なまちづくりのルールを策定を求め。</p> <p>⑦【②戦略的な政策展開の状況】の中で、記載されている「……、業務上必要となる情報は、部局を超えて発信・共有するよう努めてきたことにより、効果的に業務を進めることができた。」は、効果的に十分とは言えないのではないかと。清水谷の地権者との協定書や相模川の堤防上の舗装、みどりの条例の改正についての検討等、連携がとれず、市民から指摘があったと考える。これは、一生懸命努力をされていることは認めるがそれでは不十分であり、特に自然環境に関しては、都市部ではなく、環境部、建設部に分かれていることが原因である。積極的な検討を行い、機構改革をすることを提案すべき事項と考える。</p> <p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑧都市計画制度、公共交通政策、バリアフリー、災害対策、景観形成の各分野において、施策目標の達成に向けて適切な取組がなされていると判断される。</p> <p>⑨年間公共交通利用回数の指標については何らかの形で把握すべきものとする。しかしながら、現行の指標に鉄道利用者数には市外在住者も含まれる等の問題があり、指標の正確性及び有効性に疑問が残る。より適切な指標の案出が望まれる。</p> <p>⑩ちがさき自転車プランによる自転車利用の推進は評価できる。建設部とも協力し、歩道や自転車専用レーンの整備と合わせて効果的に実施すべきである。</p> <p>⑪地域の特性を生かした土地利用と住環境を維持、保全するため、魅力あるまちなみや景観を保全、創造すべき。</p> <p>⑫安全で安心して住み続けられるまちの形成に向けて、地域主体の防災都市づくりを推進してきた結果、自主的に取り組みを進める地域が増えてきたと評価できる。</p> <p>⑬貴重なみどりの一つである清水谷を特別緑地保全地区(平成23年)に指定し、保全管理計画を策定することができたことは評価できる。</p> <p>⑭南口の道路は迷路のようになっている所が多く、防災上危険である。</p> <p>⑮全体的に政策目標達成に向けた施策が推進されている。</p>

- ⑯まちづくりにおいて、共助、自助を進める政策が推進されており、今後の都市計画のあり方に沿った施策が順調に進捗している。
- ⑰コミュニティバスの効果についての適切な評価指標が必要。
- ⑱茅ヶ崎市における都市政策については多々問題があるが、概ね問題点を把握していると思う。しかし都市政策には多くの財源と時間を必要とし、また今まで日本の社会が経験した事のない社会環境が到来するため、その予測と対処法をまずは予測分析する必要がある。
- ⑲【①政策目標の達成状況及び効果の状況】の中で、「都市計画制度の適切な運用により長期的な視点で見ると、周辺環境に配慮した良好な住環境が保全され、地域の特性を生かした街並が形成される事が期待できる」としている。しかし、現実には敷地面積の最低限度は、第一種や第二種低層住宅専用地域だけであるため、東海道線の南側だけである。北側は、現在急激な開発が行われ、細分化が始まっている。以前の南側が細分化された反省を含め、最低敷地面積を設定しようとの考えが出てきたはずである。政策目標を達成するためには、さらなるまちづくりの基本システムを考えてほしい。
- ⑳施策目標38については、順調に進んでいるとは到底思えない。目標自体も24年度は業務計画を達成できないために半期で変更しているような状況である。また、景観重要公共施設は指定されているが、全て道路であり、本当に必要なまちの重要な景観を保つ施設である河川や谷戸などは取り残されている。

(2) 戦略的な政策展開の状況

- ①地域特性を生かしたルールで秩序ある土地利用や良好な住環境を維持、創出していると評価する。
- ②地域特性を生かした魅力ある景観を市民、事業者、行政が一体となって維持、創出していると評価する。
- ③中心市街地や都市拠点の利便性が高まり、徒歩、公共交通、自転車を利用する割合が高くなっていると評価する。
- ④第2次実施計画115事業の業務に対して学び合うチーム型の組織づくりをした結果、効率的な業務を遂行することができたと評価する。
- ⑤都市部内の課間連携が進んでいる。
- ⑥企画、建設、経済担当部局との連携が進められているとの説明があった。そのとおりの施策が進められていると推測するが、もっと具体的な連携の姿が見えるような説明が望まれる。
- ⑦【②戦略的な政策展開の状況】の中で、記載されている「職員が業務に対して自信と誇りを持つことができる職場づくり環境をつくり、助け合い、学び合うチーム型の組織づくりに取り組んできた結果、効果的に業務を遂行できた。」は、言い過ぎではないか。部の中の景観みどり課だけでも24年度では業務計画が変更される状況であり、25年度も十分な推進はされず、26年度の今発表された業務計画さえ、今でも遅れている状況である。都市部内でもみどりに対する認識状況を改善する必要があるのではないかと考える。
先のみどり審議会で、道路際にある大規模建築物の緑化に対して、フェンスの中でなく、道路側にしてもらおうようにどうして交渉しなかったのかと学識委員から発言があった。平塚市でも行政指導をして、工場の塀の外側に緑化をしてもらい、景観・みどりになっている場所がある。もっと何ができるか、真摯な対応が政策目標に近づく事になるのではないかと考える。
- ⑧何度もお願いして今年度やっと公共サインガイドラインが策定されることになった事は評価できる。これはまちづくりの最低基準であると考えていたが茅ヶ崎市では策定されず、庁内での意思統一が図られない状況だった。内容については、自然環境や文化的なものについてもサインの対象とする考え方を持ってほしい。

課題認識と解決への方策について

- ⑲少子高齢化社会に向けては、個々の施策が重要であることはもちろんであるが、将来的なまちづくりというマスタープランの中で、各施策の位置づけを考えることが必要ではないか。
- ⑳災害において市民が自分の命を守る発災から避難までの段階に重点を置いて、住宅の耐震化の促進、緑地などの防災空間の確保などの施策を展開する必要がある。
- ㉑宅地開発に伴う都市化の進行に伴い、みどりの減少を食い止め、保全、再生、創出を図ってゆくことが課題となっている。
- ㉒低炭素まちづくり計画を策定することが進んでいるが、他の計画に既にある内容が重複しており、計画ばかりが本当に必要なのか、また市街化区域だけを考えた計画がこの狭い茅ヶ崎市で十分なのかどうか、今の方針を見ると効果があるとは考えられない。どうしても策定するなら、本当に住みやすいまちにするための抜本的な規制やみどりを増やし、実際の街がCO2を出さないようなまちづくりを進められるようにしてほしい。

総合計画審議会
行政改革推進委員会
委員コメント

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①将来の人口減や高齢化に対応したまちづくりを進めていく上で重要な政策が多々あり、いずれも中長期的な視点が必要となることから、他部局との連携を含め効果的かつ効率的な政策の策定・実施が望まれる。</p> <p>②企画、建設、経済担当部局との連携が進められているとの説明があった。そのとおりの施策が進められていると推測するが、もっと具体的な連携の姿が見えるような説明が望まれる。</p>	<p>人口減少や長寿社会に対応し、元気に暮らすことのできる健康志向のまちを実現するため、歩きたくなるまち、自転車や公共交通の利用促進をテーマに、人と環境にやさしい交通体系の構築、本市の低炭素化の推進を図るための計画策定、バリアフリー基本構想及び公共サインガイドラインの策定に取り組んでいます。これらの取組に当たっては、企画部、建設部、経済部、環境部など様々な部局と連携を図りながら進めます。なお、他部局との具体的な連携の内容は、個々の事業内容の中で説明を加えます。（都市計画課・都市政策課・景観みどり課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>計画の事業概要</p>
<p>②茅ヶ崎市は海・川・里山の自然環境に恵まれており、高い知名度、地域資源、企業の先端技術を生かしながら、各産業の連携、ブランド化、戦略を進めて、都市の特長を十分に生かした住みよいまちを創造する必要がある。</p>	<p>ちがさき都市マスタープランでは、本市が目指す都市づくりの基本方向として、「環境と経済・社会活動が調和した持続可能な都市づくり」、「安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり」及び「個性と独自性を市民とともに育む都市づくり」の3つを掲げています。今後もこれらの基本方向を踏まえた魅力あるまちづくりを進めていきます。（都市政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③安全・安心と少子・高齢化に対応するためには、公的な取組に加えて共助、自助を進めることが必須となる。そのような視点に立つと現在の政策をさらに積極的に進めていくことが望まれる。例えば、防災ワークショップのような活動を持続的に進めていくことが重要と考えられる。</p>	<p>防災都市づくりワークショップをはじめとして、現在策定作業中のバリアフリー基本構想の中で「心のバリアフリーワークショップ」の実施など、市民への広がりや取り組みの継続性に留意しながら、共助、自助の行動を促す各種取り組みを進めます。（都市政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>④茅ヶ崎市の空間の持つ特性（JR東海道線による南北分断、安全・安心の視点からみた場合の脆弱な空間の存在）を明示しつつ、政策目標の達成に取り組むことが望まれる。共助、自助を進めていくためには、住民のみなさんに対して市側がさらに問題点を明らかにし、解決策を提案していくことが必要不可欠である。</p>	<p>防災都市づくりワークショップやまちちから協議会の場などを通じて、まちの持つ危険性を正しく理解していただける情報を提供し、解決策などについて市民の皆さまと一緒に考えていくことに努めていきます。（都市政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑤市民から街の様々な情報を集めて分析すること。クレームや問い合わせ情報は街の活性化の重要なネタになる。また街の重要情報はどのように収集し、そして重要情報は何かを考えること。さらにその情報収集の仕組みと閲覧性を高めることが必要である。</p>	<p>ちがさき都市マスタープランでは、協働の工夫とアイデアを取り込みながら施策を進めていくことを掲げています。これまでも都市防災推進事業のほか、バリアフリー基本構想その他各種計画策定などにあたり、ワークショップなどの市民の皆様から様々なご意見をいただく市民参加・市民協働の取組を進めてきました。今後も様々な機会をとらえて市民の皆さまの声をいただきながら施策を進めていきます。（都市計画課・都市政策課・景観みどり課・建築指導課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑥③課題認識とその解決に向けた取り組みの視点にも書かれており、個別審議会から求められている「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しは、環境基本計画でいえば、平成24年度に策定される予定であったものが遅れている。茅ヶ崎市のみどりの規制に関する制度は他市に比較すると大幅に遅れており、市街化区域も市街化調整区域も危機的状況である。記載にあるようにみどりは景観だけでなく、防災機能として延焼緩和となると共に、日々の暮らしの中でみどりがあることによる風の通り道や木陰による温度の上昇が緩和されることによる冷暖房機の使用の軽減などが図られるなどの効果もある。まちづくり全体を考えて、早急で包括的なまちづくりのルールを策定を求める。</p>	<p>「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しについては、実効性の高い条例とするため、現在庁内関係部署との協議・検討を進めるとともに、市民の皆さまとの意見交換を重ねながら検討を進めているところです。この条例は、みどりに関する包括的なルールとしての位置付けを考えていることから、様々な観点から課題を抽出し、解決の方策を考察していくことが必要となります。このような課題及び方策等の検討に時間を要し、当初のスケジュールより遅れていますが、今後もしっかりと検討を進め、27年度に見直し後の条例が施行できるよう業務を遂行します。（景観みどり課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑦【②戦略的な政策展開の状況】の中で、記載されている「……、業務上必要となる情報は、部局を超えて発信・共有するよう努めてきたことにより、効果的に業務を進めることができた。」は、効果的に十分とは言えないのではないか。清水谷の地権者との協定書や相模川の堤防上の舗装、みどりの条例の改正についての検討等、連携がとれず、市民から指摘があったと考える。これは、一生懸命努力をされていることは認めるがそれでは不十分であり、特に自然環境に関しては、都市部ではなく、環境部、建設部に分かれていることが原因である。積極的な検討を行い、機構改革をすることを提案すべき事項と考える。</p>	<p>総合計画を実効性あるものとするため、基本構想に定めた政策・施策の体系と市の組織（部・課）とを連動させて推進することとしています。また、政策・施策を具体的に進める際の前提として政策共通認識を設定し、その1つに「環境」を掲げています。この環境に関する認識を庁内で共有するため、環境基本計画に基づいて自然環境庁内会議を設置し、自然環境に関する情報共有等に努めています。また、情報共有や連携をさらに充実させるため、自然環境庁内会議を構成するセクションを増やすとともに、自然環境に関する事項についての庁内通知や庁内イントラネットでの周知を行うなど、より広く庁内で情報共有が図れるよう努めています。</p> <p>今後においても、みどり及び自然環境に関する重層的かつ横断的な課題に対する情報共有や検討については、庁内横断的な連携を行う体制として、自然環境庁内会議を積極的に活用します。（景観みどり課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑨年間公共交通利用回数の指標については何らかの形で把握すべきものとする。しかしながら、現行の指標に鉄道利用者数には市外在住者も含まれる等の問題があり、指標の正確性及び有効性に疑問が残る。より適切な指標の案出が望まれる。</p>	<p>乗降の記録に住所の情報を付加して、利用実態を把握することは、予約型乗合バスやコミュニティバスなど地域の中の移動を最適化するための方策を考える上で必要であると認識しています。</p> <p>施策目標の実現という大きな目標を俯瞰的に捉える上では、傾向を把握することができ、かつ分かりやすい指標と考えられる現行の指標設定を現時点では維持していきたいと考えています。次期基本構想策定の際には、パーソントリップ調査などの活用の可能性などについても検討していきます。（都市政策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑩ちがさき自転車プランによる自転車利用の推進は評価できる。建設部とも協力し、歩道や自転車専用レーンの整備と合わせて効果的に実施すべきである。</p>	<p>ちがさき自転車プランの各取り組みについては、今後も積極的に進めます。自転車の走行環境の整備については、自転車専用レーンのほか、平成24年度の社会実験で決定した法定外路面標示の標準デザインを組み合わせ、関係部局と連携を取りながら全市的に展開をしていきます。（都市政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑪地域の特性を生かした土地利用と住環境を維持、保全するため、魅力あるまちなみや景観を保全、創造するべき。</p>	<p>美しい景観を形成するため策定した茅ヶ崎市景観計画に基づき、市内10件の景観重要公共施設、4件の景観重要樹木を指定しています。今後も地域の皆様の合意形成を図りながらこの取り組みを推進するとともに、広く市民の皆様への周知啓発を行います。（景観みどり課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑭南口の道路は迷路のようになっている所が多く、防災上危険である。</p>	<p>平成21年度から25年度にかけて、防災都市づくりワークショップをJR東海道線以南の地域で実施し、地域が主体的に進める防災対策について、市民と協働のもと検討してまいりました。今後も他地域への展開を検討するとともに、実施地区へのフォローアップ等とおして、より一層の自助・共助の強化を図ります。（都市政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑰コミュニティバスの効果についての適切な評価指標が必要。</p>	<p>コミュニティバスは、公共交通空白地区や不便地区のいわゆる交通弱者の支援を目的に運行しています。その評価については、利用者の便益が多様であることや、高齢者の時間短縮便益をどうとらえるかなど、課題があると認識しています。引き続き、適切な評価について、検討していきます。（都市政策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑱茅ヶ崎市における都市政策については多々問題があるが、概ね問題点を把握していると思う。しかし都市政策には多くの財源と時間を必要とし、また今まで日本の社会が経験した事のない社会環境が到来するため、その予測と対処法をまずは予測分析する必要がある。</p>	<p>都市マスタープランは、社会経済情勢の変化に対応して、平成25年度に見直しを行いました。時代潮流の中での大きな変化に目を向けて、方針の改編を行いながら、その中でかじ取りをしていくことが求められていると考えます。柔軟な対応が取れるよう体制を整えながら、今後の方向性を見定めていきます。（都市政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑲【①政策目標の達成状況及び効果の状況】の中で、「都市計画制度の適切な運用により長期的な視点で見ると、周辺環境に配慮した良好な住環境が保全され、地域の特性を生かした街並が形成される事が期待できる」としている。しかし、現実には敷地面積の最低限度は、第一種や第二種低層住宅専用地域だけであるため、東海道線の南側だけである。北側は、現在急激な開発が行われ、細分化が始まっている。以前の南側が細分化された反省を含め、最低敷地面積を設定しようとの考えが出てきたはずである。政策目標を達成するためには、さらなるまちづくりの基本システムを考えてほしい。</p>	<p>まちづくりを計画的に進める「都市計画」では、まちの将来像を踏まえ、住居、商業、工業といった土地利用をバランスよく配置する「用途地域」を定めることにより、機能的な都市活動や良好な都市環境の形成を図り、計画的な誘導に努めているところです。用途地域を基本として指定している最低敷地面積については、第一種及び第二種低層住宅専用地域に指定しており、JR東海道本線以南の他に、高田や壺田、浜之郷、矢畑、下町屋、松風台、みずき、香川、堤の湘南ライフタウン地区に指定しています。</p> <p>他の用途地域において、戸建て住宅で構成されている地区もありますが、用途地域単位で捉えたと、3階建ての住宅が建築しやすい容積率（200%）や高さ制限などにより、既に小さな面積で建築されている敷地が多数存在しています。このため、敷地面積の最低限度を定めることは、用途地域等による形態制限とのバランスが必要となることから、身近な単位で指定が可能な「地区計画」や「建築協定」などの手法を用いた誘導が適していると考えます。（都市計画課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑳施策目標38については、順調に進んでいるとは到底思えない。目標自体も24年度は業務計画を達成できないために半期で変更しているような状況である。また、景観重要公共施設は指定されているが、全て道路であり、本当に必要なまちの重要な景観を保つ施設である河川や谷戸などは取り残されている。</p>	<p>施策目標の中の個々の事業について、事業を進める過程で、実効性や合意形成を重要視しスケジュールから遅れているものもありますが、全体としては順調に進んでいると考えています。景観重要公共施設については、公共施設である道路を、沿道景観に着目し段階的に指定を進めています。今後は景観計画にも位置付けがありますとおり、道路だけでなく河川などの公共施設についても指定の対象として検討を進める予定です。（景観みどり課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>㉑【②戦略的な政策展開の状況】の中で、記載されている「職員が業務に対して自信と誇りを持つことができる職場づくり環境をつくり、助け合い、学び合うチーム型の組織づくりに取り組んできた結果、効果的に業務を遂行できた。」は、言い過ぎではないか。部の中の景観みどり課だけでも24年度では業務計画が変更される状況であり、25年度も十分な推進はされず、26年度の今回発表された業務計画さえ、今でもう遅れている状況である。都市部内でもみどりに対する認識状況を改善する必要があるのではないかと考える。</p> <p>先のみどり審議会で、道路際にある大規模建築物の緑化に対して、フェンスの中でなく、道路側にしてもらおうようにどうして交渉しなかったのかと学識委員から発言があった。平塚市でも行政指導をして、工場の塀の外側に緑化をしてもらい、景観・みどりになっている場所がある。もっと何ができるか、真摯な対応が政策目標に近づく事になるのではないかと考える。</p>	<p>都市部では、第2次実施計画がスタートする平成25年度に、一時的に負荷の増大が見込まれる業務（都市マスタープランの改訂など）に対し、部内の職員が課や担当の枠組みを越えて当該業務に当たることにより、業務負荷の軽減及び職員の育成を図りました。</p> <p>また、「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に対するご意見でもお答えしていますが、現在見直し作業を進める中で、様々な角度から条例に位置付ける取り組み事項を検討しています。この中では、保存樹林や生け垣などの既存の助成制度についてもその在り方について併せて考察を行っています。「みどり・緑化」に関する条例や制度の運用については、全庁的な理解を進める必要性はもちろんのこと、市民・事業者の皆さまにもご理解とご協力をいただき、はじめて効果があらわれてくるものと考えています。条例の見直し後もさることながら、既存の取り組みについてもご協力、ご理解がいただけるよう周知等を行い、また、行政としても柔軟な工夫を行い、政策目標の実現を目指したいと考えます。（景観みどり課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑳ 何度もお願いして今年度やっと公共サインガイドラインが策定されることになった事は評価できる。これはまちづくりの最低基準であると考えていたが茅ヶ崎市では策定されず、庁内での意思統一が図られない状況だった。内容については、自然環境や文化的なものについてもサインの対象とする考え方を持ってほしい。</p>	<p>公共サインガイドラインは、ちがさきらしさを表す共通デザイン、設置場所や設置方法のルール化、ユニバーサルデザインなどを念頭におき、誰にでもわかりやすい公共サインを整備し、歩行者・自転車が利用しやすいまちの環境を整えます。ガイドラインの策定については、自然環境豊かな場所や文化的意義のある場所などのサインについても対象としています。（景観みどり課）</p>	<p>実施中</p>	<p>平成26年度 予算化</p>
<p>㉑ 災害において市民が自分の命を守る発災から避難までの段階に重点をおいて、住宅の耐震化の促進、緑地などの防災空間の確保などの施策を展開する必要がある。</p>	<p>茅ヶ崎市耐震改修促進計画に基づき、今後も住宅について耐震化の重要性を無料耐震相談等のイベントや広報紙等を利用して、周知啓発を進めています。また、発災時の被害を少なくするため、家具転倒防止金具等取り付け事業を自治会等と連携して進めています。さらに、防災上重要な緊急輸送路沿道の建築物の耐震化に取り組んでいます。 災害時の延焼防止や避難場所として有効なまとまった緑地を確保するため、保存樹林の指定を推進しています。（建築指導課・景観みどり課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉒ 宅地開発に伴う都市化の進行に伴い、みどりの減少を食い止め、保全、再生、創出を図ってゆくことが課題となっている。</p>	<p>市街地の緑化及び自然環境豊かな地域におけるみどりの保全を図るため、包括的なルールの整備（茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し）に取り組んでいます。（景観みどり課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>㉓ 低炭素まちづくり計画を策定することが進んでいるが、他の計画に既にある内容が重複しており、計画ばかりが本当に必要なのか、また市街化区域だけを考えた計画がこの狭い茅ヶ崎市で十分なのかどうか、今の方針を見ると効果があるとは考えられない。どうしても策定するならば、本当に住みやすいまちにするための抜本的な規制やみどりを増やし、実際の街がCO₂を出さないようなまちづくりを進められるようにしてほしい。</p>	<p>本市のまちづくりは、都市計画法による規制誘導が機能したことにより、市街化区域に人口が集約し、茅ヶ崎駅や辻堂駅周辺や地域拠点などに日常生活に必要な機能が配置され、一定レベルの集約型都市構造が形成された状況にあると考えています。 エコまち法で対象としている市街化区域は、市街化調整区域と土地利用等の現状や課題が大きく異なり、将来における都市機能の維持に向けてどのように取り組むかが大変重要なことと認識しています。 「地球温暖化対策実行計画」は、市域全域を対象にCO₂排出量の削減を直接の目的としていることに対し、「低炭素まちづくり計画」は、市街化区域を対象に人口減少、少子化、高齢化の対応を目的とした都市づくりのための計画で、都市活動に由来するCO₂排出量を捉え、従来の拡大基調から集約型の都市づくりへ転換していく方向性を明らかにするものです。 本市においては、都市マスタープランなどの上位・関連計画の実行計画として、都市の低炭素化や持続的発展という観点から改めて施策・事業を体系化し、①都市づくり分野における施策・事業における地球温暖化対策の一層の推進、②都市計画分野と環境分野の連携強化、③市民・事業者・市が取組の主体として低炭素型で持続可能な都市の構造、交通、みどり、建築物等を意識し、その考え方を都市づくりの観点から推進するため策定します。（都市計画課）</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	建設部
政策目標	11 だれもが快適に過ごせるまち
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	41 道水路敷の効率的な管理・利用を進める(建設総務課)
	42 交通を円滑に処理する道路網を整備する(道路建設課)
	43 身近な生活道路を安全で快適にする(道路管理課)
	44 公園・緑地を整備する(公園緑地課)
	45 安全で環境に配慮しだれにもやさしい公共建築物をつくる(建築課)
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①部局単独よりも他部局とも関連すると政策目標が多いので、部局間の連携を図り、効果的かつ効率的な政策の立案・実行が求められる。</p> <p>②順調とは言い難い。道路に関しては都市計画道路の達成率を既に市の部分はほとんど進捗しないことが目標である。それにも拘らず、都市計画道路自体の見直しは不十分であり、遠い昔の計画のまま、本当に必要な道路であるのか、もう一度の検討が必要ではないか。特に都市部の低炭素まちづくり計画でクルマ社会からの脱却をめざすならば、なおさらである。連携をしてほしい。</p> <p>③安全で快適な生活環境を確保するため、狭あい道路などの整備や舗装修繕を積極的に行い生活道路の整備を推進し、公園、緑地の整備に加えて、既存の公園を対象として地域住民のニーズに対応した再整備を進める必要がある。</p> <p>④中央公園の改修説明や浜見平の公園整備の話聞いたが、公園のあり方に対する茅ヶ崎市としてのコンセプトがない。積極的な公園整備をするためには、横須賀市のように斜面林等の寄付をされた場合、人が入れない保全地域としての公園を設置し、保全活動をする市民を育成するようなシステムが重要である。そのためには、都市部の景観みどり課、環境部の環境政策課との連携が重要であるが、限度もあり、戦略的に考えるなら、機構改革を望む。</p> <p>⑤茅ヶ崎市の都市空間特性からみて、狭あい道路の多いエリアの解消は、安全・安心、少子・高齢化に対応するためには極めて重要な政策であると思われる。しかしながら、現在のところその取り組みは不十分であると言わざるを得ない。長期間を要する課題であるから、さらに積極的に政策展開していくことが望まれる。同様に、JR東海道線で分断された都市空間に対する効果的な対策の推進が望まれる。</p> <p>⑥今後、インフラの耐震性能の強化、長寿命化が必要となる。現在のところ、問題は少ないとのことではあったが、これに対する適切な評価指標を示すことが望まれる。</p> <p>⑦電子データ化は建設行政の適切な推進にとって必要不可欠である。情報の地図化(CAD*1、GIS*2)を含め、積極的な推進が望まれる。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況
	<p>⑧都市計画道路の整備については周辺自治体よりも遅れているということもあり、各年度の目標値を達成することを第一義とするような考えではなく、可能な限り早期に整備を進めることを検討すべきである。目標値を設定することで、かえって整備の進捗が遅れるようなことがあってはならない。</p> <p>⑨行政財産である道水路敷の有効利用のため、道水路敷の付け替え、交換、払い下げ業務を行う必要がある。</p> <p>⑩都市計画道路や幹線市道の整備を継続実施し、交通の円滑化を実施し、安全な道づくりを推進する必要がある。</p> <p>⑪狭あい道路の整備、歩道のバリアフリー化を継続実施し、生活道路の安全対策を推進する必要がある。</p> <p>⑫道路の歩道整備や街路樹整備は、茅ヶ崎の道路は狭いからとあきらめていると公式の場で発言されているが、これも政策目標を達成するために重要なものであるため、検討してほしい。指標の示し方が、細切れであり、全体で道路が何キロあり、その中の整備された場所が何キロで何%なのか、示してほしい。先日のみどりの対話集会で出た話によると、他市では、道路全体で街路樹が何%整備されているか、調査されている。茅ヶ崎市ではそのデータがなく、緑化しようという考えがないと言うほかない。</p> <p>⑬近隣市に比べて都市計画道路の整備率が低いのは住宅地が多く土地の価格が高いことが挙げられる。</p> <p>⑭南口のゴルフ場の有効利用を検討しなければならない。</p> <p>⑮目標達成はおおむね順調である。</p> <p>⑯具体的な目標達成(例えば都市計画道路の整備)について、図面表示がなされると政策目標の達成状況が明らかになるものと思われる。</p>

総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	<p>⑰市内における道路状況の問題箇所が県の管轄と輻輳（ふくそう）している重要箇所がいくつかあるが、特にまちの活性化に関わる所は県と密接な協議を重ね、また練り強く説得して、理解して貰うよう努力すべきである。</p> <p>⑱現在進行中の取り組みとして、駅前の電柱の地中化、南北を結ぶ地下道の整備等を速やかに着手し、「すっきりとした街並み」また市内アクセスが「スムーズな街」として、ハード面でも「茅ヶ崎ブランド」を確立すべきである。</p>
	<p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑲今後の道路や橋りょうは整備から維持管理の時代に入っていくため、財源との整合性を図りながら中長期的な視点で道路の整備・維持管理計画を策定する必要がある。</p> <p>⑳生活道路の整備に伴い、狭あい道路の多いエリアが縮小されていると評価できる。</p> <p>㉑道路、橋りょうの整備により、渋滞の緩和効果が現れていると評価できる。</p> <p>㉒公園の設置もすでに自費の設置はあきらめているが、1人当たりの公園面積が県下で最下位に近い状況では、何か工夫が必要である。その施策が何も無いのも戦略的とは言えない。</p> <p>㉓公園、緑地が市民の憩い、交流の場として利用されていると評価できる。</p> <p>㉔公共建築物の耐震化を進行させ、安心して住み続ける街を目指す必要がある。</p> <p>㉕個別の政策項目については、適切な人員配置とマンパワーの活用により、戦略的に政策が展開されている。</p>
	課題認識と解決への方策について
	<p>㉖バリアフリー等の施策は道路に限定されるものではないので、住みよいまちづくりという共通認識のもと、他部局との協力・連携が重要である。</p> <p>㉗安全、安心なまちづくりとして、更なる強化として防災が挙げられる。道路、橋りょう、公共建築物や公園などは利用者の安全確保を図るとともに、施設等を計画的に補修、補強工事を進めていく必要がある。</p>

* 1 : CAD…Computer Aided Design コンピュータを用いた製図システム

* 2 : GIS…Geographic Information System 地理情報システム

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①部局単独よりも他部局とも関連すると政策目標が多いので、部局間の連携を図り、効果的かつ効率的な政策の立案・実行が求められる。	部内会議、政策領域会議、政策会議等の中で部局間の調整を図り、横断的な課題に対しては共通認識を持ち、政策目標の実現に向けて進めます。（建設部）	実施中	—
②順調とは言い難い。道路に関しては都市計画道路の達成率を既に市の部分はほとんど進捗しないことが目標である。それにも拘らず、都市計画道路自体の見直しは不十分であり、遠い昔の計画のまま、本当に必要な道路であるのか、もう一度の検討が必要ではないか。特に都市部の低炭素まちづくり計画でクルマ社会からの脱却をめざすならば、なおさらである。連携をしてほしい。	都市計画道路は、市内の道路網の骨格を形成し、渋滞緩和、歩行者や自転車の安全性の向上、公共交通の利便性の向上、災害に強い都市形成、上下水道管やガス管などの都市インフラの形成など、様々な機能の面から、全ての路線が必要と評価しました。 都市計画道路は用地買収を行うことから供用開始に至るまでに期間を要します。施策評価期間において、市が整備を行う都市計画道路は、24年4月に東海岸寒川線（高田地区）を供用した後は、用地買収を進めていく期間としているため、新たに供用を予定している区間はありますが、引き続き用地買収等を進め、事業を継続していく予定です。 また、現在策定中の「低炭素まちづくり計画」における取り組みの一つである、個々の自家用車から公共交通へ転換においても、都市計画道路のネットワーク形成は必要であり整備に対する方向性は一致しています。（道路建設課）	実施中	—
③安全で快適な生活環境を確保するため、狭あい道路などの整備や舗装修繕を積極的に行い生活道路の整備を推進し、公園、緑地の整備に加えて、既存の公園を対象として地域住民のニーズに対応した再整備を進める必要がある。	安全で快適な生活環境を確保するため、狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得し、併せて周辺について積極的に自主後退の協力要請を行います。また、幹線道路維持保全計画を策定し、生活道路の整備・維持管理を推進します。（道路管理課）	実施中	—
	公園整備や既存公園の改修にあたっては、地域の要望を聞きながら、地元自治会等と調整、検討を行い、整備、改修等を進めてます。（公園緑地課）	実施中	—
④中央公園の改修説明や浜見平の公園整備の話聞いたが、公園のあり方に対する茅ヶ崎市としてのコンセプトがない。積極的な公園整備をするためには、横須賀市のように斜面林等の寄付をされた場合、人が入れない保全地域としての公園を設置し、保全活動をする市民を育成するようなシステムが重要である。そのためには、都市部の景観みどり課、環境部の環境政策課との連携が重要であるが、限度もあり、戦略的に考えるなら、機構改革を望む。	公園については、利用者が安全に安心して利用できることを第一に考えて整備を行います。 開設後30年が経過した中央公園は施設の老朽化などから公園全般の再整備を行う計画を策定し、整備を実施していきます。現状の景観等は極力維持する中で、施設改修や樹木の見直しを行うとともに、災害対応施設の充実やバリアフリー化も図っていきます。 浜見平地区に整備するしろやま公園については、市南西部の防災拠点を担う施設として、防災機能を充実させていきます。 また、赤羽根斜面林や清水谷などの保全については、関係課との連携を密接にして、現在の環境を維持していきます。（公園緑地課）	実施中	—
⑤茅ヶ崎市の都市空間特性からみて、狭あい道路の多いエリアの解消は、安全・安心、少子・高齢化に対応するためには極めて重要な政策であると思われる。しかしながら、現在のところその取り組みは不十分であると言わざるを得ない。長期間を要する課題であるから、さらに積極的に政策展開していくことが望まれる。同様に、JR東海道線で分断された都市空間に対する効果的な対策の推進が望まれる。	狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得し、併せて周辺について積極的に自主後退の協力要請を行います。また、広く協力を得られるよう、新たな手法を検討します。（道路管理課）	実施中	—
	JR東海道線により分断された市域を結ぶ道路として、現在事業中の都市計画道路東海岸寒川線が挙げられますが、交通量の多い幸町交差点の改良を行うため、平成26年度は用地測量業務、平成27年度からは用地買収を進めます。（道路建設課）	実施中	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑥今後、インフラの耐震性能の強化、長寿命化が必要となる。現在のところ、問題は少ないとのことではあったが、これに対する適切な評価指標を示すことが望まれる。	25年度に策定した橋りょう等長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうについて、定期的な点検及び健全度の診断を行い、損傷が顕在化する前に対策を講じる予防的な修繕の実施により、安全性・利便性を維持しながら、橋りょうの寿命を従来の50年から100年に延命することを目指します。(道路管理課)	実施中	—
	市道の施設のうち、橋りょう及び地下道については、平成25年8月策定の茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画で指標を示しています。道路及び道路付属物については、平成26年度末の策定を目指し現在検討を進めている、幹線道路維持保全計画の中で評価指標を検討します。(道路建設課)	実施中	—
⑦電子データ化は建設行政の適切な推進にとって必要不可欠である。情報の地図化(CAD、GIS)を含め、積極的な推進が望まれる。	道路情報管理システムは、2011年10月より本格稼働をし、2013年3月に認定路線網図管理を運用開始し、2014年3月にはGIS対応の世界測地系2011に変換しました。また、従前は紙ベースであった境界確定図を電子データ化して、窓口業務の効率化・軽減化を図りました。今後、平成27年度より再開する地籍調査事業にも、電子化によるデータ活用を図り、道路情報システムにおいて一元管理を進めます。(建設総務課)	第3次実施計画	—
⑧都市計画道路の整備については周辺自治体よりも遅れているということもあり、各年度の目標値を達成することを第一義とするような考え方ではなく、可能な限り早期に整備を進めることを検討すべきである。目標値を設定することで、かえって整備の進捗が遅れるようなことがあってはならない。	平成32年度までの間の、市が事業を実施する都市計画道路の整備については整備率に表れるものはありませんが、測量業務や用地買収などを継続的にを行い、事業進捗に努めます。(道路建設課)	実施中	—
⑨行政財産である道水路敷の有効利用のため、道水路敷の付け替え、交換、払い下げ業務を行う必要がある。	道水路敷台帳管理システムを活用し、関連各課と調整を図り、不用と判断できる水路敷を抽出、市自らが関係地権者に出向き払下げ等の折衝を行っています。また、積極的に払下げに取り組むために一路線単位から部分単位での対応を可能としました。(建設総務課)	実施中	—
⑩都市計画道路や幹線市道の整備を継続実施し、交通の円滑化を実施し、安全な道づくりを推進する必要がある。	今後も継続的に、交通を円滑に処理する道路網の整備を図るため、都市計画道路や幹線市道の整備を進めます。(道路建設課)	実施中	—
⑪狭あい道路の整備、歩道のバリアフリー化を継続実施し、生活道路の安全対策を推進する必要がある。	狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得し、併せて周辺について積極的に自主後退の協力要請を行います。また、道路空間の利便性および安全性が位置づけられ、高齢者・身体障がい者等の移動に際しての負担を軽減するため、歩道の段差解消や安全で快適な歩行空間の整備を行い道路空間のバリアフリー化を図るため、都市政策課で行っているバリアフリー基本構想と整合させ、また、幹線道路維持保全計画を策定し、舗装修繕事業等を実施していきます。(道路管理課)	実施中	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑫道路の歩道整備や街路樹整備は、茅ヶ崎の道路は狭いからとあきらめていると公式の場で発言されているが、これも政策目標を達成するために重要なものであるため、検討してほしい。指標の示し方が、細切れであり、全体で道路が何キロあり、その中の整備された場所が何キロで何%なのか、示してほしい。先日のみどりの対話集会で出た話によると、他市では、道路全体で街路樹が何%整備されているか、調査されている。茅ヶ崎市ではそのデータがなく、緑化しようという考えがないと言うほかない。</p>	<p>歩道の幅員は茅ヶ崎市道路構造条例等の法令により規定されています。市道の多くは、既存の幅員では新たに歩道を整備する幅員の余裕が無いため、歩道整備事業は用地買収をしながら進めています。都市計画道路を除く歩道整備や幹線市道の整備では、事業に着手するまでの間は、沿線宅地の建築行為に制限をかけておらず、沿線の方々の同意を得ながら道路の整備計画を定めています。このため、道路幅員を広げることは、事業の実施に大きな影響があるものと考えています。</p> <p>また、歩道整備事業の総事業量については、新設道路の開通や民間等の土地利用による交通量の変化に応じて、新たな路線を対象に加えることにより、将来的な総事業量を把握することができないため、総事業量を指標とすることは、適当ではないと考えています。このため、計画期間中における各路線の整備延長を指標としています。</p> <p>都市計画道路や幹線市道の整備の優先順位を定めた「茅ヶ崎市道路整備プログラム」では、道路緑化が行われる区間を効果がある指標の一つとして評価しています。道路や歩道の整備にあたり、幅員に余裕のある買収を行った場合は、植樹を行うなど道路の緑化に努めています。（道路建設課）</p>	実施中	—
<p>⑬近隣市に比べて都市計画道路の整備率が低いのは住宅地が多く土地の価格が高いことが挙げられる。</p>	<p>本市では、既存道路の幅員が狭い上、空地も少なく家屋が密集している地域が多いことから、道路計画線に家屋が抵触するケースが多く、家屋の移転補償費に多額の費用を要しております。事業実施にあたっては、効率的・効果的な進捗に努めます。（道路建設課）</p>	実施中	—
<p>⑭南口のゴルフ場の有効利用を検討しなければならない。</p>	<p>部内会議、政策領域会議、政策会議等の中で部内間、部局間の調整を図り共通認識を持ち、ゴルフ場の有効利用に向けて検討します。（建設部）</p>	参考とします	—
<p>⑯具体的な目標達成（例えば都市計画道路の整備）について、図面表示がなされると政策目標の達成状況が明らかになるものと思われる。</p>	<p>ご指摘のとおり、指標の内容によっては図面表示により達成状況をお示しすることで、より分かりやすいものになると考えます。今後実施する行政評価においては、ご指摘の点を踏まえ、実施方法の改善を行ってまいります。（企画経営課）</p>	参考とします	—
<p>⑰市内における道路状況の問題箇所が県の管轄と轄（ふくそう）している重要箇所がいくつかあるが、特にまちの活性化に関わる所は県と密接な協議を重ね、また練り強く説得して、理解して貰うよう努力すべきである。</p>	<p>今後とも引き続き国や県と連携し、利用者の方々の利便性を向上させるよう、一体的な道路空間としての整備、管理に努めます。（道路建設課）</p>	実施中	—
<p>⑱現在進行中の取り組みとして、駅前の電柱の地中化、南北を結ぶ地下道の整備等を速やかに着手し、「すっきりとした街並み」また市内アクセスが「スムーズな街」として、ハード面でも「茅ヶ崎ブランド」を確立すべきである。</p>	<p>電柱の地中化に関しては、現在策定中の電線類地中化計画で整備路線や優先順位などを定めます。</p> <p>道路の整備に関しては、今後10年間の道路整備の計画を示した茅ヶ崎市道路整備プログラムに基づいて進めます。本プログラムは、27年度に社会情勢や道路整備を取り巻く環境との整合性の検証等の中間評価を行い、32年度には目標の達成状況等の評価と、事業の優先順位を評価する方法や指標を検証したうえで改定する予定です。（道路建設課）</p>	実施中	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑱今後の道路や橋りょうは整備から維持管理の時代に入っていくため、財源との整合性を図りながら中長期的な視点で道路の整備・維持管理計画を策定する必要がある。	25年度に策定した橋りょう等長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうについて、定期的な点検及び健全度の診断を行い、損傷が顕在化する前に対策を講じる予防的な修繕の実施により、安全性・利便性を維持しながら、橋りょうの寿命を従来の50年から100年に延命することを目指します。(道路管理課)	実施中	—
	道路整備に関しては、平成23年3月に茅ヶ崎市道路整備プログラムを策定し、橋りょう及び地下道の長寿命化に関しては、平成25年8月に茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画を策定しました。道路や道路付属物の維持管理に関しては、現在、幹線道路維持保全計画の検討を進めており、平成26年度末の策定を目指しています。これらの3つの計画をもとに、財源との整合性を図り、道路の整備・維持管理を進めます。(道路建設課)	実施中	—
⑳公園の設置もすでに自費の設置はあきらめているが、1人当たりの公園面積が県下で最下位に近い状況では、何か工夫が必要である。その施策が何も無いのも戦略的とは言えない。	公園については、公園の空白地域を重点に借地公園の増設を図っていく方針としており、地元自治会等と調整をした上で候補地を絞り、地権者へ用地提供の働きかけを引き続き積極的に行っていきます。(公園緑地課)	実施中	—
㉑公共建築物の耐震化を進行させ、安心して住み続ける街を目指す必要がある。	公共建築物の耐震化計画については、耐震改修促進計画や公共施設整備・再編計画に基づき計画的に整備します。(建築課)	実施中	—
㉒バリアフリー等の施策は道路に限定されるものではないので、住みよいまちづくりという共通認識のもと、他部局との協力・連携が重要である。	都市部都市政策課所管の茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進事業に対し、建設部としての協力体制を確立しています。(道路管理課、道路建設課、公園緑地課、建築課)	実施中	—
㉓安全、安心なまちづくりとして、更なる強化として防災が挙げられる。道路、橋りょう、公共建築物や公園などは利用者の安全確保を図るとともに、施設等を計画的に補修、補強工事を進めていく必要がある。	26年度より25年度に策定した橋りょう等長寿命化修繕計画に基づき、計画的に補修・補強工事を推進していきます。 狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得し、併せて周辺について積極的に自主後退の協力要請を行っていきます。また、拡幅整備により、交通・災害等の都市機能の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進していきます。(道路管理課)	実施中	—
	公共建築物の耐震化計画については、耐震改修促進計画や公共施設整備・再編計画に基づき計画的に整備します。 また、既存市営住宅については、予防保全の観点から中長期的な維持管理を定めた「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」に基づいて、耐久性の向上や躯体の経年劣化の軽減を図るための改善等、長寿命化に資する機能向上を計画的に実施します。(建築課)	実施中	—

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>下水道河川部</p>
<p>政策目標</p>	<p>12 快適な水環境が守られるまち</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>46 下水道経営を健全に安定して行う（下水道河川総務課） 47 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する（下水道河川建設課） 48 下水道・河川施設の信頼性を確保する（下水道河川管理課）</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①可能な範囲で民間委託を進めることでコスト削減を図り、ひいては下水道料金の低廉化につなげるべきである。 ②公共下水道は生活環境の改善をするとともに、河川や海などの公共水域の水質を保全し、健全な水環境を守ること、快適環境都市づくりに向けて、公共下水道施設の整備を推進する必要がある。 ③とくに下水道施設の長寿命化は今後の重要な政策課題であるので、これに対応した適切な指標設定が望まれる。 ④雨水に関し、未達成区域において既に他の施設整備（道路排水等）により雨水問題の発生が起らない箇所が含まれているとの説明があった。当面、資料にはその旨の注釈を付すとともに、できるだけそれら区域を除いた指標作成を行うことが望ましい。 ⑤下水道の採算性は現時点では問題ないとの説明であったが、今後の人口減少、水節約の進展にかんがみて、採算性予測の実施が望まれる。 ⑥市が実施する河川改修において水辺空間を創出することは困難とのことであったが、可能なかぎり生物多様性に配慮した改修を行うことが望まれる。 ⑦雨水整備率や河川整備率を見ても順調であると言えるとは思えない。 ⑧みどり審議会で、「千ノ川整備計画では、多自然型護岸での整備のほすが、コンクリート護岸に決定したので、評価ができない。」と公表されました。時代錯誤であり、目標が低い設定で整備だけが書かれていれば、推進された事になる。しかし、政策目標の快適な水環境が守られるまちとは言い難く、これで達成できると考えるのはおかしいのではないかと考える。</p> <p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑨早期に公営企業会計に移行し、財務状況の透明化が図られていることは評価できる。今後も経営という視点を忘れずに下水道の運営を進めてほしい。 ⑩公共下水道施設は、生活環境の改善と河川、海など公共水域の水質を保全し水環境を守る役割を担う重要な都市基盤と認識し、快適な環境都市づくりに向かって計画的な整備を進める必要がある。 ⑪イオン茅ヶ崎中央店の前の道路が低いため、大雨による冠水がひどく、雨水対策の推進の検討が必要である。 ⑫整備、維持管理に関し、雨水、汚水ともに順調に進捗している。 ⑬特別会計予算の採算性について、現時点では問題ない。 ⑭現状の下水道設備が今後老朽化を迎えるにあたって、コスト面で維持管理費が予想以上に掛かからねばと、気になるところである。従って今後の収益状況を見極め、管理及び新設の計画をよく計算する必要がある。ただ平成24年度に地方公営企業会計を導入したことは大いに評価に値するもので、収益の絡む行政事業にはこのようなコスト管理が不可欠である。その意味からも他部署にもその意識を啓蒙する必要がある。</p> <p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑮川辺の自然と人がふれあえる水辺空間が整備され多くの市民に親しまれる河川とする必要がある。 ⑯下水道の整備と水洗化普及率の向上に伴い、川の水質が保たれるようにする必要がある。 ⑰ポンプ施設の民間委託など、効率的な運営がなされている。 ⑱人員体制について、特段の問題はない。</p>

<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>課題認識と解決への方策について</p>
	<p>⑱老朽化した下水道の維持管理は他の自治体でも問題となっており、今後も計画的に更新を実施する必要がある。</p> <p>⑳下水道整備が概成する中、今後は整備から維持管理へと政策目標が移っていくので、整備率以外の指標も必要ではないだろうか（例えば下水道施設の質的要因、地方公営企業会計の収支や下水道料金などの指標等々）。</p> <p>㉑雨水対策については、浸水の少ない安心、安全なまちづくりから、面整備の推進に伴い、雨水排除能力の拡大に加えて、貯留、浸透などの流出抑制対策をし、総合的な水環境のあり方を思考していく必要がある。</p> <p>㉒まちづくり全体を考えて下水道整備が行われていないから、中心的な場所で雨水の浸水が起こっているのが現状である。⑳課題認識とその解決に向けた取り組みの視点に総合的な水循環のあり方を広く考えていくとしているが、水循環水環境の計画もあり、推進されているとは言えない状況であり、計画の認識と実施が望まれる。</p>

下水道河川部

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①可能な範囲で民間委託を進めることでコスト削減を図り、ひいては下水道料金の低廉化につなげるべきである。	工事に係る設計積算業務や市内各所のポンプ場などの維持管理等については、外部委託を進めていますが、今後も業務内容を精査し、外部委託が可能な事業については、実施していきたいと考えています。（下水道河川総務課）	参考とします	—
③とくに下水道施設の長寿命化は今後の重要な政策課題であるので、これに対応した適切な指標設定が望まれる。	長寿命化における指標設定を行うには、ストックマネジメントに基づく全体最適化（蓄積した維持管理情報を活用）を踏まえた改築時期や点検・調査項目、頻度の設定を先行する必要があるため、下水道施設の維持管理計画を策定後に指標設定を行います。（下水道河川管理課）	第3次実施計画	施策目標の指標の追加
⑤下水道の採算性は現時点では問題ないとの説明であったが、今後の人口減少、水節約の進展にかんがみて、採算性予測の実施が望まれる。	下水道使用料等の個々の推計を再度見直し、将来展望を行います。（下水道河川総務課）	参考とします	—
⑦雨水整備率や河川整備率を見ても順調であると言えるとは思えない。	引き続き下水道整備計画に基づき重点的に雨水幹線を整備していきますが、今後は低い整備率にとどまっている雨水面整備及び河川整備をより効率的・効果的に推進し、整備率の向上に努めます。（下水道河川建設課）	参考とします	—
⑧みどり審議会で、「千ノ川整備計画では、多自然型護岸での整備のほすが、コンクリート護岸に決定したので、評価ができない。」と公表されました。時代錯誤であり、目標が低い設定で整備だけが書かれていれば、推進された事になる。しかし、政策目標の快適な水環境が守られるまちとは言い難く、これで達成できると考えるのはおかしいのではないかと考える。	千ノ川流域においては浸水が発生していることから治水機能の向上を図っています。その中で、管理用通路の植栽などの水辺空間の整備についても、引き続き検討していきます。他の河川などにおいても、多自然型護岸等の整備に努めます。（下水道河川建設課）	実施中	—
⑨早期に公営企業会計に移行し、財務状況の透明化が図られていることは評価できる。今後も経営という視点を忘れずに下水道の運営を進めてほしい。	引き続き、経営の健全化・安定化を図ります。（下水道河川総務課）	実施中	—
⑪イオン茅ヶ崎中央店の前の道路が低いため、大雨による冠水がひどく、雨水対策の推進の検討が必要である。	当該区域については、新千ノ川橋南側にポンプなどの排水施設を整備し、浸水の軽減を図ります。（下水道河川建設課）	参考とします	—
⑬特別会計予算の採算性について、現時点では問題ない。	企業会計予算については、総合計画第2次実施計画を基本とし、一般会計からの負担金に対する予算要求・査定等を踏まえ、採算・健全性を考慮し編成しています。引き続き効率的な事業運営に努めます。（下水道河川総務課）	実施中	—
⑭現状の下水道設備が今後老朽化を迎えるにあたって、コスト面で維持管理費が予想以上に掛からねばと、気になるところである。従って今後の収益状況を見極め、管理及び新設の計画をよく計算する必要がある。ただ平成24年度に地方公営企業会計を導入したことは大いに評価に値するもので、収益の絡む行政事業にはこのようなコスト管理が不可欠である。その意味からも他部署にもその意識を啓蒙する必要がある。	今後、下水道施設の維持管理費が増加する一方で、財源となる下水道使用料の収入増加は見込めません。固定費等の削減に努めるとともに、計画的かつ効率的な経営を推進します。 施設の維持管理計画策定等を通じ、コスト意識を持つことの重要性を啓蒙していきます。（下水道河川総務課）	参考とします	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑮川辺の自然と人がふれあえる水辺空間が整備され多くの市民に親しまれる河川とする必要がある。	千ノ川整備については、茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画に基づき整備を実施しています。その中で、管理用通路の植栽などの水辺空間の整備についても、引き続き検討していきます。（下水道河川建設課）	実施中	—
⑯下水道の整備と水洗化普及率の向上に伴い、川の水質が保たれるようにする必要がある。	水洗化普及に向けた指導や啓発活動を行い、公共下水道への接続を推進し、引き続き公共用水域の保全や生活環境の改善に努めます。（下水道河川総務課）	実施中	—
⑳下水道整備が概成する中、今後は整備から維持管理へと政策目標が移っていくので、整備率以外の指標も必要ではないだろうか（例えば下水道施設の質的要因、地方公営企業会計の収支や下水道料金などの指標等々）。	下水道事業を安定して運営していくうえで、平成27年度策定予定の下水道維持管理計画を踏まえ、整備率以外の指標の必要性について検討します。（下水道河川総務課）	参考とします	—
㉑雨水対策については、浸水の少ない安心、安全なまちづくりから、面整備の推進に伴い、雨水排除能力の拡大に加えて、貯留、浸透などの流出抑制対策をし、総合的な水環境のあり方を考えていく必要がある。	雨水対策については、貯留・浸透などの流出抑制対策として遊水機能土地保全事業や雨水貯留タンク設置奨励事業などを実施しています。また、一定規模の開発行為では貯留施設や浸透施設を義務付けています。水循環のあり方としては、雨水貯留タンク設置奨励事業などを通じて雨水利用の普及啓発を行っています。（下水道河川建設課）	実施中	—
㉒まちづくり全体を考えると下水道整備が行われていないから、中心的な場所で雨水の浸水が起こっているのが現状である。③課題認識とその解決に向けた取り組みの視点に総合的な水循環のあり方を広く考えていくとしているが、水循環水環境の計画もあり、推進されているとは言えない状況であり、計画の認識と実施が望まれる。	雨水対策については、貯留・浸透などの流出抑制対策として遊水機能土地保全事業や雨水貯留タンク設置奨励事業などを実施しています。また、一定規模の開発行為では貯留施設や浸透施設を義務付けています。水循環のあり方としては、雨水貯留タンク設置奨励事業などを通じて雨水利用の普及啓発を行っています。（下水道河川建設課）	実施中	—

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>経済部</p>
<p>政策目標</p>	<p>13 地域の魅力と活力のある産業のまち</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>49 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する(産業振興課) 50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全活用を進める(農業水産課) 51 充実感を持って働けるための就労を支援する(雇用労働課) 52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する(拠点整備課)</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①部局単独よりも他部局とも関連する政策目標が多いので、部局間の連携を図り、効果的かつ効率的な政策の立案・実行が求められる。 ②地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、個性ある個店の魅力づくりを関係機関と連携して支援する必要がある。 ③海や里山の自然に恵まれた地域の特性を生かした観光資源の開発や、既存の資源の有効活用を促進し、観光イベントを充実させる必要がある。 ④為替レート次第では観光客の大幅増加が予想される。これに対応した観光客誘致策が望まれる。加山雄三、サザンオールスターズを生んだ茅ヶ崎市は、音楽等のイベント演出にもっと積極的に取り組むべきではないか。数時間の滞在あるいは夜間の滞在は、いろいろな付加価値を生むものと思われる。鎌倉を歴史・文化観光の拠点とするならば、茅ヶ崎は海岸とあわせイベント観光を考えるべき。 ⑤まず商業都市としての機能の充実を図る構想が必要である。例えば街づくりのモデル地区として、同時に街づくり意識の活性化策として北口駅前から国道にかけての再生街づくりのための再構築マスタープランを作成すべきである。そしてこれ以上の既存商店街を破壊するような大型店の進出を阻止するための市条例の設置などを行うべきである。さらに今後市の将来を占うであろう茅ヶ崎ゴルフクラブ跡地の活用も国道134号の道の駅の計画とともに早急の案件として検討してもらいたい。そしてなによりも地域活性化策をリードする市の職員スタッフには一定期間の民間企業への出向制を採用し民間の手法を体験してもらい、効率かつ機能性を高める経済運営を行ってもらいたい。</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑥地場製品のブランド化、企業誘致、観光政策等の面で、政策の一定の効果が現れていると判断される。 ⑦地元の農水産物をブランド化し、観光振興に効果的に結びつけていることは評価できる。 ⑧地域の事業者、地元大学、関係団体間の多分野にわたる異業種間の連携をはかり、新たな観光ニーズを把握するとともに、それぞれの活動や地域の観光資源を融合した観光事業を実施し、観光客の誘客をはかることが地域経済の活性化を推進すると思われる。 ⑨広範囲にわたる施策展開がなされている。 ⑩経済政策は機動的展開を要するものとする。このような特性を考慮すると、政策評価に用いられている評価指標(市内事業所数と従事者数、耕地面積など)のようにスタティック^{*1}な指標は有効とは思われない。 ⑪ダイナミックな政策展開が必要な部局もあるのであるから、一律にスタティックな指標を用いるのはいかがなものか。 ⑫さがみ縦貫道路の開設にともない圏央地区からの人の流入が期待できる。しかし一方物流の向上により圏央の大手流通企業の進出が懸念される。できれば市内商業者の保護・育成のためにも大手の参入規制の方策を検討すべきである。</p> <p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑬企業誘致、観光振興等の政策にさがみ縦貫道路の開通を生かしてほしい。 ⑭地場製品のブランド化を確立し、地産地消を推進し、流通の明確化を検討しなければならない。 ⑮茅ヶ崎ブランドのワカメ、ひじき、肉牛等、えぼし岩一周遊らん船の誘客、ゆるキャラの普及を今後とも継続していく必要がある。 ⑯非常勤嘱託職員による部内業務の横断的な対応は興味深い。今後、その成果を明らかにしてほしい。</p>

<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>課題認識と解決への方策について</p>
	<p>⑰観光消費額の指標は重要な指標であるが、全体の消費額だけでは1人当たりの観光消費額が見えなくなってしまう。個々の観光客に市内でお金を使ってもらうことも観光振興として重要な施策と考えられるので、1人当たりの観光消費額の引き上げとその指標化も必要ではないだろうか。</p> <p>⑱インバウンド*2の誘致にも積極的に取り組むべきである。</p> <p>⑲商業、農業、漁業においては、担い手の高齢化や後継者不足の課題がある。</p> <p>⑳産業の魅力を向上させるためには、商店会に対する支援だけでなく、個店に対する支援を充実させる必要がある。</p>

*1：スタティック・・・静的な。ダイナミックと対義。

*2：インバウンド・・・海外から日本へ訪れる観光客

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①部局単独よりも他部局とも関連する政策目標が多いので、部局間の連携を図り、効果的かつ効率的な政策の立案・実行が求められる。</p>	<p>地域経済の活性化は、全庁的に取り組むべき課題であることから、基本構想の基本理念4「人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり」に属する都市部や建設部、下水道河川部をはじめ、その他各部局間との連携は重要であると考えています。今後も効果的かつ効率的な施策の実施に向けて、引き続き各部局との一層の連携を図ります。（産業振興課、農業水産課、雇用労働課、拠点整備課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、個性ある個店の魅力づくりを関係機関と連携して支援する必要がある。</p>	<p>従前から商工会議所や商店会連合会等の関係機関と連携し、商店会に対する支援を行うとともに、各種補助金や関係団体を通じて個店に対する支援を実施しています。今後も引き続き、商店会に対する支援を行いながら、魅力ある個店づくりに向けた支援を充実させます。（産業振興課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑩産業の魅力を向上させるためには、商店会に対する支援だけでなく、個店に対する支援を充実させる必要がある。</p>	<p>（産業振興課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③海や里山の自然に恵まれた地域の特性を生かした観光資源の開発や、既存の資源の有効活用を促進し、観光イベントを充実させる必要がある。</p>	<p>本市には、地域特有のすばらしい観光資源が有形のものだけでなく、無形のものも含め豊富にあり、これまでも、さまざまな団体の皆さまや市民の皆さまなどにより、観光資源を活用した取り組みを行っていただいています。引き続き、関係団体や実施主体となる実行委員会等と連携し、観光イベントの充実を図っていきます。（産業振興課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>④為替レート次第では観光客の大幅増加が予想される。これに対応した観光客誘致策が望まれる。加山雄三、サザンオールスターズを生んだ茅ヶ崎市は、音楽等のイベント演出にもっと積極的に取り組むべきではないか。数時間の滞在あるいは夜間の滞在は、いろいろな付加価値を生むものと思われる。鎌倉を歴史・文化観光の拠点とするならば、茅ヶ崎は海岸とあわせイベント観光を考えるべき。</p>	<p>（産業振興課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑤まず商業都市としての機能の充実を図る構想が必要である。例えば街づくりのモデル地区として、同時に街づくり意識の活性化策として北口駅前から国道にかけての再生街づくりのための再構築マスタープランを作成すべきである。そしてこれ以上の既存商店街を破壊するような大型店の進出を阻止するための市条例の設置などを行うべきである。さらに今後市の将来を占うであろう茅ヶ崎ゴルフクラブ跡地の活用も国道134号の道の駅の計画とともに早急の案件として検討してもらいたい。そしてなによりも地域活性化策をリードする市の職員スタッフには一定期間の民間企業への出向制を採用し民間の手法を体験してもらい、効率かつ機能性を高める経済運営を行ってもらいたい。</p>	<p>茅ヶ崎ゴルフクラブや道の駅、再生街づくりのための再構築マスタープランについては、所管の部局と連携し、必要に応じて検討を進めます。 大型店の進出については、市がまちづくりを進める中で、積極的に大型店を誘致するものではありません。また既存商店街や商店に対しては、引き続き時代の変化に応じた支援を行い、活性化を図ります。 民間企業への派遣研修については、すでに実施している研修の機会を捉え、経済部内の職員が積極的に参加するよう努めるとともに、より実効性の高い民間企業への研修について、研修担当部局と調整します。（産業振興課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑫さがみ縦貫道路の開設にともない圏央地区からの人の流入が期待できる。しかし一方物流の向上により圏央の大手流通企業の進出が懸念される。できれば市内事業者の保護・育成のためにも大手の参入規制の方策を検討すべきである。</p>	<p>（産業振興課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑧地域の事業者、地元大学、関係団体間の多分野にわたる異業種間の連携をはかり、新たな観光ニーズを把握するとともに、それぞれの活動や地域の観光資源を融合した観光事業を実施し、観光客の誘客をはかることが地域経済の活性化を推進すると思われる。</p>	<p>従来のイベント中心の誘客型観光を活用しつつ、地元大学や関係団体、市内事業者等、多分野異業種間との連携を図り、一年を通じ観光客が茅ヶ崎市を訪れるような持続可能な観光客集客型事業を企画・立案・実施することを目的として立ち上げた「地元から発信する旅づくり実行委員会」を中心に、地域の観光資源等を融合した観光事業に取り組んでいます。（産業振興課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑩経済政策は機動的展開を要するものと考え る。このような特性を考慮すると、政策評価に 用いられている評価指標（市内事業所数と従事 者数、耕地面積など）のようにスタティック*1 な指標は有効とは思われない。	基本構想においては、長期にわたって客観 的かつ総合的に評価できる指標とするため、 市内事業所数と従事者数を指標として採用し ており、これらの指標については、市が実施 する機動的な政策展開が結果となって表れて くるものと考えています。（産業振興課） 評価の指標として数値化を図る際に、農地 保全の視点から、施策を展開した結果、耕地 面積の減少を防いだ結果がわかる指標として います。（農業水産課）	参考と します	—
⑪ダイナミックな政策展開が必要な部局もある のであるから、一律にスタティックな指標を用 いるのはいかがなものか。			
⑭地場産品のブランド化を確立し、地産地消を 推進し、流通の明確化を検討しなければならない。	現在、ちがさき牛をはじめとしたブランド 化のPR支援を行っているが、引き続き支援 を行っていくとともに、2市1町（藤沢市、 寒川町、茅ヶ崎市）にて、広域連携の中で地 場産農産物のブランド化について検討を行っ ているところであり、引き続き検討します。 地産地消推進事業についても引き続き推進し ていくとともに、流通の明確化については、 平成23年度よりちがさき茅産茅消費及協議 会において、関係団体との協議を重ねてお り、今後も産業連携の観点も含めて活動を推 進していきます。（農業水産課）	実施中	—
⑮茅ヶ崎ブランドのワカメ、ひじき、肉牛等、 えぼし岩一周遊らん船の誘客、ゆるキャラの普 及を今後とも継続していく必要がある。	平成24年度に開始した本市の広報キャラ クターの着ぐるみを活用した観光PR活動 は、平成25年度のゆるキャラグランプリで は1580体中80位となるなど市観光協会 により活発に展開されているため、今後もエ ンターテインメント性のある印象に残る活動を 継続していきます。（産業振興課） 漁業振興のためのえぼしわかめ等の販売促 進のための取組を積極的に進めるとともに、 市内で唯一の肉牛の直売所等、PRを行うと ともに、買い物ツアー等の事業を実施する際 にも積極的に活用及びPRします。（農業水 産課）	実施中	—
⑯為替レート次第では観光客の大幅増加が予想 される。これに対応した観光客誘致策が望まれ る。加山雄三、サザンオールスターズを生んだ 茅ヶ崎市は、音楽等のイベント演出にもっと積 極的に取り組むべきではないか。数時間の滞在 あるいは夜間の滞在は、いろいろな付加価値を 生むものと思われる。鎌倉を歴史・文化観光の 拠点とするならば、茅ヶ崎は海岸とあわせイベ ント観光を考えるべき。	さがみ縦貫道路の全線開通等、本市を取り 巻く様々な社会経済状況の変化を観光振興の チャンスと捉え、観光振興を推進していくた めの基本的な方向性と具体的な戦略を定める （仮称）茅ヶ崎市観光振興ビジョンを本年1 2月に策定する予定です。今後は、本ビジョ ンに基づき、地域経済の活性化を推進しま す。（産業振興課） また、さがみ縦貫道路の全線開通によるメ リットを活かして、萩園（上ノ前）地区をは じめ市内への企業誘致に努めます。（産業振 興課・拠点整備課）	27年度 以降の 取り組み	—
⑬企業誘致、観光振興等の政策にさがみ縦貫道 路の開通を生かしてほしい。			
⑱インバウンド*2の誘致にも積極的に取り組む べきである。			
⑰観光消費額の指標は重要な指標であるが、全 体の消費額だけでは1人当たりの観光消費額が 見えなくなってしまう。個々の観光客に市内 でお金を使ってもらうことも観光振興として重 要な施策と考えられるので、1人当たりの観光消 費額の引き上げとその指標化も必要ではないだ ろうか。	観光客消費額については、年間の観光客数 に1人当たりの平均消費額を乗じた額です。 内容としては、宿泊費、飲食費、その他（土 産・サービス等）であり、各項目について事 業者、関係団体等と連携し、増加を目指して いきます。1人当たりの観光客消費額の指標 化については、第3次実施計画において検討 していきます。（産業振興課）	第3次 実施計画	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑱商業、農業、漁業においては、担い手の高齢化や後継者不足の課題がある。</p>	<p>商業においては、茅ヶ崎に魅力を感じ、新たに出店する事業者もありますが、担い手の高齢化や後継者不足の課題を抱えている事業者もいます。このため、関係機関と連携を図りながら、個店に対する施策を総合的に取り組む中で、これらの課題の解消を目指します。 （産業振興課）</p> <p>担い手の高齢化、後継者不足の問題については、大きな課題であり、高齢化に対しては労働力の解消につながる援農ボランティア制度の運用や、新規就農を目指す人の研修先としての斡旋などを行っています。また、後継者不足の課題に対しては、非農家からの新規就農希望者への支援や、法人の参入支援等、神奈川県と密に連携し、実施しています。今後とも、これらの支援に積極的に取り組みます。 （農業水産課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	農業委員会事務局
政策目標	14 農地の適正で有効な利用を図る
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	農地の適正で有効な利用を図る（農業委員会事務局）
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①法人参入の拡充等、農業政策の規制緩和が段階的に進んでいるため、それらを生かしながら柔軟かつ効果的な農地政策を策定し実施してほしい。</p> <p>②新規就農者、受け入れ支援の徹底した取り組み、耕作放棄地の解消、農地有効利用を図るためには、農地情報の把握が必要であるため、農地基本台帳を整備する必要がある。</p> <p>③高齢化の進展、経済の変容に伴い、耕作放棄地の増加は必須と思われる。農地管理の立場に立つと、現在の農地事務はざわめて重要といえるが、今後は広い視野に立った「土地利用政策」として取り組むべきであると思われる。</p> <p>④改めて問題点を明らかにしつつ解決策を見出すことが切に望まれる。</p> <p>⑤茅ヶ崎市の農業は、都市部の農業として、茅ヶ崎らしさを保つ景観や自然環境の保全、地産地消、そこから発生する産業の場として、重要であると考えている。それにしても、農地転用に関してもひどい状況が続いており、産業廃棄物置き場や残土捨て場になり、回復できない状況になっている。経済部の農業水産課と共に、茅ヶ崎の農業のあり方を抜本的に検討し、具体的な施策を実施してほしい。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	<p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑥耕作放棄地には法律や人間関係が複雑に絡んでおり、その中で耕作放棄地の解消という政策に地道に取り組み、一定の効果が得られていることは高く評価できる。</p> <p>⑦新規就農者受け入れ支援、農地情報の提供に伴い、耕作放棄地の解消していく必要がある。</p> <p>⑧今全国の農業者の一番の問題は、相続における耕作放棄地の増大である。高齢化や後継者難から農業の継続性が断たれ、形だけの農地が増大していることである。これに対し国の法人参入の規制緩和や県の農地管理中間機構など新しい制度をよく研究し、またそれを上手に利用する研究が必要である。これからはますます相続農業者にとっては、耕作地対策が納税問題も含め大きな経済負担になってくるからである。</p> <p>⑨多様化する農業委員会への議案に的確に対応するため、関係法令の研修や専門知識の習得する必要がある。</p> <p>⑩国、県、農地所有者等との間の複雑な調整を行いながら、政策目標達成に向けた努力がなされている。</p>
	<p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑪高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加を防ぎ、優良農地を保全するためには意欲ある農業者や新規就農者への農地の斡旋、貸し借り等農地情報の把握管理が不可欠である。</p> <p>⑫データの電子システム化については、国、県等との間の調整が必要との説明があった。茅ヶ崎市だけでは困難な課題であるが、今後の政策展開上、電子システム化は必須と思われる。調整の進展に期待する。</p>
	課題認識と解決への方策について
<p>⑬他の自治体よりも遅れている農地基本台帳の電子システム化を急ぐべきである。</p> <p>⑭耕作放棄地の増加は近隣農地への被害や火災、不法投棄を誘発するため農業委員を中心にパトロールを実施し、農地の状況を把握して農地の適正管理を地権者に指導する必要がある。</p>	

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①法人参入の拡充等、農業政策の規制緩和が段階的に進んでいるため、それらを生かしながら柔軟かつ効果的な農地政策を策定し実施してほしい。	内閣府の「規制改革会議」の答申が出され、国の農業政策が今後さらに推進されます。それらの情報を的確に把握し、本市の現状に即した政策を関係機関とも連携し研究実施します。		
⑧今全国の農業者の一番の問題は、相続における耕作放棄地の増大である。高齢化や後継者難から農業の継続性が断たれ、形だけの農地が増大していることである。これに対し国の法人参入の規制緩和や県の農地管理中間機構など新しい制度をよく研究し、またそれを上手に利用する研究が必要である。これからはますます相続農業者にとっては、耕作地対策が納税問題も含め大きな経済負担になってくるからである。		26年度 下半期 以降の 取り組み	事業実施の考 え方及び実施 方法
②新規就農者、受け入れ支援の徹底した取り組み、耕作放棄地の解消、農地有効利用を図るためには、農地情報の把握が必要であるため、農地基本台帳を整備する必要がある。	平成23年度より実施している農地利用状況調査の精度の向上及び均一化を図るとともに農地法に位置づけされた農地台帳を電子データで整備します。整備したデータを新規就農者や担い手等に広く公表し、農地の有効活用を推進します。		
⑩高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加を防ぎ、優良農地を保全するためには意欲ある農業者や新規就農者への農地の斡旋、貸し借り等農地情報の把握管理が不可欠である。		26年度 下半期 以降の 取り組み	事業実施の考 え方及び実施 方法
⑫データの電子システム化については、国、県等との間の調整が必要との説明があった。茅ヶ崎市だけでは困難な課題であるが、今後の政策展開上、電子システム化は必須と思われる。調整の進展に期待する。			
⑬他の自治体よりも遅れている農地基本台帳の電子システム化を急ぐべきである。			
③高齢化の進展、経済の変容に伴い、耕作放棄地の増加は必須と思われる。農地管理の立場に立つと、現在の農地事務はきわめて重要といえるが、今後は広い視野に立った「土地利用政策」として取り組むべきであると思われる。	都市計画課や企画経営課等の土地利用担当課との連携を密にし、今後も「都市計画に関する連絡調整会議」等に積極的に参画します。	26年度 下半期 以降の 取り組み	事業実施の考 え方及び実施 方法
④改めて問題点を明らかにしつつ解決策を見出すことが切に望まれる。	農業委員の持つ経験、知識、地域情報を活用し、耕作放棄地解消に向け取り組みます。	27年度 以降の 取り組み	事業実施の考 え方及び実施 方法

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑤茅ヶ崎市の農業は、都市部の農業として、茅ヶ崎らしさを保つ景観や自然環境の保全、地産地消、そこから発生する産業の場として、重要であると考えている。それにししては、農地転用に関してもひどい状況が続いており、産業廃棄物置き場や残土捨て場になり、回復できない状況になっている。経済部の農業水産課と共に、茅ヶ崎の農業のあり方を抜本的に検討し、具体的な施策を実施してほしい。</p>	<p>農地は、食料の供給のみでなく、農業が継続して行われることにより、私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしています。水田は、雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また美しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれます。こうしためぐみは、お金で買うことができないものです。この農地の持つ多面的機能の維持のため優良農地の保全は、特に重要と考えています。</p> <p>しかしながら、農家の高齢化や後継者不足により、持続的な生産活動や維持管理活動が低下し、農地の持つ様々な恵みが失われつつあります。一度転用された農地、長年耕作放棄された農地については、その復元は非常に困難なものです。一度耕作をやめて数年経てば、農地の原形を失うほど荒れてしまいます。</p> <p>農業委員会では、農地の利用状況調査を毎年実施して、今後の意向等を確認しています。また、農家の相続による農地取得による場合も少なくないため、自らの耕作が困難な場合は、農業水産課との連携により、農業経営基盤強化促進法による新規就農者等への利用権設定や特定農地貸付法による市民農園開設など耕作放棄地解消に取り組むとともに、農業水産課との連携事業である「農業体験プロジェクト」の事業実施用地として活用するなどして発生予防にも取り組んでいます。</p> <p>耕作放棄地の増加も一因と思われませんが、農地の転用については、県の許認可事務であり、農地法の許可基準に基づき申請内容を審査し、農業委員、県職員による現地の確認を行った後、農業委員会総会で審議し県に意見を進達しており、農地の無秩序な開発を抑止すべく適正かつ厳格な対応をしています。</p> <p>違反転用については、予防・初動・連携が重要と考え、農地所有者への啓発及び農業委員による農地パトロールを実施して早期発見、現地確認に努め、届出や違反であることを理解させて神奈川県と連携して是正指導を行い農地の保全に努めて行きます。</p> <p>政府の進めている構造改革の中で、優良農地の保全、農地の集積、耕作放棄地解消のための農地中間管理機構が設置され、多面的機能を評価した日本型直接支払制度の導入も検討されており、その改革に対応すべく農地基本台帳の整備や全国統一される地図情報、農地情報のインターネット公開の整備を進め、農地としての利活用を推進します。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>⑦新規就農者受け入れ支援、農地情報の提供に伴い、耕作放棄地の解消していく必要がある。</p>	<p>JAや農業水産課とも連携し、新たな担い手となる新規就農者支援を引き続き行います。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>⑨多様化する農業委員会への議案に的確に対応するため、関係法令の研修や専門知識の習得する必要がある。</p>	<p>神奈川県や神奈川県農業会議等が開催する研修会や土地、税務等に関する研修にも参加し知識習得に努めます。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>⑭耕作放棄地の増加は近隣農地への被害や火災、不法投棄を誘発するため農業委員会を中心にパトロールを実施し、農地の状況を把握して農地の適正管理を地権者に指導する必要がある。</p>	<p>平成23年度より毎年実施している農地利用状況調査に基づき、必要に応じて農地所有者等へ口頭または、文書による指導を行うとともに、悪質な違反転用者には県とも連携した対応を推進します。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	企画部
政策目標	15 社会の変化に対応できる行政経営
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	53 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする(秘書広報課)
	54 先を見据えた政策を実現する(企画経営課)
	55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる(広域事業政策課)
	56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる(情報推進課)
	57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める(施設再編整備課)
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①遅れているとする厳しめの評価から担当部の危機感がうかがわれる。説明や提出書類も完成度が高い。都心から一時間圏という微妙な位置状況にあり、今後、持続的に成長していけるかどうか、今、岐路にあるといえる。さがみ縦貫道路開通など、大きなインフラ整備もあることから、今後も指標を注視しながら、着実にまちづくりを進めてほしい。</p> <p>②政策目標に向けた取り組みは総じて評価されるが、これからの社会で最も大切なことは、少子化、高齢社会への対応だと思う。茅ヶ崎をめぐる交通インフラの整備も大切だが、少子化を止めることが最優先であり、若者がこどもと住みたい町づくりが望まれる。</p> <p>③企画部の政策は、市の頭脳というべきところであるから、しっかりと世間の流れを捉えつつ、周辺市町村に遅れをとらぬよう、また国県との交渉も頑張ってもらいたい。</p> <p>④システムエンジニアは業者でよいが、その流れの指示がしっかりできる人材の育成等も、しっかりと頑張ってもらいたい。</p> <p>⑤広域連携は市民サービス向上のため必要な場合もあるが、責任のあり方、決め方(施策を決定する場合の市民参加手法など)が不透明になるので、注意が必要だと考える。今後、条例等による規定が課題と考えられる。</p> <p>⑥①政策目標の達成状況及び効果の状況の中で、「茅ヶ崎市総合計画基本構想を実現するために第1次実施計画を市民の意見を踏まえて策定し、第1次実施計画の評価(外部評価を含む)や市民の意見を踏まえて第2次実施計画を策定することでPDCAによるマネジメントを実施してきたが、市政や市民サービスへの満足度をさらに上げていくための改善が必要である。」とあるが、評価の方法をどうするか、意味のあるものにするための改善が必要と考える。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況
	<p>⑦厳しめの評価だが、住み続けたいと思う市民の割合や、行政サービスへの満足度評価等を工夫しながら、一定の方向性を出すことに成功している。引き続き現指標を用いながら、さらによい結果がでるように政策努力してほしい。</p> <p>⑧特定財源の国県支出金を中心に大幅に増加する計画となっており、新庁舎の建設との関係もあり、増加していると思うが、市の努力と政策目標達成に大きく進んでいると評価される。</p> <p>⑨時代の変化に対応した政策目標に変えていく必要性を感じる。広報も方向性的には、広報、ホームページから、スマートフォン・SNS等の対応と考えられているが、スピード感が感じられない。その点をしっかりお願いしたい。また既存ですでに行っているtwitterの活用はその性格を十分踏まえ最大限の効果が得られるよう検討してほしい。</p> <p>⑩国県よりの権限移譲等、市のかなめの政策担当ということで、周辺自治体に遅れを取らぬようしっかり交渉して、できれば半歩先に行けるぐらいのスピード感がほしいところである。</p> <p>⑪権限移譲による諸課題の推進は大いに評価できる。</p> <p>⑫さがみ縦貫道路についての記載があるが、単に地域の要望を取り入れれば良いのではないと考える。この工事に伴う新湘南の側道に植栽が行われたが、雨が当たらないため、枯れてしまっている箇所がたくさんある。専門性がないため、地域住民に対して明確な対応ができていない。</p> <p>⑬相模川の築堤工事についても同じで、築堤上のアスファルト舗装について、地元自治会の要望だけを聞いて、後で庁内の連携ができていなくて申し訳なかったと頭を下げたことなどは評価に入らないのかと思う。</p>

<p>総計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑭情報化にかかる政策については、現時点では、効果が不明である。投資額も大きく、より効率的な政策運営ができるよう、また、手遅れにならないよう、しっかり政策運営してほしい。</p> <p>⑮システムの最適化は最終段階に入るが、今後のマイナンバー制度等にも向けて準備も必要であり、大変ではあるがしっかり頑張してほしい。</p> <p>⑯近隣市町との広域連携を進めたことは大いに評価される。事務の効率化だけでなく、社会、文化交流拡大の基礎にもなると思う。</p> <p>⑰市役所本庁舎の整備事業には市民から大きな期待が寄せられている。市民サービスの充実が望まれる。</p> <p>⑱公共施設の再編は、今後の大きな課題であるが、新規の物件も増えており、財政事情をしっかりと見つめつつ、優先順位をつけ、時には取捨選択も必要と思われる。</p> <p>⑲新しい公共の視点を踏まえつつも、しっかりと次世代に向けての人づくり、組織作りについても継続的に考えてほしい。</p> <p>⑳広域連携によるさらなる相互施設の利用等の促進を検討頂きたい。特に運動施設関係。</p>
	<p>課題認識と解決への方策について</p>
	<p>㉑ホームページのアクセス件数を指標とすることについては、工夫がほしい。また、Facebookやtwitterも活用して、より有効な広報に努めてほしい。</p> <p>㉒広報については、市民への情報手段として重要であり、コンピュータによる情報発信も大事である。高齢社会においては文章による伝達が最も有効だと思う。</p> <p>㉓ホームページ・スマートフォン対応・SNS対応は若年及び中年層のアクセシビリティ向上等の成果を期待する。</p> <p>㉔ホームページについては、市民にとっての見やすさや内容の充実について、まだまだである。その前に各担当課がイントラから情報を記載した場合に、必ず市民の側の目線で、ホームページからの確認をするべきである。基本的な事だが全庁的に確認をしないため、誤字脱字やまちがった内容、記載順や書き方の方法など、改善すべきことが多い。また、ホームページを見られる環境にある人、ホームページを見ている人の調査もすべきである。</p> <p>㉕行政データのオープン化については、オープンした量ではなく、活用数及びダウンロード数が評価なので、市民ニーズに合わせ一本ずつでもオープン化すべき。</p> <p>㉖広域行政等に関しては、新中核市への移行など、目標を明確に掲げて取り組むことが必要である。</p> <p>㉗相模川の築堤や緊急輸送路となりうる国道道の整備については、一步踏み込んだ近隣市まちとの連携意見交換が必要である。</p>

企画部

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①遅れているとする厳しい評価から担当部の危機感がうかがわれる。説明や提出書類も完成度が高い。都心から一時間圏という微妙な位置状況にあり、今後、持続的に成長していけるかどうか、今、岐路にあるといえる。さがみ縦貫道路開通など、大きなインフラ整備もあることから、今後も指標を注視しながら、着実にまちづくりを進めてほしい。</p>	<p>本市は、東京や横浜から多少の距離があるものの、温暖な気候と豊かな自然に恵まれているために、子育て層の流入が継続し、住宅都市として発展してきましたが、近年では居住地の条件として、勤務地への近さに対するニーズが高まっていることから、本市の住宅都市としての優位性が低下することが懸念されます。大きなインフラ整備や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を課題と好機の両面から捉えたうえで基本構想の中間見直しや実施計画の策定を行い、計画的に政策を展開していくことで、持続的に発展できるまちづくりを進めます。（企画経営課）</p>	基本構想	—
<p>③企画部の政策は、市の頭脳というべきところであるから、しっかりと世間の流れを捉えつつ、周辺市町村に遅れをとらぬよう、また国県との交渉も頑張ってもらいたい。</p>	<p>国県との交渉については、同じ課題を抱えている近隣自治体とも連携し、要望を市長会や政党などを通じて行っていくと共に、関係機関にも働きかけを行っていきます。また、市民の安全・安心な生活を確保するため、国や県と連携を密に図りながら、幹線道路や河川等の整備促進を推進します。（広域事業政策課）</p>		
<p>②政策目標に向けた取り組みは総じて評価されるが、これからの社会で最も大切なことは、少子化、高齢社会への対応だと思う。茅ヶ崎をめぐる交通インフラの整備も大切だが、少子化を止めることが最優先であり、若者がこどもと住みたいまちづくりが望まれる。</p>	<p>本市においても少子高齢化への対応は、重点的に取り組んでいく課題の一つです。現在、豊かな長寿社会に向けたまちづくりについて、有識者の方々のご協力をいただきながら、検討を行っています。その中では、高齢者が生きがいを持って活躍できるまち、健やかな生活を営み、住み続けられるまち、子どもを生み育てやすく、子育て層が住みやすいまちを目指し、総合的な検討を行っています。今後は、本年秋頃に本市としての方向性を示し、その後、市民、民間事業者等と連携しながら、また庁内横断的な取り組みとして施策を推進していきます。（企画経営課）</p>	基本構想	施策目標54の施策のねらいに追加
<p>④システムエンジニアは業者でよいが、その流れの指示がしっかりできる人材の育成等も、しっかりと頑張ってもらいたい。</p>	<p>職員人材育成については、これまでも地方公共団体情報システム機構の主催する研修会に参加しシステム知識のみではなくマネジメント力や経営知識等バランス感覚を持ち併せた人材の育成を図ってきました。また、平成25年度からは知識を習得できる機会として研修会への参加者を、情報推進課の職員に限定することなく、システムを導入しているさまざまな課の職員を対象として庁内全課に拡大しています。今後は、庁内情報化の推進のために設置したITリーダーやITリーダー補助者の活用強化を含め習得した能力を継続して発揮できる仕組みを検討します。（情報推進課）</p>	参考とします	—
<p>⑤広域連携は市民サービス向上のため必要な場合もあるが、責任のあり方、決め方（施策を決定する場合の市民参加手法など）が不透明になるので、注意する必要があると考える。今後、条例等による規定が課題と考えられる。</p>	<p>他の自治体と連携して事務を行っていく場合の手法は、協議会や事務の委託、機関等の共同設置など様々な手法があります。市民へは、より生活に直結する等の視点から意見を求めていくことを考えており、ホームページを始めとし、連携する自治体と協議を重ね適切な方法で周知しています。さらに、議会に対しては、適宜情報提供をし、ご意見をいただいています。また、政策を決定する手続きは各自体によって様々です。そのため、連携手法の決定等については条例等では規定せず、事務の性質や枠組み（規模）等を考慮し、それぞれの自治体の意向を尊重し検討しています。（広域事業政策課）</p>	実施中	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑥①政策目標の達成状況及び効果の状況の中で、「茅ヶ崎市総合計画基本構想を実現するために第1次実施計画を市民の意見を踏まえて策定し、第1次実施計画の評価（外部評価を含む）や市民の意見を踏まえて第2次実施計画を策定することでPDCAによるマネジメントを実施してきたが、市政や市民サービスへの満足度をさらに上げていくための改善が必要である。」とあるが、評価の方法をどうするか、意味のあるものにするための改善が必要と考える。</p>	<p>本市の総合計画については、政策目標・施策目標を達成に向けて効果的、効率的に政策、施策また事業を展開していくために、PDCAマネジメントにより進行管理を行っています。PDCAの過程の中では、評価という作業が重要であり、評価方法については、外部評価の方法も含めて総合計画審議会や行政改革推進委員会のご意見も伺いながら、検討、実施してきたところです。</p> <p>評価方法においては、作業時間や労力を踏まえた実行性と評価項目の細分化等による現実性のバランスなど難しい課題もありますが、改善を重ねながら実施してきました。</p> <p>今後も、評価を実施する中で抽出された課題を踏まえ、効果的、効率的な評価となるよう改善を進めていきます。（企画経営課）</p>	<p>27年度以降の取り組み</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>
<p>⑦厳しめの評価だが、住み続けたいと思う市民の割合や、行政サービスへの満足度評価等を工夫しながら、一定の方向性を出すことに成功している。引き続き現指標を用いながら、さらによい結果がでるように政策努力してほしい。</p>	<p>茅ヶ崎市に住み続けたいという定住志向と複雑化・多様化する市民ニーズや時代の変化に迅速に対応した市民サービスが提供できているかを測ることで、政策・施策目標の達成に向け、PDCAマネジメントサイクルのもと、今後も調査結果を踏まえた事務事業の組み立てや改善に取り組むなど、公民連携を進め、事業実施主体の適正化を図ります。（企画経営課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑧時代の変化に対応した政策目標に変えていく必要性を感じる。広報も方向性的には、広報、ホームページから、スマートフォン・SNS等の対応と考えられているが、スピード感が感じられない。その点をしっかりお願いしたい。また既存ですで行っているtwitterの活用はその性格を十分踏まえ最大限の効果が得られるよう検討してほしい。</p>	<p>市民ニーズに的確に対応するため、広報紙をはじめ、様々な広報媒体の強みを生かすメディアミックスによる情報発信を実施しています。引き続き、観光、防災情報に限らずツイッターを活用した発信情報の拡大を図るとともに、諸課題を整理し、フェイスブックを活用した情報発信体制の早期実現に向けた取り組みを進めます。なお、ツイッターについては、7月1日より「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書」に基づき寒川町のイベント情報等についても発信しています。（秘書広報課）</p>	<p>26年度下半期以降の取り組み</p>	<p>—</p>
<p>⑩国県よりの権限移譲等、市のかなめの政策担当ということで、周辺自治体に遅れを取らぬようしっかり交渉して、できれば半歩先に行けるぐらいのスピード感がほしいところである。</p>	<p>権限移譲等が一括法で進められてきました。今年度からは権限移譲や地方に対する規制緩和の提案募集方式が開始され、本市としてまた、特例市市長会としても活用することを検討しています。住民サービスの向上や事務の効率化につながる権限を積極的に移譲を受けていくよう庁内的に取り組んでいきます。（広域事業政策課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>—</p>
<p>⑫さがみ縦貫道路についての記載があるが、単に地域の要望を取り入れれば良いのではないと考える。この工事に伴う新湘南の側道に植栽が行われたが、雨が当たらないため、枯れてしまっている箇所がたくさんある。専門性がないため、地域住民に対して明確な対応ができていない。</p>	<p>さがみ縦貫道路や都市計画道路藤沢大磯線の整備に伴い、周辺地域の環境悪化防止対策として、地域の皆様の意見や関係機関との協議等を経て植栽を行いました。しかしながらご意見にありますように場所によっては大部分が枯れた状態にあることから、現在、自治会の皆さまや関係機関、専門知識を有する職員等の意見をうかがいながら、当該場所に適した植物の再検討等について協議、調整を行っています。（広域事業政策課）</p>	<p>26年度下半期以降の取り組み</p>	<p>事務実施方法の再検討</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑬相模川の築堤工事についても同じで、築堤上のアスファルト舗装について、地元自治会の要望だけを聞いて、後で市内の連携ができていなくて申し訳なかったと頭を下げたことなどは評価に入らないのかと思う。</p>	<p>堤防の天端舗装は地域の要望とともに、堤防への雨水浸透対策や災害時の緊急車両の通行等の必要性による国の方針等から行いました。しかしながら、国や市内での連携が不十分で情報共有が十分図れなかったため、市民団体の皆さまには情報提供が大変遅くなってしまったことから、今後は国や市内各課と連携を密に図り、市民の皆様等に対して迅速に情報提供を行っていきます。（広域事業政策課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑭情報化にかかる政策については、現時点では、効果が不明である。投資額も大きく、より効率的な政策運営ができるよう、また、手遅れにならないよう、しっかり政策運営してほしい。</p>	<p>情報にかかる政策については、その投資額の大半を占める情報システム最適化計画の実施期間途中であることから、効果を明確に示す事ができませんが、計画を実施するに当たっては、RFIを行いカスタマイズの抑制を図り、ホストコンピュータの契約を見直す等の取り組みを行い、費用対効果の向上を図っています。また現在、効率的な政策運営の継続的な取り組みとして、情報システム・機器等の導入企画における一連の手続きを標準化し、その具体的な進め方を定め、運用手法の見直しを進めています。今後は、見直した運用手法により、情報化にかかる政策運営の効率化を図ります。（情報推進課）</p> <p>※RFI：（Request for Information）情報システムの導入や業務委託を行うにあたり、発注先候補の業者に、調達条件などを決定するために必要な情報を集めるために情報提供を依頼する文書</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑮システムの最適化は最終段階に入るが、今後のマイナンバー制度等にも向けて準備も必要であり、大変ではあるがしっかり頑張してほしい。</p>	<p>マイナンバー制度については、システム改修だけでなく、個人情報保護や条例規則の改正も含めた一体的対応が求められるため、導入準備のための市内会議による部局間情報連携を図り、国からの指示等に適切に対応します。（企画経営課）</p>	<p>基本構想</p>	<p>施策のねらいに追加</p>
<p>⑯近隣市町との広域連携を進めたことは大いに評価される。事務の効率化だけでなく、社会、文化交流拡大の基礎にもなると思う。</p>	<p>広域連携の取組としては、事務の効率だけでなく住民サービスの向上や地域の活性化につながる事業の取組についても検討しています。藤沢市と寒川町との取組では美術館を活用した企画展を、また住民が相互に交流する場として合唱祭を開催しています。寒川町とは、歴史・文化財等の普及事業や生涯学習事業の実施に向け検討しています。（広域事業政策課）</p>	<p>27年度以降の取組み</p>	<p>—</p>
<p>⑰市役所本庁舎の整備事業には市民から大きな期待が寄せられている。市民サービスの充実が望まれる。</p>	<p>新庁舎が整備されることは、本市にとって仕事の仕方を抜本的に見直す大きなチャンスであると考えています。次期経営改善方針を策定する際には、事務事業の外部化を含め、市民サービスの質的向上が図れるよう、ゼロベースで事業手法の見直しを進めます。（企画経営課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>—</p>
<p>⑱公共施設の再編は、今後の大きな課題であるが、新規の物件も増えており、財政事情をしっかりと見つめつつ、優先順位をつけ、時には取捨選択も必要と思われる。</p>	<p>「公共施設整備・再編計画（改訂版）」の事業計画シミュレーションは、社会、経済状況の変化や将来にわたる財政推計を踏まえて、設計や基本計画などすでに策定済みの公共施設を軸とし、整備する優先順位をしっかりと見極め、茅ヶ崎市総合計画実施計画と連携を図ります。（施設再編整備課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>実施計画事業で対応を検討</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑱新しい公共の視点を踏まえつつも、しっかりと次世代に向けての人づくり、組織作りについても継続的に考えてほしい。	「新しい公共」と「行営経営の展開」という2つの市政の基軸による行政運営を担う人材育成を進めるため、人材育成基本方針の「あるべき職員の姿」に基づき、職員に求められる能力・役割を果たすことができるよう、今後も、政策形成能力・マネジメント能力、協働についての理解を深める研修を行い、今後も時代の変化などに対応した研修の実施に取り組み、まちづくりの目標体系と組織を連動させた総合計画の進行管理を進めます。あわせて庁内分権のあり方について検討を進め、さまざまな行政課題に柔軟に対応できる組織を目指します。（企画経営課）	第3次実施計画	—
⑳広域連携によるさらなる相互施設の利用等の促進を検討頂きたい。特に運動施設関係。	施設の相互利用については、広域連携で取り組む課題としてとらえています。藤沢市と寒川町と検討したなかで、プール、体育館の個人利用、トレーニング室の相互利用が出来るようになっていきます。また、寒川町と野外体育施設の相互利用については、推進計画にも位置付けており積極的に検討していきます。（広域事業政策課）	27年度以降の取り組み	—
㉑ホームページのアクセス件数を指標とすることについては、工夫がほしい。また、Facebookやtwitterも活用して、より有効な広報に努めてほしい。	トップページのアクセス件数は、減少傾向ですが、ページ全体のアクセス数は増加しています。そのため、トップページに加え、ページ全体のアクセス件数についても次期基本構想の政策目標の指標に追加します。引き続き、ホームページの更なる充実に努めるとともに、27年度を目途にソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した情報発信に関する運用基準を策定する等、新たな広報媒体を活用した効果的な情報発信体制の確立を目指します。（秘書広報課）	基本構想	政策目標の指標に追加
㉒広報については、市民への情報手段として重要であり、コンピュータによる情報発信も大事である。高齢社会においては文章による伝達が最も有効だと思う。	本市の広報の基幹媒体である「広報ちがさき」は、毎月2回、自治会を經由して市民に配布するほか、公共施設等にも配架しています。また、写真やイラスト等を多く用いることで親しみや興味を持っていただけるデザインとするよう心掛けています。なお、特に若年層が広報紙から市政情報入手していない等の課題があるため、引き続き若年層も含め、誰もが見やすく、分かりやすい魅力ある広報紙の作成に努めます。（秘書広報課）	基本構想	施策目標53の施策のねらい（イ）を修正
㉓ホームページ・スマートフォン対応・SNS対応は若年及び中年層のアクセシビリティ向上等の成果を期待する。	ホームページは、26年11月にリニューアルを図り、全ページスマートフォン対応とする等、アクセシビリティ、利用しやすさの更なる向上を図ります。引き続きホームページの充実とあわせて、観光、防災情報に限らずツイッターを活用した発信情報の拡大を図るとともに、フェイスブックを活用した情報発信体制の早期実現に向けた取り組みを進めます。（秘書広報課）	26年度下半期以降の取り組み	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>②4 ホームページについては、市民にとっての見やすさや内容の充実について、まだまだである。その前に各担当課がイントラから情報を記載した場合に、必ず市民側の目線で、ホームページからの確認をするべきである。基本的な事だが全庁的に確認をしないため、誤字脱字やまちがった内容、記載順や書き方の方法など、改善すべきことが多い。また、ホームページを見られる環境にある人、ホームページを見ている人の調査もすべきである。</p>	<p>市ホームページについては、各ページの「お問い合わせフォーム」等でいただいたご意見も参考にしながら、随時改善を図るとともに、「見やすさ」や「わかりやすさ」を主眼に置いたホームページを作成するための「職員研修会」についても継続的に実施しています。また、「茅ヶ崎市政アンケート調査」を活用し、市政情報を得ている広報媒体の調査を実施することで、市ホームページをご覧になられている市民の把握にも努めているところです。</p> <p>引き続き、スマートフォン対応など、誰もが見やすく、わかりやすいホームページの構築を進めます。（秘書広報課課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②5 行政データのオープン化については、オープンした量ではなく、活用数及びダウンロード数が評価なので、市民ニーズに合わせて本ずつでもオープン化すべき。</p>	<p>行政データのオープン化につきましては、今年度中に専用サイトの公開を目指し運用基準や利用規約の準備を進めています。公開に当たっては対応可能なものから順次公開するとともに利用状況が把握できる仕組みを取り入れ市民ニーズに対する評価を実施します。（情報推進課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②6 広域行政等に関しては、新中核市への移行など、目標を明確に掲げて取り組むことが必要である。</p>	<p>地方自治法が改正され、中核市制度と特例市制度が統合されたため、中核市について調査研究を積極的に進めていき明確な目標を掲げていけるように取組みます。（広域事業政策課）</p>	<p>第3次 実施計画</p>	<p>—</p>
<p>②7 相模川の築堤や緊急輸送路となりうる国県道の整備については、一歩踏み込んだ近隣市まちとの連携意見交換が必要である。</p>	<p>相模川の築堤整備や主要幹線道路の整備促進について、平塚市、寒川町、大磯町と協議会を組織し、幹事会や委員会等で意見交換等や毎年、国や国会議員等に対して要望活動を行っています。今後も、近隣市町と連携を密に図りながら、築堤や道路整備の促進について取組みます。（広域事業政策課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>総務部</p>
<p>政策目標</p>	<p>16 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>58 市民と行政が協力して自治の進展を図る（市民自治推進課） 59 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる（職員課） 60 市が保有する情報を総合的に管理する（行政総務課） 61 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う（市民課） 62 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する（文書法務課） 63 北部の行政拠点を充実する（小出支所）</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①この政策は、種々雑多な施策から成り立っているが、そのうち、職員の内部管理に関する指標がもともと少ない。人事評価の結果の反映が引き続き一部にとどまり、職員数は増加しているなど、職員関連部分については、順調に進んでいるところか、大いに遅れていると言わざるを得ない。この部分に関しては、指標設定をはじめ、施策のあり方を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>②「組織も制度の人なり」、住民を主体とする地方自治の実現と地域の潜在力を生かした多様性あるまちづくりのため、自らの頭で考え、行動を起こすことができる人材を育成する東京財団の週末学校等の実践的な研修に参加する職員を育て、その意欲を評価する組織文化と仕組みづくりを強く望みたい。</p> <p>③多くの政策課題とその取り組みについては、大変努力されており、職員の方々の理解の下に推進されることを望む。</p> <p>④地方分権が進み、条例立案能力によって各自治体の能力が問われることになってきた。茅ヶ崎市の新しい条例を見ていると、今まで通りの簡単な条例を策定して、その補足を要綱でしていることが多い。本来、茅ヶ崎市が市民との約束で条例をつくって行政運営を行なうわけであるから、ぜひ条例の中に入れてほしい。要綱行政は何ら法的根拠がなく、市民に知らされない状況で決定されてしまうため、自治基本条例にも反する状況である。今後の職員の能力アップはまだ不十分であり、より積極的に行なうべきである。</p> <p>⑤少し心配なのは、この施策の実施状況が市民にどのように伝わるのか気になる。高齢社会の中に浸透するようお願いする。</p> <p>⑥「課題認識と解決への方策についてのコメント」に記述のとおり、最小の予算で、最大の効果を求め、日々の改善努力及び必要な研修による知恵の向上に努め、頑張ってもらいたい。</p> <p>⑦行政文書や各種資料の適正管理や市政に関する情報提供は、市民と認識を共有し、民間と連携して行政活動を展開していく際の組織横断的な基礎・土台となる部分である。地道な業務であるが、「それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営」の基盤として、職員には、政策法務とともにその重要性を認識させていくような取り組みが継続的に行われることを期待したい。</p> <p>⑧目標達成に向けて着実に実行されたい。</p> <p>⑨市民と行政が協力して自治の発展を図るために、互いを知り、違いを理解し、相互に学び合う必要がある。よって、民間企業やNPOの人材が市役所内で研修する人事交流の検討を望む。</p> <p>⑩順調とは言い難い。</p> <p>⑪職員の採用方法、その後の人材育成、管理職のあり方等によって職員が十分な能力を出して行政運営ができる事は行政にとって、一番の課題である。しかし、地方分権や多様性により、まちづくりに対する専門性が必要になっている時代に職員の採り方に戦略がないと実感している。例えば、景観みどり課のみどり担当は課長以下全て事務職である。平塚市では以前から技術職が半分以上であり、課長も技術職がほとんどである。先日みどりの対話集会に来てくださった横須賀市は、自然環境共生課で自然環境の保全を行なっているが、技術職が半分いて、課長は技術職の造園出身である。そのために市民との話し合いでも実行でも専門的な決定ができ、スムーズな仕事ができると言われていた。茅ヶ崎市でもどんな事業を行うためにどんな人材が必要かという戦略のある職員採用と、管理職としての責任が取れるマネージメント能力がある管理職試験の導入をしないと他市から遅れるばかりであると考えている。</p> <p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑫指標上は、「順調」といえる状況になっているが、NPOや自治会等の活動実態に即して、本当にそう言えるかどうかは、必ずしも明らかではない。</p> <p>⑬政策目標の達成状況に示されている2つの指標は、「それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政運営」の達成度を図るには不十分である。特に、窓口サービスについては、市民満足度調査の数値を目標値に掲げているが、すべての市民が利用しているわけではないので、窓口サービスの実態を反映しているとは言いがたい面があり、5年間で2%程度の上昇をもって効果が出てきているとするには判断が難しい。</p> <p>⑭迅速で的確な窓口サービスに対する市民満足度の調査結果から、19.8%の人が不満と感じる要因について、誰がどのような時に不満と感じるのか分析をするべき。</p> <p>⑮各施策とも順調に推移している。</p>

- ⑩職員の内部管理については、政策指標が限られており、的確に判断できない。職員の動向や内部記述から判断すると、職員数は増加しており、また、人事評価が一部反映にとどまっているなど、順調に推移しているとは、とても言えない。
- ⑪特に市職員の市民対応については、昨今どの自治体も、その向上（市民目線）に努めているが、茅ヶ崎市は近隣に比べて温もりがあると感じている。
- ⑫総合計画基本構想及び政策目標における達成状況に照らして達成及び効果の状況をみると、達成に向けて大きな実績が上がっていると思う。
- ⑬願わくば、今のペースが今後とも継続されるよう望む。
- ⑭市民活動団体の登録数は伸びているようだが、重なって活動している人も多く見受けられる。新たな人材を育成し活動を活性化する必要があるのではないかと。
- ⑮定年が伸びるとともに自治会デビューする年齢も遅れ、なかなか担い手がいないのが現状である。平成25年には48自治会で2年以内で交代をしている、行政側より地域にお願いしたいことが多くなってきているが反比例するように担い手不足が起こっていることを踏まえ、住民の負担感が重くならないよう推進できることを望む。
- ⑯施策目標58「市民と行政が協力して自治の進展を図る」をいかに実現しているかを図る指標として市民活動団体の登録数に加えて、解散・休会・非公開などの減少要因と新規登録数の把握も必要と思われる。
- ⑰情報公開請求は事業者の見積等の際の請求が多いとの回答であったが、市民の知る権利の認識の高まりにより基本的な情報はわかりやすく提供してほしい。他方、職員にとっては作業量が増えるであろうことを勘案して、適切で市民の関心が高いデータは努めて公開することを推進してほしい。
- ⑱情報公開については、件数だけでいいのかと思う。以前との比較がないので分からないが、情報提供の件数は出ていないが、各課によって、情報提供を積極的にしてくれる課と、出来ていない課の差が大きいと市民としては思う。進んだ判断としては、この部分の件数の公表も必要ではないか。
- また、市民が知らないうちに情報公開をしている場合があり、そのような時は、積極的な職員からの情報提供のアプローチをすべきである。
- ⑲自治基本条例については、既に認知度の問題ではなく自分の仕事として具体的にどのような事を行っているかが重要である。具体的な事例等を回答させる方法を取って実施してほしい。認知しているとは思えないのが市民に実感である。
- ⑳文書の適正な取り扱いは難しいのが現状である。マニュアル通りにやると、将来確認のために必要な書類でも3年か、5年で廃棄されてしまう事が多い。特に建設時の設計図、委託内容、管理に関する事や協定書など、担当課により文書保存年月日は決められるのでチェックが必要であり、指標の数字はそのような事を調査した結果なのか、どうかが分からない。

(2) 戦略的な政策展開の状況

- ㉑自治の進展、適法判断、本部の行政拠点の整備等については、ますますの進捗がみられると考えられるが、「職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる」に関しては、その戦略的展開が見受けられず、その効率性・効果に関しても大きな疑念がある。
- ㉒市民窓口センターでの申請受付拡大、条例案に関して、専門家の指導を求める行政は極めて合理的であり、今後の拡充を期待する。
- ㉓人事評価システムについては、一般職員への反映については、何をもちて反映の基準とするかが難しい。給与アップを目的とした対応が職員に広がり、市民にはもちろん、職員相互の関係にも良くないかもしれない。（給与体系の拡充は当然のこと）
- ㉔人事評価システムについて、一般職員の給与への反映に至らない要因に説得力のある回答はなかったように思う。変革をささえる認識や理想を現状に近づける仕組みや制度をつくるという意味の政策づくりは重要である。「政策目標の達成に向けた総合コメント」に記述の条例立案研究に公募する職員の意欲は給与的な人事評価があっただけでしかないと思う。
- ㉕事務職試験については、倍率はすごい、離職率はどうか。災害発生時のことを考えると市内在任職員数の増が必要と考える。
- ㉖出張所等が増え市民利便性は向上するが、コスト感覚を持って行わないと、職員数及び物件費によるコスト増につながってしまうと考える。できるだけ住民票等の発行はコンビニ発行に誘導し、発行コストの削減に努めてほしい。
- ㉗住民票の写しと印鑑登録証明書の交付がコンビニで開始されて、積極的な広報活動がされ前年比4倍もの申請があり普及策の効果を評価したい。
- ㉘次の取り組みの方向性について関係者間での対話や議論があっただけで戦略的な政策展開が生まれるのではないかと。
- ㉙政策法務は今後も非常に活躍の場が増える仕事と考えられるので、しっかり20代から現場で育てて頂けるよう考えてほしい。
- ㉚市民の協力が必要な施策については、必ずしも行政の意向どおりに進展しない側面があるため、評価が難しいところもある。政策推進コスト（特に人件費）の算定にあたっては今後、従事職員数だけでなく、打ち合わせ回数や会議時間などに職務実態に即した時間コストも考慮できるような項目を検討する必要があるかもしれない。
- ㉛自治の進展については「まちちから協議会」の設立等効果が出ている。また、出張所の新設等、地域住民の利便性が図られてきている。

<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>課題認識と解決への方策について</p>
	<p>⑳既に地方公務員法は改正されており、今までとは異なった時限での努力を、内部管理に関してはしていく必要がある。</p> <p>㉑これら等の施策を実施するのは職員である。人事システムについては、職員の思うところを把握し、納得のいく仕組みを作ってほしい。これは職員はもとより市民のためである。</p> <p>㉒人事評価制度の一般職員への反映を早期に導入すべきである。しっかりと、職員の意識を業務執行から政策立案に軸足を移行させ、最小の予算で最大の効果が出るよう努めてほしい。人事評価制度の中で評価する方とされる方のコミュニケーションは必要であるが、行き過ぎるとご機嫌伺いになりかねないので、その点の配慮は必要である。</p> <p>㉓人事評価システムは、人物重視の職員採用をしても、能力や意識、技術の向上を図る研修を実施しても、給与への反映がなければ成果はどう評価されるのか。一般職員への反映は急務と思われる。</p> <p>㉔地域のために働く公務員という性質上、職員が自己の能力が生かされていると考える理由には、人事評価結果の給与への反映という要素だけでは図れない部分も多い。限られた人員で、最大の効果を上げるためには職員が納得して職務に取り組むというモチベーションの問題もあるので、管理職とのコミュニケーションを重視しながら適材適所で人事配置を行うという戦略は、人事評価の新たなしくみづくりの中でも重視すべき要素である。</p> <p>㉕人材の育成と人事評価が今後の行政経営に与える影響は大きく、更なる計画的な研修や意識の向上を図る必要がある。</p> <p>㉖市民活動の推進等に関しては、これまでの経緯や実績を踏まえたうえで、着実に改善していく必要がある。</p> <p>㉗職員には市民に対する接遇マニュアルがあるが、守られていないことが多いことと、電話でのマニュアルはあるが、メールの問い合わせに対する回答のマニュアルがないため、受けつけられたのかどうか定かでない場合が多々ある。市民が「こうすべきだよ」といつも教えなくてはならず、メールのマニュアルも全庁的に決めるべきであると考えている。</p> <p>㉘身近な生活圏域で証明書発行や収納ができ、戸籍の届け出が可能になることで市民の利便性は向上が期待される。</p> <p>㉙辻堂駅前出張所開設、アクションプログラムの実施等、諸問題への取り組みに大いに期待している。</p>

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①この政策は、種々雑多な施策から成り立っているが、そのうち、職員の内部管理に関する指標がもともと少ない。人事評価の結果の反映が引き続き一部にとどまり、職員数は増加しているなど、職員関連部分については、順調に進んでいるところか、大いに遅れていると言わざるを得ない。この部分に関しては、指標設定をはじめ、施策のあり方を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>⑩職員の内部管理については、政策指標が限られており、的確に判断できない。職員の動向や内部記述から判断すると、職員数は増加しており、また、人事評価が一部反映にとどまっているなど、順調に推移しているとは、とても言えない。</p> <p>⑰自治の進展、適法判断、本部の行政拠点の整備等については、ますますの進捗がみられると考えられるが、「職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる」に関しては、その戦略的展開が見受けられず、その効率性・効果に関しても大きな疑念がある。</p>	<p>人事評価については、地方公務員法の改正にも配慮し、早急に全ての職員を対象として、モチベーションを高め得る制度とすべく、引き続き見直しを進めます。</p> <p>また、指標については、人事評価の結果を使用することを含め検討していきます。</p> <p>なお、職員数については、量的にも質的にも業務が増加していることも考慮する中で、非常勤の活用等による適正な人数の配置に引き続き努めます。</p> <p>政策指標についても内部管理に関する項目の設定について検討します。（職員課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>
<p>②「組織も制度の人なり」、住民を主体とする地方自治の実現と地域の潜在力を生かした多様性あるまちづくりのため、自らの頭で考え、行動を起こすことができる人材を育成する東京財団の週末学校等の実践的な研修に参加する職員を育て、その意欲を評価する組織文化と仕組みづくりを強く望みたい。</p>	<p>市民が主体となって、行政と共に茅ヶ崎市を作り上げていくため、茅ヶ崎市人材育成基本方針の中において、「市民のために経営感覚を持ち自ら考え行動する職員」をあるべき職員の姿としました。また、その姿に近づくために研修についても毎年見直しをおこなっています。平成25年度からは、自ら考え行動する職員を増やし、組織変革を行うことを目的に早稲田大学人材マネジメント部会への研修派遣を実施しています。なお、平成26年度より業務に必要な資格を取得した場合には人事評価の対象に加えるなど、従来にも増して意欲を評価する取組を進めています。（職員課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>④地方分権が進み、条例立案能力によって各自治体の能力が問われることになってきた。茅ヶ崎市の新しい条例を見ていると、今まで通りの簡単な条例を策定して、その補足を要綱でしていることが多い。本来、茅ヶ崎市が市民との約束で条例をつくって行政運営を行なうわけであるから、ぜひ条例の中にできるだけ内容を入れてほしい。要綱行政は何ら法的根拠がなく、市民に知らされない状況で決定されてしまうため、自治基本条例にも反する状況である。今後の職員の能力アップはまだ不十分であり、より積極的に行なうべきである。</p>	<p>行政運営を行う上で必要となる条例等を定める場合に、何を条例で規定するか、何を規則や要綱等で規定するかは、それぞれの事案に依りて個別に検討することとなりますが、そうした過程においては、法令を解釈する能力や立法能力を身につけることが必要であり、こうした部分について今後とも職員の能力の向上に努めていきます。（文書法務課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑥「課題認識と解決への方策についてのコメント」に記述のとおり、最小の予算で、最大の効果を求め、日々の改善努力及び必要な研修による知恵の向上に努め、頑張ってもらいたい。</p>	<p>平成24年度に改訂した茅ヶ崎市人材育成基本方針の中で「市民のために経営感覚を持ち自ら考え行動する職員」をあるべき職員と位置付けています。政策形成能力や組織運営能力、協働意識やコスト意識など、職員に必要な能力や意識を醸成すべく、引き続き研修の実施に努めます。（職員課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑦行政文書や各種資料の適正管理や市政に関する情報提供は、市民と認識を共有し、民間と連携して行政活動を展開していく際の組織横断的な基礎・土台となる部分である。地道な業務であるが、「それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営」の基盤として、職員には、政策法務とともにその重要性を認識させていくような取り組みが継続的に行われることを期待したい。</p>	<p>行政文書の適正な取扱いは、すべての課の事務事業に欠くことのできないものであり、庁内研修などを通じて継続的に周知をしていますが、近年は特に文書の作成と適正な保存に関し公文書管理法の趣旨を踏まえた要素も加えつつ行うようにしています。政策法務についても、これからの自治体職員にとって必要なスキルという観点から、継続的な研修を行っています。（文書法務課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑨市民と行政が協力して自治の発展を図るために、互いを知り、違いを理解し、相互に学び合う必要がある。よって、民間企業やNPOの人材が市役所内で研修する人事交流の検討を望む。</p>	<p>現在、高校生と大学生を対象にインターンシップの受け入れを行っておりますが、公務の特殊性から従事いただく業務については限られているのが現状です。こうした状況を踏まえ、民間企業やNPO団体と市との研修を目的とした人事交流について、新たな展開の可能性について研究していきます。（職員課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑩順調とは言い難い。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>⑪職員の採用方法、その後の人材育成、管理職のあり方等によって職員が十分な能力を出して行政運営ができる事は行政にとって、一番の課題である。しかし、地方分権や多様性により、まちづくりに対する専門性が必要になっている時代に職員の採り方に戦略がないと実感している。例えば、景観みどり課のみどり担当は課長以下全て事務職である。平塚市では以前から技術職が半分以上であり、課長も技術職がほとんどである。先日みどりの対話集会に来てくださった横須賀市は、自然環境共生課で自然環境の保全を行なっているが、技術職が半分以上、課長は技術職の造園出身である。そのために市民との話し合いでも実行でも専門的な決定ができ、スムーズな仕事ができると言われていた。茅ヶ崎市でもどんな事業を行うためにどんな人材が必要かという戦略のある職員採用と、管理職としての責任が取れるマネージメント能力がある管理職試験の導入をしないと他市から遅れるばかりであると考える。</p>	<p>市が実施する事業は、分権の進展や社会情勢の変化に対応して変容してきており、それを遂行するために必要となる人材も変わってきていることから、人材育成基本方針を策定し、採用試験の改革、人事評価制度の導入をはじめ、各種研修制度の充実により人材の確保、育成に引き続き努めます。また、管理職員への登用につきましては、人事評価制度により日頃の勤務状況を評価し、その適性を見極めた上で行っていきますが、今後とも各種研修等を通じ資質の向上により一層努めます。（職員課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑫指標上は、「順調」といえる状況になっているが、NPOや自治会等の活動実態に即して、本当にそう言えるかどうかは、必ずしも明らかではない。</p>	<p>市民活動団体の登録状況は毎年増加しており、平成27年度には目標を達成可能です。また、指標には表れていないが地域におけるまちぢから協議会の取り組みや市民活動団体によるサービス提供の範囲は着実に広がっていると認識しています。今後も引き続き、市民活動団体や地域コミュニティの活動の充実を図っていきます。（市民自治推進課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑬政策目標の達成状況に示されている2つの指標は、「それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政運営」の達成度を図るには不十分である。特に、窓口サービスについては、市民満足度調査の数値を目標値に掲げているが、すべての市民が利用しているわけではないので、窓口サービスの実態を反映しているとはいいがたい面があり、5年間で2%程度の上昇をもって効果が出てきているとするには判断が難しい。</p>	<p>市民満足度調査は、総合計画基本構想について市全体の様々な施策の進捗管理を行うために実施しています。同調査では、全ての市民が利用してはいないものの、利用された方の意見が反映されていると判断し、数値を用いています。調査方法を含め、窓口サービスの実態を反映する指標設定について検討します。（市民課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>施策目標の指標設定の検討</p>
<p>⑭迅速で的確な窓口サービスに対する市民満足度の調査結果から、19.8%の人が不満と感じる要因について、誰がどのような時に不満と感じるのか分析をするべき。</p>	<p>窓口サービスに対する不満については、日々の窓口業務等に寄せられる苦情、要望等で把握しており、その都度改善を図っています。窓口で寄せられる苦情で最も多いものは、繁忙期の待ち時間に対する苦情です。寄せられた苦情は、四半期毎にその内容と対応について整理して記録しています。（市民課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑯市民活動団体の登録数は伸びているようだが、重なって活動している人も多く見受けられる。新たな人材を育成し活動を活性化させる必要があるのではないかと。</p>	<p>本市では、まちの活性化や市民サービス向上の観点から、市民活動の活発化を図るための環境整備を進めてきました。その結果、市民活動に関心のある市民も増えてきているものと認識しています。今後もさらなる市民活動の推進に向けて、啓発事業等を通じて、新たな人材の掘り起こしに努めるとともに、活動の発展段階に応じて、必要な力をつけることができる機会や場を充実し、人材の育成に努めていきます。（市民自治推進課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①定年が伸びるのとともに自治会デビューする年齢も遅れ、なかなか担い手がないのが現状である。平成25年には48自治会で2年以内で交代をしている、行政側より地域にお願いしたいことが多くなってきているが反比例するように担い手不足が起きていることを踏まえ、住民の負担感が重くならないよう推進できることを望む。</p>	<p>新たな地域コミュニティの取り組みを進めることで、地域での活動の担い手の発掘につながるものと考えています。地域住民の誰でもが関わることができ、誰でもが当事者となれる本取り組みをとおして、将来的に地域の役員の高齢化や担い手不足の解消に効果が表れるよう推進していきます。（市民自治推進課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>
<p>②施策目標58「市民と行政が協力して自治の進展を図る」をいかに実現しているかを図る指標として市民活動団体の登録数に加えて、解散・休会・非公開などの減少要因と新規登録数の把握も必要と思われる。</p>	<p>市民活動団体の登録数に加えて、解散、休会、非公開、合併等の減少要因も施策目標の達成状況を把握する目安となる数値として反映できるよう取り組んでいきます。（市民自治推進課）</p>	<p>27年度以降の取り組み</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>
<p>③情報公開請求は事業者の見積等の際の請求が多いとの回答であったが、市民の知る権利の認識の高まりにより基本的な情報はわかりやすく提供してほしい。他方、職員にとっては作業量が増えるであろうことを勘案して、適切で市民の関心が高いデータは努めて公開することを推進してほしい。</p>	<p>市民の方々の関心のある情報については、公開請求を待つことなく、積極的に情報提供を進めることは大変重要であり、日頃から、適切なタイミングで、適切な方法による情報提供に努めています。</p> <p>ひとつの例として、工事設計書の情報提供制度があり、県内の市町村の中では先進的に制度を導入し、公開請求によらずに情報提供（年間約500件）を行っています。</p> <p>また、市民の方々とともに市政を推進するため、「茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、市政に関する重要かつ基本的な計画等の策定過程等における情報を積極的に公表及び提供する制度を定め、積極的な情報提供を進めています。</p> <p>今後も、市民の方々にわかりやすく情報提供できるよう取り組んでいきます。（行政総務課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>④情報公開については、件数だけでいいのかと思う。以前との比較がないので分からないが、情報提供の件数は出ていないが、各課によって、情報提供を積極的にしてくれる課と、出ていない課の差が大きいと市民としては思う。進んだ判断としては、この部分の件数の公表も必要ではないか。</p> <p>また、市民が知らないうちに情報公開をしている場合があり、そのような時は、積極的な職員からの情報提供のアプローチをすべきである。</p>	<p>情報公開については、単に請求件数の多寡をもって事務事業の優劣を判断することは難しいですが、市民との情報共有を一層推進するうえで、市民の方々の関心のある情報については、公開請求を待つことなく、積極的に情報提供を進めることは大変重要であると考えています。</p> <p>この情報提供も手段が様々なことから、提供件数を把握することは困難ですが、今後とも情報提供が促進されるよう実施していきます。（行政総務課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑤自治基本条例については、既に認知度の問題ではなく自分の仕事として具体的にどのような事を行っているかが重要である。具体的な事例等を回答させる方法を取って実施してほしい。認知しているとは思えないのが市民に実感である。</p>	<p>自治基本条例については、職員が自分の仕事との関わりを認識することが大変重要です。平成25年度より、新たに外部講師を招へいし、実務を担当する職員に、情報共有や市民参加、協働などの重要性への気づきを促進させることにより、自らの業務と自治基本条例に規定された事項との関わりを再認識させ、自治基本条例に対する理解を深め、自治基本条例の理念を日々の業務遂行に活かすことができるよう研修を実施し、実効性のあるものとなるよう取り組んでいます。（行政総務課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑥文書の適正な取り扱いは難しいのが現状である。マニュアル通りにやると、将来確認のために必要な書類でも3年か、5年で廃棄されてしまう事が多い。特に建設時の設計図、委託内容、管理に関する事や協定書など、担当課により文書保存年月日は決められるのでチェックが必要であり、指標の数字はそのような事を調査した結果なのか、どうか分からない。</p>	<p>文書を組織として適正に管理していくためには、統括的に管理する上で決められたルールを全職員が守っていかなければなりません。この指標の対象となる調査は、主としてキャビネット内における文書の保管等に関し、各課が決められたルールにより維持管理をしているかといった観点から行っているものですが、文書の保存年限については、この調査とは別に文書の類型に応じた基準に基づき各課で定めています。また、当該文書の保存期間満了時には、事務の進捗や将来的な活用等の観点から引き続き保存するべきか否か再度チェックを行っています。（文書法務課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑲人事評価システムについては、一般職員への反映については、何をもちて反映の基準とするかが難しい。給与アップを目的とした対応が職員に広がり、市民にはもちろん、職員相互の関係にも良くないかもしれない。（給与体系の拡充は当然のこと）</p>	<p>人事評価制度については、人材育成のツールとして平成16年度に導入し、管理職については処遇への反映を含めた完全実施をしているものの、その他の一般職員については、人事配置の資料として活用していますが、給与への反映には至っていない状況です。</p>		
<p>⑳人事評価システムについて、一般職員の給与への反映に至らない要因に説得力のある回答はなかったように思う。変革をささえる認識や理想を現状に近づける仕組みや制度をつくるという意味の政策づくりは重要である。「政策目標の達成に向けた総合コメント」に記述の条例立案研究に公募する職員の意欲は給与的な人事評価があってしかるべきと思う。</p>	<p>納得性、客観性、透明性をより高めるため職員の声にも耳を傾け、検証を行いながら現在に至っていますが、地方公務員法が改正され人事評価が法に位置付けられたことにも留意し、早急に全ての職員を対象にモチベーションを高める制度として導入すべく引き続き見直しを進めていきます。</p>		
<p>㉑既に地方公務員法は改正されており、今までとは異なった時限での努力を、内部管理に関してはしていく必要がある。</p>	<p>なお、評価制度の運用については、人材育成の観点からも従前どおり評価者と被評価者の面談を重視し、併せて納得性の向上にも配慮していきます。（職員課）</p>		
<p>㉒これら等の施策を実施するのは職員である。人事システムについては、職員の思うところを把握し、納得のいく仕組みを作ってほしい。これは職員はもとより市民のためである。</p>			
<p>㉓人事評価制度の一般職員への反映を早期に導入すべきである。しっかりと、職員の意識を業務執行から政策立案に軸足を移行させ、最小の予算で最大の効果が出るよう努めてほしい。人事評価制度の中で評価する方とされる方のコミュニケーションは必要であるが、行き過ぎるとご機嫌伺いになりかねないので、その点の配慮は必要である。</p>		<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の考 え方及び実施 方法</p>
<p>㉔人事評価システムは、人物重視の職員採用をしても、能力や意識、技術の向上を図る研修を実施しても、給与への反映がなければ成果はどう評価されるのか。一般職員への反映は急務と思われる。</p>			
<p>㉕地域のために働く公務員という性質上、職員が自己の能力が生かされていると考える理由には、人事評価結果の給与への反映という要素だけでは図れない部分も多い。限られた人員で、最大の効果を上げるためには職員が納得して職務に取り組むというモチベーションの問題もあるので、管理職とのコミュニケーションを重視しながら適材適所で人事配置を行うという戦略は、人事評価の新たなしくみづくりの中でも重視すべき要素である。</p>			
<p>㉖人材の育成と人事評価が今後の行政経営に与える影響は大きく、更なる計画的な研修や意識の向上を図る必要がある。</p>			
<p>㉗事務職試験については、倍率はすごいが、離職率はどうか。災害発生時のことを考えると市内在住職員数の増が必要と考える。</p>	<p>現在の採用試験に移行した後に採用された職員（平成19年度から21年度）の採用3年以内の離職率は5.6パーセントとなっています。</p> <p>採用試験では人物重視として面接を行っており、離職率を抑えるとともに災害発生時等の事も考え市職員の業務をしっかりとイメージできているか確認し、ミスマッチの防止に努めています。</p> <p>こうした面接の結果として、災害時のことを考えれば市内在住者が増加することが望ましいと考えています。（職員課）</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>③②出張所等が増え市民利便性は向上するが、コスト感覚を持って行わないと、職員数及び物件費によるコスト増につながってしまうと考える。できるだけ住民票等の発行はコンビニ発行に誘導し、発行コストの削減に努めてほしい。</p>	<p>出張所については、身近な生活圏域においての窓口サービスの新たな拠点として平成26年5月に辻堂駅前出張所を開設し、平成27年度には2地区に開設予定です。市民の利便性の向上と市役所窓口の混雑緩和を図るもので、適正なコストでより充実した窓口サービスを提供します。 コンビニエンスストアで交付サービスを行っている住民票の写し等の証明書については、引き続きサービス提供に必要な住民基本台帳カードの普及促進を図るとともに、コンビニエンスストアでの証明交付サービスのPR活動を積極的に行うことで、利用者を拡大し、発行コストの削減を進めます。（市民課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>③③住民票の写しと印鑑登録証明書の交付がコンビニで開始されて、積極的な広報活動がされ前年比4倍もの申請があり普及策の効果を評価したい。</p> <p>③④次の取り組みの方向性について関係者間での対話や議論があって戦略的な政策展開が生まれるのではないかと。</p>	<p>平成26年度は、市オリジナルデザインの住民基本台帳カードの限定発行を行うなど、コンビニエンスストアでの証明交付サービス（コンビニ交付サービス）に必要な住民基本台帳カードの普及促進を図りました。今後もコンビニ交付サービスの拡大に向けて取り組みます。また、平成28年1月から、住民基本台帳カードに代わり、個人番号カードの交付が予定されていますが、引き続きコンビニ交付サービスの利用促進を図るなど、利便性の向上に取り組みます。（市民課）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>③⑤政策法務は今後も非常に活躍の場が増える仕事と考えられるので、しっかり20代から現場で育てて頂けるよう考えてほしい。</p>	<p>政策法務については、これからの自治体職員にとって必要なスキルという観点から、継続的な研修を行っていますが、特に地域の課題を解決するための条例立案研究については、若手職員を中心とした少数グループによる実践的な研修として取り組んでいます。（文書法務課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③⑦自治の進展については「まちぢから協議会」の設立等効果が出ている。また、出張所の新設等、地域住民の利便性が図られてきている。</p>	<p>新たな地域コミュニティの取り組み（「まちぢから協議会」）については、引き続き協議会や準備会への支援を行うとともに、新たにモデル事業に取り組みる地区を拡大するための呼びかけを行います。また、モデル事業の取り組みを検証しつつ、本格実施に向けた検討を行います。（市民自治推進課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>
<p>④③人材の育成と人事評価が今後の行政経営に与える影響は大きく、更なる計画的な研修や意識の向上を図る必要がある。</p> <p>④④市民活動の推進等に関して、これまでの経緯や実績を踏まえたくて、着実に改善していく必要がある。</p>	<p>市民活動の推進等に関しては、これまでの成果や課題を整理した上で、NPO等による市民サービスの拡充とサービスの継続性、安定性を高めることで、これまで以上に地域に根付かせていくことを目的とした協働推進事制度の見直しを行います。（市民自治推進課）</p>	<p>第3次実施計画</p>	<p>事業実施の考え方及び実施方法</p>
<p>④⑤職員には市民に対する接遇マニュアルがあるが、守られていないことが多いことと、電話でのマニュアルはあるが、メールの問い合わせに対する回答のマニュアルがないため、受けつけられたのかどうか定かでない場合が多々ある。市民が「こうすべきだよ」といつも教えなくてはならず、メールのマニュアルも全庁的に決めるべきであるとする。</p>	<p>接遇能力は、市職員にとって最も基本的な能力であり、全職員が身につける必要があることから研修を実施するとともに、マニュアルを作成し、いつでも確認できるようイントラネットに掲載してその周知に努めています。また、電子メールにつきましては、受信したことや対応に時間がかかる場合は後日連絡する旨を速やかに返信するよう注意喚起をしています。改めてその取扱い方法やマナーなどについて周知を図ります。（職員課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	財務部
政策目標	17 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	64 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する(財政課)
	65 徴収率を向上させる(収納課)
	66 市民税の公平・適正な課税を行う(市民税課)
	67 固定資産税の公平・適正な課税を行う(資産税課)
	68 財産を適正に管理する(用地管財課)
	69 効率的で公正に入札・契約を執行する(契約検査課)
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①政策目標に関して経常収支比率や市税徴収率だけでは不十分であり、補完する指標が必要である。また、各目標値水準に関しては、現状を踏まえて見直すと同時に、実績値動向に関しては、長期にわたって検証する必要がある。</p> <p>②すでに目標が達成しているということについては、しっかりと分析が必要ではないか。</p> <p>③現在設定の目標値の達成と更なるアップを期待する。</p> <p>④市政の積極的な対応に総じて敬意を表する。</p> <p>⑤税金については、個人(会社員等)と法人(会社、商業)、農業(漁業)の納税比率のちがいについて、もっと積極的な分析が必要と思う。法人については、商工会議所の意見等も聞いてはどうか。</p> <p>⑥プライマリーバランスを見ると臨時財政対策債が含まれており、これは政府の担保があるわけではないため、国の債務を考えると、注意をしていく必要がある。また、現在進行中の新庁舎建設、仮称柳島スポーツ公園、文化会館耐震補強等巨大プロジェクトを抱えており、しっかり優先順位をつけながら、選択と集中を考え、しっかり頑張ってもらいたい。</p> <p>⑦財政運営については、市民からの信頼を獲得する前提条件として、市民に対する適切な情報提供が欠かせないが、専門用語が多用されがちな分野であり、市民の理解度を高めるには相当な工夫が求められる。市民目線にたった財務状況の公表にとどまらず、毎年の予算(事業)も含めて、わかりやすい情報提供の取り組みを今後も継続してほしい。</p> <p>⑧今後も経常収支比率を上げるために、自主財源の確保・充実を図る必要がある。市税徴収に関しては、コンビニでの納付などマルチペイメントネットワーク収納の導入により徴収強化が図られることを期待されると窓口センターの果たすべき役割や存在意義や費用対効果もあわせて検討するべきではないか。</p> <p>⑨【②戦略的な政策展開の状況】の中で、PPSによる電力調達の導入が記載されているが、これは市民から提案した結果のものであり、それまでは他市の状況等や社会状況に対するアンテナがなかったために、10年もの間、無駄をしていたと思っている。これからは課題にあるように、国や他自治体の動向を注視することも必要であるが、茅ヶ崎市としてどうするか、新しい税の考え方等、地方分権の時代にどうしたら良いかという戦略をする部署があっても良いのではないかと考える。</p> <p>⑩契約についても検討が行われるようですが、「最小の経費で最大の効果」を挙げると言うことは、その時に経費がかからないから良いというわけではないことは十分理解されていると考える。効果的とは、将来にわたって、茅ヶ崎市としての財産(文化的・支援的なものも含む)を維持できる方法と言う意味ですが、そのような判断ができる職員がいることが必要である。</p> <p>⑪他市では、契約が多様化してきているために、契約に関する条例が策定されている所がある。茅ヶ崎市も「新しい公共」と言いながら、今までにない協定書や協働での事業など、今までにないやり方が行われるようになってきている。透明性を確保するためにも茅ヶ崎市でも基本的な考え方やシステムとしての条例を制定する必要があると考える。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	<p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑫確かに目標を達成されているが、もともと、目標値が低めに達成されており、実績値自体はほぼ高い水準で横ばい状態になっている。臨時財政対策等へのふりかえなどを考慮する必要があるが、一般的に地財措置と景気回復のなかで、経常収支比率の上昇は一服の感があり、そうしたなかでは、決してほめられる状況にはない。</p> <p>⑬税金増加への諸々の対応については大いに前向きであり、目標達成状況及びその効果については評価できる。</p> <p>⑭各施策の実績数値から目標としている行政経営が浸透してきている事が伺える。</p> <p>⑮納税推進センターの活用をはじめ、働きかける対象者に応じた手法により目標率を上回る徴収率が達成されている。</p> <p>⑯固定資産税については、その評価に問題が指摘されている昨今、評価の見直しについても検討されることを望む。</p>

①7 入札に関しては、競争性の確保と、地元企業育成の部分を検討しつつ、あまり一部企業に偏らないようにしていかないと、リスクマネジメントで困ることがあり得ることを考慮すべきである。徴収率のアップは評価できるが、今後の高齢化の中での対応策をしっかりと検討してほしい。

(2) 戦略的な政策展開の状況

①8 わかりやすい広報活動や非常勤を活用した徴収対策など、徴収面での努力は一定の成果を生んでいる。

①9 職員数については、削減どころか、中期的には増員まで計画されており、人件費をはじめとした歳出面での努力は、不十分である。今後、さらに扶助費が増加し、公債費が容易に減らない状況が予測されるため、さらなる人件費の節減等につとめる必要がある。

②0 文教大学との協働による取り組みにより、市民目線での情報誌が完成したことを評価する。

②1 文教大学との協働による財政状況の情報紙公表という意味では工夫はされていると思うが、市民に理解をされているという部分はまだまだという気がする。PPS*の導入、及び売却についても評価する、納税推進センターによる徴収率アップ、ここに関しては料に関して合わせてできるような努力を頂きたい。

②2 文教大学との協働により財政状況をわかりやすく公表できる情報紙など市民の視点側からの情報発信は今後も推進してほしい。

②3 PPSの導入については、コストや環境配慮面だけでなく、再生可能エネルギー分野への投資を加速させる意味でもPPSを選ぶメリットがあり26年度導入に期待したい。

②4 本来、税の仕組み、納入の手続きは市民になじみにくく、特に高齢者にとっては大変である。申告相談、納税手続きについては、一層の市民目線の充実を望む。

②5 総合体育館での説明会は、会場案内、職員説明がとても良かった（今年4月）。

②6 納税推進センターの運営に関連して、国保の滞納整理との連携も検討しているとの回答があった。部局を単位とする政策評価でも他部局の取り組みと関連があるものについては、記述ができるような工夫が必要である。

②7 経常収支の比率からは、一般企業的な見方をすれば危機的な状況と言える数値である。行政経営としても高い比率である事には変わりなく強く認識しなければならない。また、財政の硬直化が進む要因を抱えており、固定費の見直し、収支等、注視する必要がある。

②8 対話集会では長期の財政推計はないと言われていた。次々とハード事業が実施され、耐用年数の来る公共施設が多く、莫大な修繕費もかかり、少子化、超高齢化による介護保険や医療費の予算の必要もあり、社会の格差が増える中、生活扶助費も増大しており、各指標が改善したからと言って安心はできないと考える。中・長期の財政推計を出してほしい。市長が用意しろと言われれば、借金をしてでも財源は確保するという話は、市民として借金が増えるばかりで納得できない。

課題認識と解決への方策について

②9 ここ十年でみても職員の削減は進んでおらず、ゆるぎない基盤を持ち続けるためには、計画的に職員数の削減を進める必要がある。また、臨時職員や非常勤の活用が全体として効果をあげることに最適に用いられているかどうか、引き続き検証を続ける必要がある。

③0 人件費・扶助費・公債費といった義務的経費が増え、浜見平及び柳島に関する巨額の債務負担行為も義務的経費になって増えていくので、市民税が中心の歳入なので、しっかりと中長期の歳入見通しをたて、それに合わせた義務的経費をできるだけ低くできるような検討が必要であり、頑張る財政運営をお願いしたい。

③1 限られた人員で課税・徴収率の向上に取り組み、経費の削減についても一定の効果をもたらしたことは評価するが、安定した財源の確保という面では公共施設の有効活用や新たな税源の検討等も視野に入れ、部局横断的に今後の戦略をマネジメントするような体制づくりを検討してほしい。

③2 従事職員コスト、特に常勤職員以外の活用拡大が必要である。

③3 庁舎の財産管理のみならず市が所有する財産の運用について、持つべき経営資源を最大限に活用することで、ムリ、ムラ、ムダをなくすために「所有する市有財産を包括的に把握し、運用する」検討が必要ではないか。使用していない時間帯や曜日について調査・研究し施設を貸し出し賃借料収入を得る。または他部局の事業に活用するなど横断的な工夫を期待する。

③4 各政策については、目標に向け積極的な取り組みがなされており、敬意を表す。

③5 大型事業では、よりコスト意識を持った検討を行ったほうがよい。

③6 ③課題認識とその解決に向けた取り組みの視点で、事業の精査を進め、経常的な経費のさらなる見直しを行なうと記載されているが、茅ヶ崎市は補助金についても条例や要綱に規定のない補助金等も出しており、検証がされていないこと、審議会も行政改革として統廃合すると言われながら、実施されないことなどがあり、現在の業務の精査を本気で行ってほしいと考えている。

総合計画審議会
行政改革推進委員会
委員コメント

* P P S…Power Producer and Supplier 特定規模電気事業者

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>①政策目標に関して経常収支比率や市税徴収率だけでは不十分であり、補完する指標が必要である。また、各目標値水準に関しては、現状を踏まえて見直すと同時に、実績値動向に関しては、長期にわたって検証する必要がある。</p>	<p>補完する指標としては、施策目標であると考えており、長期的な視点で基本構想の見直しの中で、検証し修正を行います。（財務部）</p>	基本構想	政策目標の修正
<p>②すでに目標が達成しているということについては、しっかりとした分析が必要ではないか。</p>	<p>目標設定については、経済状況などに影響されやすい指標で、設定時の一定のルールに基づき目標設定をしており、政策評価シート上での達成であると認識しています。また一方で、設定した目標値については、前倒しをして目標の達成に努めた結果であり、達成した目標については、現在作業中の基本構想の見直しの中で、見直しが必要な場合は修正し、さらに健全化に向け取り組みます。（財務部）</p>	基本構想	政策目標の修正
<p>⑥プライマリーバランスを見ると臨時財政対策債が含まれており、これは政府の担保があるわけではないため、国の債務を考えると、注意をしていく必要がある。また、現在進行中の新庁舎建設、仮称柳島スポーツ公園、文化会館耐震補強等巨大プロジェクトを抱えており、しっかり優先順位をつけながら、選択と集中を考え、しっかり頑張ってもらいたい。</p>	<p>次世代への財政負担が過度とならないよう、国の動向に注視しつつ、実施計画など事業採択にあたっては的確な財政推計を行い、引き続き慎重かつ計画的な財政運営を行います。（財政課）</p>	実施中	—
<p>⑧今後も経常収支比率を上げるために、自主財源の確保・充実に努める必要がある。市税徴収に関しては、コンビニでの納付などマルチペイメントネットワーク収納の導入により徴収強化が図られることを期待されると窓口センターの果たすべき役割や存在意義や費用対効果もあわせて検討するべきではないか。</p>	<p>市内3地区で整備を進めている出張所については、諸証明の交付や、各種届出及び申請の受付などを行い、市民サービスの向上を目指すために設置するものです。出張所を広く市民に周知することで、市役所への一極集中を緩和します。併せて、市内5か所の窓口センターの整理統合を進めることで、市民サービスの向上だけでなく、費用対効果も出せると考えています。（企画部）</p> <p>また、出張所や市民窓口センターでは公金の収納事務を行っておりますので、諸証明の交付以外に「納付場所」でもあることを各課において周知し、出張所等の設置効果を高めるよう努めます。（企画部）</p> <p>なお、出張所等は開庁時間等に制限がありますので、コンビニ収納の導入科目の拡大を図るとともに、納付場所と時間の制約が緩和されるマルチペイメントネットワーク収納を導入し、徴収率の向上と自主財源の確保に努めます。（収納課）</p>	参考とします	—
<p>⑨【②戦略的な政策展開の状況】の中で、PPSによる電力調達の導入が記載されているが、これは市民から提案した結果のものであり、それまでは他市の状況等や社会状況に対するアンテナがなかったために、10年もの間、無駄をしていたと思っている。これからは課題にあるように、国や他自治体の動向を注視することも必要であるが、茅ヶ崎市としてどうするか、新しい税の考え方等、地方分権の時代にどうしたら良いかという戦略をする部署があっても良いのではないかと考える。</p>	<p>本市では、これまでも企画部を中心として、市民ニーズや時代の変化に迅速に対応できる市民サービスの提供を行えるよう業務を進めてきました。今後は、こうした視点を各部署に浸透させ、対症療法的ではなく、先を見据えたいうで、「何をどうすべきか」を考える政策的な行政運営を推進します。（企画部）</p>	実施済み	—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑩契約についても検討が行われるようですが、「最小の経費で最大の効果」を挙げると言うことは、その時に経費がかからないから良いというわけではないことは十分理解されていると考える。効果的とは、将来にわたって、茅ヶ崎市としての財産（文化的・支援的なものも含む）を維持できる方法と言う意味ですが、そのような判断ができる職員がいることが必要である。	人材の育成に関しては、平成24年度に「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」という2つの基軸による行政運営を担う人材を育成すべく人材育成基本方針の改訂をしました。当該基本方針に基づき、市民のために経営感覚を持ち自ら考え行動する職員を育成すべく行政のプロフェッショナルとなり得る人材を採用し、職場外研修、職場研修、自己啓発といった能力開発と併せ配置替えや昇任・昇格、人事評価等の人事管理制度により様々な経験を積む中で必要な能力を適正に発揮できる職員を育成すべく引き続き努めています。（企画部・総務部）	実施中	—
⑪他市では、契約が多様化してきているために、契約に関する条例が策定されている所がある。茅ヶ崎市も「新しい公共」と言いながら、今までにない協定書や協働での事業など、今までにないやり方が行われるようになってきている。透明性を確保するためにも茅ヶ崎市でも基本的な考え方やシステムとしての条例を制定する必要があると考える。	本市では、市政の基軸の一つである「新しい公共の形成」を実現するため、自治基本条例に依拠しながら、市民の皆さまとともにまちづくりを進めているところです。今までとは異なる手法で行政運営を行うにあたっては、法令に従うことは当然ですが、政策を実現するために法を使いこなし、新たなシステムを構築すること、そして必要に応じて条例を整備することが重要であると考えています。そのために、職員の政策形成能力を高め、将来都市像が具現化できるよう努めます。（企画部）	実施中	—
⑬固定資産税については、その評価に問題が指摘されている昨今、評価の見直しについても検討されることを望む。	現在固定資産税の評価方法については、総務大臣が定める固定資産評価基準（地方税法第388条第1項）に基づき評価の見直しを3年ごとに行っています。（資産税課）	参考とします	—
⑮入札に関しては、競争性の確保と、地元企業育成の部分を検討しつつ、あまり一部企業に偏らないようにしていかないと、リスクマネジメントで困ることがあり得ることを考慮すべきである。徴収率のアップは評価できるが、今後の高齢化の中での対応策をしっかりと検討してほしい。	透明性、公平性、公正性、競争性の確保及び市内業者育成という市の方針に十分考慮しつつ、かつ、法令に抵触しない入札・契約を行っています。（契約検査課） 市税の徴収は様々な年代の方が対象となりますので、どのような年代の方に対しましても、丁寧な説明やわかりやすい文書作成に努めます（収納課）	参考とします	—
⑰文教大学との協働による財政状況の情報紙公表という意味では工夫はされていると思うが、市民に理解をされているという部分はまだまだという気がする。PPSの導入、及び売却についても評価する、納税推進センターによる徴収率アップ、これに関しては料に関して合わせてできるような努力を頂きたい。	文教大学との協働により情報紙を公表できたことは、一定の目的が達成されたものと考えます。さらに市民に理解いただけるよう、手法等について引き続き検討します。（財政課） また、納税推進センター事業につきましては、全庁的な徴収率向上を目指し、国民健康保険料への拡大について検討し、引き続き、導入を目指します。（収納課）	参考とします	—
⑰財政運営については、市民からの信頼を獲得する前提条件として、市民に対する適切な情報提供が欠かせないが、専門用語が多用されがちな分野であり、市民の理解度を高めるには相当な工夫が求められる。市民目線にたった財務状況の公表にとどまらず、毎年の予算（事業）も含めて、わかりやすい情報提供の取り組みを今後も継続してほしい。	今後も引き続き、市民の視点に立った分かりやすい表現等を用いた公表を実施します。（財政課）	実施中	—
⑳文教大学との協働による取り組みにより、市民目線での情報誌が完成したことを評価する。			—
㉒文教大学との協働により財政状況をわかりやすく公表できる情報紙など市民の視点側からの情報発信は今後も推進してほしい。			—

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>②③ PPSの導入については、コストや環境配慮面だけでなく、再生可能エネルギー分野への投資を加速させる意味でもPPSを選ぶメリットがあり26年度導入に期待したい。</p>	<p>市庁舎含む45施設を対象に、平成26年10月からのPPS導入を目指し、再生可能エネルギーにも配慮した中で、入札準備を行っています。（用地管財課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②⑦ 経常収支の比率からは、一般企業的な見方をすれば危機的な状況と言える数値である。行政経営としても高い比率である事には変わりなく強く認識しなければならない。また、財政の硬直化が進む要因を抱えており、固定費の見直し、収支等、注視する必要がある。</p>	<p>財政が硬直化している状況であることを認識し、実質公債費比率などの財政指標に留意しつつ、財政運営に取り組んでいます。（財政課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②⑧ 対話集会では長期の財政推計はないと言われていた。次々とハード事業が実施され、耐用年数の来る公共施設が多く、莫大な修繕費もかかり、少子化、超高齢化による介護保険や医療費の予算の必要もあり、社会の格差が増える中、生活扶助費も増大しており、各指標が改善したからと言って安心はできないと考える。中・長期の財政推計を出してほしい。市長が用意しろと言われるれば、借金をしても財源は確保するという話は、市民として借金が増えるばかりで納得できない。</p>	<p>推計について、現在進めている基本構想の見直しの中で、32年度までの推計について時点修正を行っています。また、大型事業が続く中、一時的には起債残高の増加が見込まれますが、各財政指標を注視しつつ、行財政運営を行います。（財政課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②⑨ 職員数については、削減どころか、中期的には増員まで計画されており、人件費をはじめとした歳出面での努力は、不十分である。今後、さらに扶助費が増加し、公債費が容易に減らない状況が予測されるため、さらなる人件費の節減等につとめる必要がある。</p>	<p>業務の質・量を考慮して適正な職員数を定める必要があるとともに、常勤職員が担うべき業務が非常勤や臨時職員で行うことが可能か、また民間委託すべきか判断し取り組んできました。その結果、財務部では市民サービスの低下を招かない範囲で非常勤職員、臨時職員の活用や民間委託を行い時間外の削減等の効果が表れています。今後も適正な人員配置等の検討を行います。（財務部） 従来より職員の適正配置のため、定例的・補助的業務を切り分け、臨時職員、非常勤嘱託職員等の活用を行ってきました。今後、権限移譲や法令改正等に伴い、ますます業務が増加していくと予測されます。こうした中で、適正な人員配置を行うため、より一層、臨時職員・非常勤嘱託職員等の活用促進について検討を進めていきます。（総務部）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>②⑨ ここ十年でみても職員の削減は進んでおらず、ゆるぎない基盤を持ち続けるためには、計画的に職員数の削減を進める必要がある。また、臨時職員や非常勤の活用が全体として効果をあげることに最適に用いられているかどうか、引き続き検証を続ける必要がある。</p>	<p>引き続き歳入確保に努めるとともに、歳出につきましても施設の老朽化や扶助費の増加等による義務的経費の増加が見込まれる中、事業の集中と選択による経費の削減に努め、安定した行財政運営を行います。（財政課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③② 従事職員コスト、特に常勤職員以外の活用拡大が必要である。</p>	<p>引き続き歳入確保に努めるとともに、歳出につきましても施設の老朽化や扶助費の増加等による義務的経費の増加が見込まれる中、事業の集中と選択による経費の削減に努め、安定した行財政運営を行います。（財政課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③⑩ 人件費・扶助費・公債費といった義務的経費が増え、浜見平及び柳島に関する巨額の債務負担行為も義務的経費になって増えていくので、市民税が中心の歳入なので、しっかりと中長期の歳入見通しをたて、それに合わせた義務的経費をできるだけ低くできるよう検討が必要であり、頑張って財政運営をお願いしたい。</p>	<p>引き続き歳入確保に努めるとともに、歳出につきましても施設の老朽化や扶助費の増加等による義務的経費の増加が見込まれる中、事業の集中と選択による経費の削減に努め、安定した行財政運営を行います。（財政課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③③ 庁舎の財産管理のみならず市が所有する財産の運用について、持つべき経営資源を最大限に活用することで、ムリ、ムラ、ムダをなくすために「所有する市有財産を包括的に把握し、運用する」検討が必要ではないか。使用していない時間帯や曜日について調査・研究し施設を貸し出し賃借料収入を得る。または他部局の事業に活用するなど横断的な工夫を期待する。</p>	<p>市有財産（普通財産）につきましても、払下げ等による売却または自治会、警察等の公共的な団体への暫定的な貸し付けを行っています。また、短期的使用が可能な市有財産（普通財産）については、積極的な周知を検討します。（用地管財課） 平成25年12月に「茅ヶ崎市公共施設白書」を策定し、市が所有している公共施設の運営や維持管理にかかる経費について明らかにしたところです。今後は、白書を活用しながら、各施設のポテンシャルを十分に引き出す、効率的な施設運営や活用のあり方について検討を進めます。その上で、最適な受益者負担のあり方について検討を行い、時代に合った公共施設マネジメントを推進します。（企画部）</p>	<p>第3次 実施計画</p>	<p>事業内容の見直し</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>③①限られた人員で課税・徴収率の向上に取り組み、経費の削減についても一定の効果をあげてきたことは評価するが、安定した財源の確保という面では公共施設の有効活用や新たな税源の検討等も視野に入れ、部局横断的に今後の戦略をマネジメントするような体制づくりを検討してはどうか。</p>	<p>部局横断的な課題については、これまでも関係課職員をメンバーとするプロジェクトチーム等による取組を進めてきましたが、意思決定プロセスが不明確であり、必ずしも有効に機能しなかった事例もみられました。今後は、目標達成のために必要な権限の付与やプロジェクトメンバーへの支援等を総合的に検討し、より実効性の高い体制づくりを進めます。（企画部）</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>③⑤大型事業では、よりコスト意識を持った検討を行ったほうがよい</p>	<p>大型事業を予算化する段階で、市債を始めとした財源について、次世代への財政負担が過度とならないよう、慎重に見極めているところです。今後についても、各財政指標に注視しつつ、慎重かつ計画的に行財政運営を行っていきます。（財政課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>③⑥③課題認識とその解決に向けた取り組みの視点で、事業の精査を進め、経常的な経費のさらなる見直しを行なうと記載されているが、茅ヶ崎市は補助金についても条例や要綱に規定のない補助金等も出しており、検証がされていないこと、審議会も行政改革として統廃合すると言われながら、実施されないことなどがあり、現在の業務の精査を本気で行ってほしいと考えている。</p>	<p>本市には条例や要綱に規定のない補助金はありません。 次に、補助金の精査についてですが、平成17年度より3か年かけて、団体運営費補助を中心に大幅な見直しを行い、実績として平成16年度と比較して約6億円の削減効果がありました。 また、予算要求時では、補助金の所管課が十分な精査した上で予算要求をし、その後、予算編成の作業の中で、担当課と十分なヒアリングを行い、前年度からの繰越金が補助金予算額を上回っていないか、また補助金の本来の役割である、公益性・公平性・必要性などの視点から毎年見直しを実施し、必要な事業について予算化しています。（財政課） 市民ニーズや行政を取り巻く社会経済情勢は、刻々と変化しているといっても過言ではなく、従来どおりの行政運営だけでは、そうした変化に対応できないことは認識しています。これまでの施策を継続することも重要ではありますが、業務棚卸評価や施策評価といった手法をその目的をしっかりと理解したうえで活用し、ゼロベースで業務の見直しを進めます。（企画経営課）</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	会計課
政策目標	18 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る（会計課）
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①会計が引き続き、適正かつ効率的に運営されるよう、さらに努力して欲しい。</p> <p>②歳入日と歳出日の時間差を上手に使い、財政運用に努力していることには、市の努力を高く評価する。</p> <p>③支払いサイトの問題もあり、再び計画を組んで固定化することは難しいと思う。弾力的で良いのではないか。</p> <p>④施策目標の公金の管理を適正の指標「例月出納検査の指摘事項件数」の導入をしっかりと行い、指摘事項0（ゼロ）を目指し頑張ってもらいたい。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	<p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑤遅れているとはいいつつも、適正な公金管理については、支障なく推移していると考えられる。目標に照らして意味ある目標設定と考えらるが、今後は見直しも検討すべきである。</p> <p>⑥効果は順調である。</p> <p>⑦これは政策というよりは政策遂行の原点（手段）であると思う。</p> <p>⑧拡充をお願いしたい。</p> <p>⑨目標達成に関しては、指標の見直しを考えるべき。その時の金利に左右されるような指標ではしっかりとした評価は不可能である。実際に費用対効果を考えるとどうなのかということになってしまう。新たな指標設定にある月例出納検査の指摘事項件数の方が会計課の政策目標の指標にはふさわしく思う。</p>
	<p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑩消込作業の一元化など、事務効率をあげる作業に地道に取り組んでいることは評価できる。ただし、こうした効率化が全体の事務効率改善に結びつく工夫をしてほしい。</p> <p>⑪政策展開の状況は充分評価されるものと思う。</p> <p>⑫支払い事務に関して、授受日数が減ったことで、迅速化してコストパフォーマンスがあったのかどうか分からない。債権者への口座振込通知の廃止で費用削減、効率化できたのはわかるが、職員数的にはその部分は変化なしで、消込業務により増加、その点差引がなくてすませられればよかった。</p>
	課題認識と解決への方策について
<p>⑬提案にあったとおり、指標を入れ替えて、資金運用実績額・基金や例月出納検査の指摘事項検討を採用すべきである。</p> <p>⑭高齢化社会の中での税納付は、高齢者がコンビニ等で難しい機械操作をしなくても支払いができるよう、商店の協力等についても市として取り組んでいただきたい。</p> <p>⑮全てが電算化というけれど、高齢者には住みにくい。</p> <p>⑯マルチペイメント移行に伴う、行政側のメリット・デメリットを整理して、消込事務等各課との調整を効率的に行うよう努力してほしい。資金運用に関しては、財政調整基金や多目的基金の運用実績値はしっかりと把握することが必要である。</p>	

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①会計が引き続き、適正かつ効率的に運営されるよう、さらに努力して欲しい。	政策目標の達成に向け、効率かつ適正な会計事務を遂行します。	実施済み	-
②歳入日と歳出日の時間差を上手に使い、財政運用に努力していることには、市の努力を高く評価する。	指標「資金運用実績額（歳計現金）」については、支払準備金の性格を有していることから、ご指摘のとおり計画的に固定化することは困難となっています。今後も更なる歳入確保のため引き続き効率的な資金運用を行います。今回指標の見直しを行い、新たな指標の設定を行います。	基本構想	政策目標の指標に追加
③支払いサイトの問題もあり、再び計画を組んで固定化することは難しいと思う。弾力的で良いのではないか。			
⑤遅れているとはいいつつも、適正な公金管理については、支障なく推移していると考えられる。目標に照らして意味ある目標設定と考えらるが、今後は見直しも検討すべきである。			
⑥効果は順調である。			
⑦これは政策というよりは政策遂行の原点（手段）であると思う。			
⑧拡充をお願いしたい。	政策目標である「公金の管理を適正に行う」を測定する指標として、新たに「例月出納検査の指摘事項件数」を追加し、更なる公金の管理を適正に行います。	基本構想	政策目標の指標に追加
④施策目標の公金の管理を適正の指標「例月出納検査の指摘事項件数」の導入をしっかりと行い、指摘事項〇（ゼロ）を目指し頑張ってもらいたい。			
⑨目標達成に関しては、指標の見直しを考えるべき。その時の金利に左右されるような指標ではしっかりとした評価は不可能である。実際に費用対効果を考えるとどうなのかということになってしまう。新たな指標設定にある月例出納検査の指摘事項件数の方が会計課の政策目標の指標にはふさわしく思う。			
⑩消込作業の一元化など、事務効率をあげる作業に地道に取り組んでいることは評価できる。ただし、こうした効率化が全体の事務効率改善に結びつく工夫をしてほしい。	消込事務の一元化として、会計課の日計処理業務と各課で行っているOCR処理業務をあわせ一括して処理を行います。今後更なる事務効率改善を行い、会計事務を遂行します。	26年度下半期以降の取り組み	行政改革重点推進事業として実施
⑪政策展開の状況は充分評価されるものと思う。	効率かつ効果的な会計事務の遂行に向け、さまざまな事務改善を行いました。今後も更なる効率化に向け、取り組んでいきます。	実施中	-
⑫支払い事務に関して、授受日数が減ったことで、迅速化してコストパフォーマンスがあったのかどうか分からない。債権者への口座振込通知の廃止で費用削減、効率化できたのはわかるが、職員数的にはその部分は変化なしで、消込業務により増加、その点差引がなくてすまされればよかった。	支払い事務に関して、口座振込データの伝送化を行ったことで、運搬上のリスクの回避と日数の短縮による財務事務の効率化を図ることができました。また口座振込通知書の廃止により、封筒や郵送料等を削減し、コスト減を実現しました。消込事務については職員数は1名増となりましたが、消込事務を一元化し、事務のスリム化を図ることができました。	26年度下半期以降の取り組み	行政改革重点推進事業として位置づけ
⑬提案にあったとおり、指標を入れ替えて、資金運用実績額・基金や例月出納検査の指摘事項検討を採用すべきである。	現在の指標「資金運用実績額（歳計現金）」については、支払準備金の性格を有していることから、計画的に固定化することは困難です。そこで、新たに「資金運用実績額（基金）」、「例月出納検査の指摘事項件数」を指標として追加し、金融市場における運用実績額をトータルで管理するとともに、さらなる公金の管理を適正に行います。	基本構想	政策目標の指標に追加

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑭高齢化社会の中での税納付は、高齢者がコンビニ等で難しい機械操作をしなくても支払いができるよう、商店の協力等についても市として取り組んでいただきたい。</p>	<p>コンビニでの税等の納付においては、金融機関等で納付するのと同様に、窓口で納付書を持参すれば容易に支払うことができます。今後、さらにマルチペイメントネットワーク収納（銀行ATM、モバイル、インターネットバンキング等）の導入により、様々な収納方法の選択が可能になります。</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑮全てが電算化というけれど、高齢者には住みにくい。</p>			
<p>⑯マルチペイメント移行に伴う、行政側のメリット・デメリットを整理して、消込事務等各課との調整を効率的に行うよう努力してほしい。資金運用に関しては、財政調整基金や多目的基金の運用実績値はしっかり把握することが必要である。</p>	<p>各課で行っている、消込事務の一元化に伴い、事務の効率化を図りましたが、今後も各課と連携してさらなる効率化が図れるよう取り組みます。 基金については、今回新たに指標として「資金運用実績額（基金）」を追加します。</p>	<p>基本構想</p>	<p>政策目標の指標に追加</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

主管部局名	選挙管理委員会事務局
政策目標	19 住民の意思を行政に反映させる
所管の施策目標 (施策目標主管課名)	住民の意思を行政に反映させる（選挙管理委員会事務局）
総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント	政策目標の達成に向けた総合コメント
	<p>①選挙管理委員会の業務の第一は、公正・公平であり、その原点は見失わないように、今後も効率的・効果的に選挙が執行できるように努力して欲しい。</p> <p>②基本的には市民の政治意識（民意）の問題である。</p> <p>③若年中年層の投票率向上が一番の課題と思う。明るい選挙推進協議会の存在をもっと上手くアピールし、若手のエンジニアの登用等も視野に入れ、新たな啓発活動の導入及び現行の運動も並行して行っていく必要性を感じる。</p> <p>④戦略としては中・高・大学での教育が大切と思うが、学校教育としてOKなのか。</p> <p>⑤市民の日常生活と議員による政治は別物なのかもしれない。</p> <p>⑥市民は日々幸せなのか。何か問題が起きれば投票率は高くなるのか。</p> <p>⑦住民の意思を行政に反映させるという政策目標は大変である。選挙管理委員会がどうあるべきか、事務局は補佐する所と考えるが、本当の役割は何か。選挙の投票の結果を公表し、投票率が低いのは、市民が投票に対して何が課題となっているのか、調査して周知する等の対策が必要である。</p> <p>⑧住民投票についてはその条例が検討されており、選挙管理委員会事務局で行うことになると思うが、その対応については検討が必要である。</p>
	これまでの取り組みと成果について
	<p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑨基本的な業務は十分に達成していると考えられるが、啓発等の成果は投票率には現れておらず、啓発事業の効果等がどの程度、出ているかは、確認できない。</p> <p>⑩期日前投票所の増設は当日選挙に行けない人々に投票の場を広く提供するという意味で、目標達成の効果は大きいと思う。しかし、問題の本質は、全体の投票率（期日前+当日）であり、期日前投票は投票率のダウンを止める効果はあるが、全体の投票率をアップさせることには直結しないと思う。</p> <p>⑪小和田公民館での期日前投票所増設により、期日前投票が増え、投票率向上に寄与したことは評価できる。</p> <p>⑫来年の地方統一選挙に向け、市役所分庁舎は駐車場が今までより不便になることを考えると増設の必要性が考えられる。</p> <p>⑬明るい選挙推進協議会や文教大生と選挙啓発が行われているが、難しい問題ではあるが、なかなか効果の指標がないので判断しづらい。</p>
	<p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑭期日前投票所を設けることは、投票の利便性を上げられる点で効果があると考えられる一方で、選挙のない期間も専任職員体制をもっていることは、どれだけの成果をあげられているかは、疑問である。</p> <p>⑮投票日当日の会場増設は有効な政策ではあると思うが、近い所に行くということに止まり、投票数が分散されるだけだと思う。市としては経費のムダ遣いになるかもしれない。</p> <p>⑯課題認識は、あっているとと思う。期日前投票所の増設及び投票所の整備という意味での見直しが必要である。明るい選挙推進協議会は、あまり知られていないので、もう少しいろいろな部分でのアピールをしつつ、会員の募集及び新たな啓発活動の検討が必要と考える。</p>
課題認識と解決への方策について	
<p>⑰期日前投票所は設置する方向で検討してほしいが、指標にすべきかどうかは、慎重に検討すべきである。少なくとも現行の指標は維持すべきである。</p> <p>⑱専任職員による事務体制については、一部兼任も含めて、検討すべきである。</p> <p>⑲「明るい選挙推進協議会」は老人の集合体なのか。投票所の立ち会いは高齢者なのか。なぜ若い方にお願ひしないのか。市民ボランティア、大学との協調、NPO等々、政治への関心を広める良いチャンスと考える。</p> <p>⑳こちらも認識は正しいと考える。期日前投票所の増設及び投票所の整備という意味での見直しが必要である。明るい選挙推進協議会は、あまり知られていないので、もう少しいろいろな部分でのアピールをしつつ、会員の募集及び新たな啓発活動の検討が必要と考える。</p>	

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①選挙管理委員会の業務の第一は、公正・公平であり、その原点は見失わないように、今後も効率的・効果的に選挙が執行できるように努力して欲しい。	各種選挙を公正かつ適正に管理執行するために常に体制を整えておくとともに、選挙経費や啓発経費についても業務の改善を図りながら効率的に執行します。	実施中	—
③若年中年層の投票率向上が一番の課題と思う。明るい選挙推進協議会の存在をもっと上手くアピールし、若手のエンジニアの登用等も視野に入れ、新たな啓発活動の導入及び現行の運動も並行して行っていく必要性を感じる。	茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会や文教大学とは、いろいろな機会を通じて相互に連携し、若年層を中心に啓発活動を行っています。さらに他の年齢層についても投票率の現状を周知し、新たな啓発の取り組みについて検討していきます。	26年度 下半期 以降の 取り組み	事業実施の 考え方
④戦略としては中・高・大学での教育が大切と思うが、学校教育としてOKなのか。	若い有権者の投票率を踏まえますと、未来を担う若者に対する常時啓発は重要でありますので、アプローチするとともに手法を工夫しながら進めていきます。	参考と します	—
⑥市民は日々幸せなのか。何か問題が起きれば投票率は高くなるのか。	投票率は、その時の政治情勢や選挙の争点、候補者の顔ぶれなど様々な要素が影響すると考えられますが、投票環境の整備や啓発事業も重要でありますので、引き続き取り組んでいきます。	実施中	—
⑦住民の意思を行政に反映させるという政策目標は大変である。選挙管理委員会がどうあるべきか、事務局は補佐する所と考えるが、本当の役割は何か。選挙の投票の結果を公表し、投票率が低いのは、市民が投票に対して何か課題となっているのか、調査して周知する等の対策が必要である。	<p>選挙管理委員会は、国政・地方選挙や農業委員会委員選挙などの選挙に関する事務や選挙に関する訴訟、直接請求、国民投票などの選挙に関係する事務を管理執行しています。</p> <p>また、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して有権者の政治常識の向上に努めることや、投票の方法、選挙違反など選挙について必要と認める事項を周知することも重要な職務です。</p> <p>投票率については、選挙の種類や年齢階層別により違いがありますが、年齢階層では特に20代から30代の投票率が低い傾向となっているため、若年層に対する啓発事業を積極的に行っています。一般的に、投票率の低下の理由として、政治への無関心、政治への不満や不信、支持対象がない、投票しても影響がないと考えられることなどが挙げられます。選挙管理委員会としては、選挙に対する常時啓発や選挙時の啓発を充実するとともに、あらゆる機会を通して有権者の意向を聴取し、投票環境の整備を行い投票率の向上に努めています。</p> <p>なお、ご質問の選挙に関する意識や行動について調査し、結果を公表することは可能であるため、今後検討していきます。</p>	27年度 以降の 取り組み	事業の 実施方法
⑧住民投票についてはその条例が検討されており、選挙管理委員会事務局で行うことになると考えるが、その対応については検討が必要である。	住民投票条例については、本年度に設置されました茅ヶ崎市住民投票制度検討委員会（行政総務課所管）において今後調査審議することとなっています。この中で選挙管理委員会の位置づけについても検討されることとなるため、その審議内容に基づいて対応を図っていきます。	26年度 下半期 以降の 取り組み	—

選挙管理委員会事務局

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑨基本的な業務は十分に達成していると考えられるが、啓発等の成果は投票率には現れておらず、啓発事業の効果等がどの程度、出ているかは、確認できない。</p>	<p>啓発事業による投票率に対する効果を数値化することは、非常に困難であります。時勢に沿った啓発事業を企画し投票率の向上を図ります。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方</p>
<p>⑩期日前投票所の増設は当日選挙に行けない人々に投票の場を広く提供するという意味で、目標達成の効果は大きいと思う。しかし、問題の本質は、全体の投票率（期日前+当日）であり、期日前投票は投票率のダウンを止める効果はあるが、全体の投票率をアップさせることには直結しないと思う。</p>	<p>当日の投票所の投票率が低迷している一方で、期日前投票所での投票者数は増加傾向にあります。今後、全体の投票率を上げるためには、期日前投票所の増設は有効であると考えます。また、今後の高齢化社会において投票する機会を拡大していくことは重要な施策と考えています。期日前投票所について周知を十分に行い、投票率の向上を図ります。</p>	<p>27年度 以降の 取り組み</p>	<p>事業の 実施方法</p>
<p>⑫来年の地方統一選挙に向け、市役所分庁舎は駐車場が今までより不便になることを考えると増設の必要性が考えられる。</p>	<p>期日前投票所については、効果的な場所等を検討し、増設に向け今後も取り組んでいきます。</p>	<p>27年度 以降の 取り組み</p>	<p>事業の 実施方法</p>
<p>⑬明るい選挙推進協議会や文教大生と選挙啓発が行われているが、難しい問題ではあるが、なかなか効果の指標がないので判断しづらい。</p>	<p>茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会や文教大学との連携による啓発事業の成果について数値化することは、非常に困難であります。今後も粘り強く、新たな企画も考えながら事業を継続していきます。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方</p>
<p>⑭期日前投票所を設けることは、投票の利便性を上げられる点で効果があると考えられる一方で、選挙のない期間も専任職員体制をもっていることは、どれだけ成果をあげられているかは、疑問である。</p>	<p>選挙は、投開票事務が時間的制約の下に実施され、ミスが許されず、やり直しがきかない厳しい事務であり、さらに、専門性の高い業務のため事務局職員の自己研鑽と人材育成が必要です。また、選挙が年間を通じて定期的に行われるものではなく、衆議院の解散総選挙のように突発的に行われることもあるため常に管理執行体制の充実を図らなければなりません。選挙時以外にも裁判員候補者選定や定時登録など法令に基づく事務など多岐にわたり、豊富な知識と経験を要するため、不測の事態にも対応できる専任職員による体制が必要であると考えています。なお、選管職員が他課の業務を併任したことはありませんが、平成12年度までは、当時の行政課の職員が選挙時のみ選管の事務を併任していました。</p>	<p>参考と します</p>	<p>—</p>
<p>⑮投票日当日の会場増設は有効な政策ではあると思うが、近い所に行くということに止まり、投票数が分散されるだけだと思う。市としては経費のムダ遣いになるかもしれない。</p>	<p>投票日当日の投票所を増設することにより諸経費や人件費などが増額しますが、高齢化社会への対策の一つとして投票所の再編・整備を進めています。また、期日前投票所を増設することについても、有権者の利便性や投票率の向上に有効な方法でありますので、選挙費全体の経費を見直しながら増設に取り組んでいきます</p>	<p>27年度 以降の 取り組み</p>	<p>事業の 実施方法</p>
<p>⑯課題認識は、あっていると思う。期日前投票所の増設及び投票所の整備という意味での見直しが必要である。明るい選挙推進協議会は、あまり知られていないので、もう少しいろいろな部分でのアピールをしつつ、会員の募集及び新たな啓発活動の検討が必要と考える。</p>	<p>有権者の利便性の向上に向け、投票環境の整備について引き続き取り組んでいきます。茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会については、市のホームページでの紹介や啓発活動の際には会員募集のチラシを配布して周知をしていますが、新たな取り組みを実施するとともに新規会員を募集していきます。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方</p>

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
<p>⑰期日前投票所は設置する方向で検討してほしいが、指標にすべきかどうかは、慎重に検討すべきである。少なくとも現行の指標は維持すべきである。</p>	<p>期日前投票所については、今後増設の方向で取り組んでいきますが、新たな指標として「期日前投票所の増設箇所数」は設定しないこととします。現行の指標「投票率の向上」は、維持します。</p>	<p>実施中</p>	<p>—</p>
<p>⑱専任職員による事務体制については、一部兼任も含めて、検討すべきである。</p>	<p>政策評価のご質問の中で説明誤りがありました。 選挙管理委員会が他課との兼任をしたことは、過去にありません。他課が選挙管理委員会の事務を兼任したことはあります。選挙時以外の通常業務では、裁判員候補者選定や定時登録など法令に基づく事務が多岐にわたり、豊富な知識と経験を必要とします。また、投票率の向上を図るため、年間を通じていろいろな団体と連携しながら常時啓発を行っています。選挙事務については、専門性を有しますのでミスを防止する上からも専任職員による体制が必要であると考えています。</p>	<p>参考とします</p>	<p>—</p>
<p>⑲「明るい選挙推進協議会」は老人の集合体なのか。投票所の立ち会いは高齢者なのか。なぜ若い方をお願いしないのか。市民ボランティア、大学との協調、NPO等々、政治への関心を広める良いチャンスと思えるが。</p>	<p>茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会の会員の方の中には、本協議会の活動以外にもいろいろと市政に携わっている方もいます。本協議会の後継者については、大きな課題となっていますので、今後もあらゆる機会を通じて会員を募っていきます。 投票立会人の選出については、自治会を通じて依頼していますが、その際に若い方を選んでいただくようお願いしています。また、若い方で、臨時職員として期日前投票などの選挙事務に従事している方もいますので、今後より一層参加を促していきます。 現在、NPO法人に委託して「未来茅ヶ崎市」政策コンテストを実施しています。文教大学には参加を促すとともに多くの若者の参加を予定していますので、茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会も観覧し、会員募集のPRと啓発を計画しています。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方</p>
<p>⑳こちらも認識は正しいと考える。期日前投票所の増設及び投票所の整備という意味での見直しが必要である。明るい選挙推進協議会は、あまり知られていないので、もう少しいろいろな部分でのアピールをしつつ、会員の募集及び新たな啓発活動の検討が必要と考える。</p>	<p>有権者の利便性の向上に向け、投票環境の整備について引き続き取り組んでいきます。茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会については、市のホームページでの紹介や啓発活動の際には会員募集のチラシを配布して周知をしていますが、新たな取り組みを実施するとともに新規会員を募集していきます。</p>	<p>26年度 下半期 以降の 取り組み</p>	<p>事業実施の 考え方</p>

政策評価の外部評価結果への対応方針

1. 総合計画審議会・行政改革推進委員会評価結果

<p>主管部局名</p>	<p>監査事務局</p>
<p>政策目標</p>	<p>20 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する</p>
<p>所管の施策目標 (施策目標主管課名)</p>	<p>行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する（監査事務局）</p>
<p>総合計画審議会 行政改革推進委員会 委員コメント</p>	<p>政策目標の達成に向けた総合コメント</p> <p>①監査のレベルアップも当然必要なことだが、全庁的な事務、財務の個々の能力を上げる研修等を定期的に行うべきではないか。 ②財務監査によって、小さなミスを見逃さず、それが大きなミス未然に防ぐことにつながるため、重要である。 ③住民の行政に対する信頼を図るバロメーターは、監査が厳正に行われているかどうかである。もし間違いがあっても、素早く修正ができる組織であってほしいと思う。 ④以前行う予定としていた指定管理者等の監査状況や事務の執行に関する監査については、どうして実施できないのか、課題を分析し、早期に実施すべきである。 ⑤25年に行なわれた自治基本条例の学識者による見直しの中で、第三者による監査で透明性や市民への信頼を確保する観点から、指摘がある。外部監査の必要性の検討が必要である。 ⑥監査の目的は、③課題認識とその解決に向けた取り組みの視点にも書かれているので、認識されているのだと思う。しかし、24年、25年と見ても、定期監査だけで行政監査や財政援助団体等監査は行なわれていない。以前から他市ではスケジュールを経て、しっかり行われていると共に、事務事業の効率性や公平性にまで言及し、事務事業の改善を求めている。茅ヶ崎市でもしっかり行う必要がある。 ⑦監査が十分行われるためには、職員の専門性の充実が必要であるが、今の状況ではどんなに研修等を受けても庁内で監査が重要な部署であるという認識がなく、職員がかわいそうで、実施は難しいと考える。将来にわたって、内部監査を行なうのなら、市民の信頼を得るためにも職員の専門性・継続性の充実が必要である。今のままでは、政策目標を達成できる状況にはないと考える。</p> <p>これまでの取り組みと成果について</p> <p>(1) 政策目標の達成状況及び効果の状況</p> <p>⑧請求書の金額、日付の修正など初歩的な誤りに起因する指摘が多かったが、結果少なくなったとしているが、初歩的なミスが未だに24年度37件、25年度27件も残っているのはいかがなものか。 ⑨初歩的な書類不備の指摘が多いとのことだが、改善に努め、市民の安心、安全、信頼へとつないでほしい。 ⑩監査による指摘事項の漸減を評価する。指摘や不正の解消にはチェック機能が働いているかに掛かっている。今後も取り組みを継続して0（ゼロ）に近づけることを切望する。 ⑪監査結果については、監査委員会が行うものであり、それを補佐する役目が監査事務局だと認識しているが、茅ヶ崎市の監査結果の公表は事務局から出されている。市民にとって分かり易いということでは他市のように監査委員会の報告として公表すべきである。 ⑫自治基本条例の見直しの中で、監査結果に対する措置状況も公表することが大事であると指摘されているので、具体的な措置を記載してほしい。</p> <p>(2) 戦略的な政策展開の状況</p> <p>⑬監査能力や知識のレベルアップを図ることは重要だが当たり前前で、財務の専門家を部内にもっと増やすべきではないか。 ⑭過去を知る財務部門経験者の活用には、大賛成である。知識の継承をお願いする。 ⑮退職者の中から、財務部門経験者を非常勤嘱託職員として雇用し、専門性の確保、そして人件費の削減に努めたことに対して評価する。</p> <p>課題認識と解決への方策について</p> <p>⑯監査指摘件数0（ゼロ）を目指すべく、全庁的な取り組みが必要とのこと賛成だが、各部の責任者が初歩的なミスに気付かずに決裁しているあたりは、十分な再教育の必要を感じる。 ⑰管理職等の決裁者のうっかりや見過ごし等は怠慢であり、全くチェック機能が働かない結果を生む。早急に、その様な決裁者を集めて、泊まり込み覚悟の研修の実施を望む。 ⑱確かな監査によって、市民が安心して市政を見守れる。監査事務局の役割は極めて重要である。</p>

2. 評価結果への対応方針

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
①監査のレベルアップも当然必要なことだが、全庁的な事務、財務の個々の能力を上げる研修等を定期的に行うべきではないか。	定期監査や例月出納検査等で指摘された事項や誤りの多い点を踏まえて財務部局、会計課主催の財務会計事務に関する研修を定期的実施しています。	実施中	-
②財務監査によって、小さなミスを見逃さず、それが大きなミス未然に防ぐことにつながるため、重要である。	定期監査や例月出納検査などあらゆる機会を利用して小さな誤りもしっかりと注意・指導していきます。	参考とします	-
③住民の行政に対する信頼を図るバロメーターは、監査が厳正に行われているかどうかである。もし間違いがあっても、素早く修正ができる組織であってほしいと思う。		参考とします	-
④以前行う予定としていた指定管理者等の監査状況や事務の執行に関する監査については、どうして実施できないのか、課題を分析し、早期に実施すべきである。	指定管理者等の監査については、毎年実施しています。平成25年度は指定管理者、出資団体、財政援助団体各1団体について監査を実施し、その結果を公表しています。	実施中	-
⑤25年に行なわれた自治基本条例の学識者による見直しの中で、第三者による監査で透明性や市民への信頼を確保する観点から、指摘がある。外部監査の必要性の検討が必要である。	自治基本条例推進のためのアクション・プランに掲載されているとおり、外部監査については、企画部企画経営課において、第三者による監査を実施することにより透明性や市民への信頼を確保するという観点から、外部監査制度の意義や必要性の有無などについて検討することになっています。	参考とします	-
⑥監査の目的は、③課題認識とその解決に向けた取り組みの視点にも書かれているので、認識されているのだと思う。しかし、24年、25年と見ても、定期監査だけで行政監査や財政援助団体等監査は行なわれていない。以前から他市ではスケジュールを経て、しっかり行われていると共に、事務事業の効率性や公平性にまで言及し、事務事業の改善を求めている。茅ヶ崎市でもしっかり行う必要がある。	財政援助団体等監査については、毎年実施し、結果を公表しています。また、行政監査については2年に1回テーマを決めて実施し、その結果を公表しています。平成24年度は市の施設に設置されている自動販売機等の行政財産の目的外使用許可が条例や規則等に沿って行われているかを中心に行政監査を実施し公表しました。	実施中	-
⑦監査が十分行われるためには、職員の専門性の充実が必要であるが、今の状況ではどんなに研修等を受けても庁内で監査が重要な部署であるという認識がなく、職員がかわいそうで、実施は難しいと考える。将来にわたって、内部監査を行なうのなら、市民の信頼を得るためにも職員の専門性・継続性の充実が必要である。今のままでは、政策目標を達成できる状況にはないと思う。	平成25年度から財務部門の経験豊富な非常勤嘱託職員を雇用しています。また、職員についても積極的に研修等を受けると共に自己研鑽に励み全体のレベルアップを図っています。また、毎月実施している例月出納検査において見受けられる小さな誤りについても会計課を通じその都度指導するほか、定期監査等での指摘を受けて実施されている財務・会計部門による研修会や4半期ごとに行う財務総点検などを通して監査の重要性は認識されてきていると考えます。今後も公正で確かな監査を実施していきます。	参考とします	-
⑧請求書の金額、日付の修正など初歩的な誤りに起因する指摘が多かったが、結果少なくなったとしているが、初歩的なミスが未だに24年度37件、25年度27件も残っているのはいかがなものか。	指摘の件数については、減少していますが、依然として少なくない状況であります。小さな誤りが、大きなミスに繋がらないよう例月出納検査等でしっかりと指導します。また、誤りの多い事項については、財務部局、会計課主催の財務会計事務研修の際や全課への通知により注意喚起し、誤りを繰り返さないよう指導します。	26年度下半期以降の取り組み	例月出納検査
⑨初歩的な書類不備の指摘が多いとのことだが、改善に努め、市民の安心、安全、信頼へとつないでほしい。			
⑩監査による指摘事項の漸減を評価する。指摘や不正の解消にはチェック機能が働いているかに掛かっている。今後も取り組みを継続して0（ゼロ）に近づけることを切望する。			

委員からのコメント	対応方針	反映先等	反映箇所等
⑪監査結果については、監査委員会が行うものであり、それを補佐する役目が監査事務局だと認識しているが、茅ヶ崎市の監査結果の公表は事務局から出されている。市民にとって分かり易いということでは他市のように監査委員会の報告として公表すべきである。	監査結果の報告については、地方自治法第199条第9項により監査委員名で報告し公表しています。しかしながらホームページにおいては、内容のみ公表しています。今後はご意見のように報告書に準じた公表とします。	26年度 下半期 以降の 取り組み	ホームページ
⑫自治基本条例の見直しの中で、監査結果に対する措置状況も公表することが大事であると指摘されているので、具体的な措置を記載してほしい。	地方自治法第199条第12項に、措置を講じたときは、監査委員はその通知に関する事項を公表することになっています。本市においては平成25年2月に1件該当があり、これを公表しています。	実施中	—
⑬監査能力や知識のレベルアップを図ることは重要だが当たり前の中で、財務の専門家を部内にもっと増やすべきではないか。	職員の専門性の確保については大きな課題であります。財務部門経験者の雇用や異動に伴う経験者や資格取得者などを考慮するよう要望していきます。	参考と します	—
⑭過去を知る財務部門経験者の活用には、大賛成である。知識の継承をお願いする。		参考と します	—
⑮退職者の中から、財務部門経験者を非常勤嘱託職員として雇用し、専門性の確保、そして人件費の削減に努めたことに対して評価する。		参考と します	—
⑯監査指摘件数0（ゼロ）を目指すべく、全庁的な取り組みが必要とのこと賛成だが、各部の責任者が初歩的なミスに気付かずに決裁しているあたりは、十分な再教育の必要を感じる。	起案、起票している担当者から課長補佐レベルまでの研修は実施していますが、責任者である管理職など各決裁者への研修も必要と考えます。	参考と します	—
⑰管理職等の決裁者のうっかりや見過ごし等は怠慢であり、全くチェック機能が働かない結果を生む。早急に、その様な決裁者を集めて、泊まり込み覚悟の研修の実施を望む。		参考と します	—
⑱確かな監査によって、市民が安心して市政を見守れる。監査事務局の役割は極めて重要である。	今後も公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため監査を実施し、行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期します。	参考と します	—

